

令和 2 年第 3 回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 9 月 4 日 開会

令和 2 年 9 月 1 6 日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和2年東吾妻町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 （9月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○諮問第1号及び諮問第2号の一括上程、説明、採決	7
○報告第1号の上程、説明、質疑	8
○報告第2号の上程、説明、質疑	9
○認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査	10
○認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	47
○認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	53
○認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	55
○認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	58
○認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	61
○認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	65
○認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	67
○延会について	71
○延会の宣告	72

第 2 号 (9月7日)

○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	73
○出席議員	73
○欠席議員	74
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	74
○職務のため出席した者	74
○開議の宣告	75
○議事日程の報告	75
○議案第6号の上程、説明、議案調査	75
○議案第7号の上程、説明、議案調査	76
○議案第8号の上程、説明、議案調査	77
○議案第9号の上程、説明、議案調査	78
○議案第10号の上程、説明、議案調査	79
○議案第11号の上程、説明、議案調査	80
○議案第12号の上程、説明、議案調査	83
○議案第13号の上程、説明、議案調査	84
○議案第14号の上程、説明、議案調査	85
○議案第1号の上程、説明、議案調査	86
○議案第2号の上程、説明、議案調査	100
○議案第3号の上程、説明、議案調査	101
○議案第4号の上程、説明、議案調査	103
○議案第5号の上程、説明、議案調査	105
○議案第15号の上程、説明、議案調査	106
○議案第16号の上程、説明、議案調査	107
○散会の宣告	108

第 3 号 (9月15日)

○議事日程	111
○本日の会議に付した事件	112

○出席議員	112
○欠席議員	112
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	112
○職務のため出席した者	113
○開議の宣告	114
○議事日程の報告	114
○補正予算書の訂正	114
○選挙第1号	115
○認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決	116
○認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	121
○認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	123
○認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	124
○認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	125
○認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	126
○認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	127
○認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	128
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	130
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	130
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	131
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	132
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	132
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	133
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決	134
○議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決	134
○議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決	135
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	136
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	148
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	149
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	149

○議案第 15 号の質疑、自由討議、討論、採決	150
○議案第 16 号の質疑、自由討議、討論、採決	151
○発委第 1 号の説明、質疑、自由討議、討論、採決	152
○発委第 2 号の説明、質疑、自由討議、討論、採決	154
○委員会報告について	155
○閉会中の継続審査（調査）事件について	159
○町政一般質問	160
根 津 光 儀 君	160
青 柳 はるみ 君	169
竹 渕 博 行 君	179
○延会について	185
○延会の宣告	185

第 4 号 （9月16日）

○議事日程	187
○本日の会議に付した事件	187
○出席議員	187
○欠席議員	187
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	187
○職務のため出席した者	188
○開議の宣告	189
○議事日程の報告	189
○町政一般質問	189
重 野 能 之 君	189
高 橋 徳 樹 君	194
井 上 英 樹 君	206
里 見 武 男 君	217
○町長挨拶	225
○議長挨拶	226
○閉会の宣告	226

○署名議員.....	227
------------	-----

令和 2 年 9 月 4 日（金曜日）

（第 1 号）

令和２年東吾妻町議会第３回定例会

議 事 日 程（第１号）

令和２年９月４日（金）午前１０時開会

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 諮問第 １号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 ５ 諮問第 ２号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 ６ 報告第 １号 健全化判断比率の報告について
- 第 ７ 報告第 ２号 資金不足比率の報告について
- 第 ８ 認定第 １号 令和元年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 ９ 認定第 ２号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 ３号 令和元年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 ４号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 認定第 ５号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 認定第 ６号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 認定第 ７号 令和元年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 認定第 ８号 令和元年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第 16 議案第 ６号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議案第 ７号 東吾妻町交通安全条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議案第 ８号 東吾妻町駅前駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議案第 ９号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 10号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議案第 11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議案第 12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 2 3 議案第 1 3 号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例について

第 2 4 議案第 1 4 号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

第 2 5 議案第 1 号 令和 2 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 4 号）

第 2 6 議案第 2 号 令和 2 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

第 2 7 議案第 3 号 令和 2 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

第 2 8 議案第 4 号 令和 2 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 2 9 議案第 5 号 令和 2 年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

第 3 0 議案第 1 5 号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第 1 5 まで

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 英 樹 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	1 0 番	竹 渕 博 行 君
1 1 番	佐 藤 聡 一 君	1 2 番	根 津 光 儀 君
1 3 番	樹 下 啓 示 君	1 4 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	代表監査委員	角 田 隆 紀 君
総 務 課 長	水 出 智 明 君	企 画 課 長	関 和 夫 君
まちづくり 推進 課 長	武 井 幸 二 君	保健福祉課長	加 藤 俊 夫 君

町民課長	片貝将美君	税務課長	谷直樹君
農林課長	飯塚順一君	建設課長	福原治彦君
上下水道課長	高橋篤君	会計課長兼 会計管理者	一場正貴君
学校教育課長	堀込恒弘君	社会教育課長	丸橋昇君

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局 補佐	佐藤功樹
議会事務局 主任	田中康夫		

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 皆様、おはようございます。

開会に当たりご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言解除後の第2波が全国各地で患者数を増やしており、いまだ終息の兆しさえ見えておりません。今期定例会につきましても、当町に必要な新型コロナウイルス感染症対策について、多くの政策提言を議員各位に期待をいたします。

さて、本日ここに令和2年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には、極めてご多用の折ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本定例会には、人事案件や報告、令和元年度の一般会計、特別会計並びに事業会計の決算認定、条例関係、令和2年度補正予算案等の重要案件が提案される予定となっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。会期中、町長をはじめ執行部各位におかれましても特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、今期定例会におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手・指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和２年第３回定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し心より厚く御礼申し上げます。

コロナウイルス感染症につきましては、第２波といえる感染の広がりを見せ、群馬県においても警戒レベルを２に引き上げ、まだまだ油断できない日々が続いております。幸いにも町民の感染者はまだ出ておりませんが、今後も、感染状況等を注視しながら引き続き感染症対策を継続していきたいと思っております。

今定例会でも、密を避ける対策として、説明員である課長につきましては座席の間隔を開け、説明については入れ替わりながら行う方法で進めたいと思っておりますので、議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本定例会では、人事案件について２件、健全化判断比率の報告など報告関係２件、令和元年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてなど決算関係８件、東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例など条例関係９件、令和２年度一般会計補正予算など予算関係５件、その他関係１件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心な審議をいただきまして全てを原案どおりご議決賜りますようお願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君） ただいまより令和２年第３回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時０５分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、6番、高橋徳樹議員、7番、里見武男議員、8番、小林光一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から9月16日までの13日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は13日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、来週月曜日、9月7日の正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け要旨が明確に分からない場合、または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましては、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（須崎幸一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項はお手元に配付のとおりであります。後ほ

どご覧をいただき、議会活動または議員活動に資していただければと思います。

なお、末尾には、新型コロナウイルス感染症に関する意見書の提出について、群馬県町村議会議長会より依頼が届いておりますので、意見書例と送付先を添付してあります。また、群馬県町村議会議長会が有害鳥獣駆除に関して全国町村議会議長会に提出した要望書の写しを配付してありますことを申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎諮問第 1 号及び諮問第 2 号の一括上程、説明、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第 4、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第 5、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 諮問第 1 号、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について一括して提案理由の説明を申し上げます。

現在、東吾妻町では 5 名が人権擁護委員として委嘱されておりますが、令和 2 年 12 月 31 日をもって 2 名の委員が任期満了となることから、前橋地方法務局長より後任候補の推薦依頼がありました。人権擁護委員候補者は、地域住民の中から、人格、識見に優れ、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を推薦することとされており、引き続き、原町在住の新井ひろみさん、岩井在住の水野しげ子さんに打診したところ、候補者としての内諾が得られました。

新井さんは、平成 15 年 1 月 1 日人権擁護委員に就任し、現在 6 期目を迎えており、中之条人権擁護委員協議会副会長を務めておられます。水野さんは、平成 19 年から民生児童委員 3 期務め、平成 30 年 1 月 1 日人権擁護委員に就任し、現在、1 期目を務められており、両人ともに再任候補者として可能な 75 歳未満の方であります。

町としては、お 2 人ともに、人権擁護委員候補者の基準条件を満たし適任者と考えておりますので、推薦に当たり議会のご意見を賜りたく諮問申し上げます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

それでは最初に、諮問第1号の採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

次に、諮問第2号の採決を行います。

お諮りいたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（須崎幸一君） 日程第6、報告第1号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 健全化判断比率の報告について説明申し上げます。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の審査意見書の写しを付して報告いたします。

今回ご報告いたします健全化判断比率につきましては、令和元年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、共に黒字でございます。

実質公債費比率につきましては、前年度と比較して0.2ポイント増加し、11.5%となりました。比率が増加した主な要因といたしましては、平成29年度及び平成30年度に行った庁舎建設事業に伴う合併特例債の償還が始まったことによる公債費の増加でございます。

将来負担比率につきましては、前年度と比較して1.4ポイント増加し、57.4%となりました。主な増加要因といたしましては、吾妻広域消防本部の移転に伴う負担見込額が増加したこととあります。また一方では、公団営の畜産基地建設事業に係る債務負担行為が終了したことや、公営企業債残高の減少による繰入見込額の減少など、将来負担比率が改善される要因もございます。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する水準ではございません。

今後も引き続き、町債の発行に際しましては、地方交付税による財政措置の優位なものを活用するなど、さらなる財政の健全化に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（須崎幸一君） 日程第7、報告第2号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 資金不足比率の報告についてご説明いたします。

令和元年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の審査意見書の写しを付してご報告申し上げます。

該当する公営企業会計につきましては、水道事業会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の3会計でございます。いずれの会計におきましても、資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は該当ございません。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第8、認定第1号 令和元年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第1号 令和元年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

一般会計におきましては、歳入総額94億1,913万6,062円、歳出総額89億5,639万5,529円で、歳入歳出差引額の形式収支は4億6,274万533円となりました。このうち、繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源が1億1,860万4,000円でありますので、実質収支額は3億4,413万6,533円の黒字となっております。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

決算書の説明に入る前に、配付させていただきました資料につきまして説明させていただきます。

初めに、令和元年度東吾妻町における施策の実績でございます。

こちらは、昨年度の主な事業実績を各課別にまとめたものでございます。

もう一つは、令和元年度東吾妻町一般会計款別決算書（対前年度比較）とある、こちらの資料でございます。

1 ページ目は、一般会計の款別決算書の対前年度比較でございます。

2 ページ目をご覧くださいと、こちらが款別執行率の一覧でございます。

3 ページ目は、一般会計と各特別会計、水道事業会計の全会計を合計した性質別決算の一覧でございます。

4 ページ目は、各会計の実質収支の一覧です。こちら、一番下の全会計の合計額はそれぞれの会計の単純集計となっております。

5 ページ目につきましては地方債残高の推移でございます。一般会計、それから一般会計以外、全会計、臨時財政対策債につきまして、平成18年度から令和元年度までの残高の推移となっております。

6 ページ目は、普通会計に属します基金残高の推移でございます。財政調整基金、減債基金、その他の特定目的基金の残高の推移でございます。

7 ページ以降につきましては、一般会計の目別決算の前年度比較でございます。歳入歳出の増減分析として主な要因等を記載しております。それぞれ決算の参考にしていきたいと思えます。

それでは、一般会計歳入歳出決算書について、事項別明細書によりそれぞれの担当課長より説明させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

それでは、決算書によりまして説明をさせていただきます。

15ページ、16ページをご覧くださいと思います。

1 款町税について説明をさせていただきます。

町税の予算総額は18億8,903万4,000円、調定額は19億7,157万7,857円です。対予算比は104.37%でございます。収入済額は19億687万5,338円、対予算比100.94%、前年度の収入額と比較しますと約500万円の減でございます。

収納率につきましては、現年度課税分99.0%、滞納繰越分21.98%、全体で96.72%、対前年度課税分で0.09ポイントの減、滞納繰越分で0.86ポイントの減、全体で0.07ポイントの減でございます。こちらは施策の実績に記載してございます。

不納欠損額につきましては537万3,231円でございます。前年度比で約14万7,000円の増でございます。不納欠損は全てが地方税法第15条の7に規定されている滞納処分を停止したものでございます。

収入未済額につきましては5,932万9,288円で、前年度より116万8,084円の増でございます。

続きまして税目別でございしますが、1項町民税、収入済額が7億1,804万467円でございます。1目個人町民税の収入済額は5億4,778万9,267円でございます。1節の現年課税分と2節の滞納繰越分の合計でございます。前年度比で約278万円の増、収納率は95.51%でございます。2目法人町民税につきましては、収入済額1億7,025万1,200円でございます。前年度比で約634万円の減、収納率は99.94%でございます。

次に、2項固定資産税でございます。収入済額は10億3,366万908円でございます。1目固定資産税につきましては、収入済額10億629万9,308円でございます。1節の現年課税分、2節の滞納繰越分の合計でございます。前年度比で449万8,289円の減、収納率は96.54%でございます。2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、収入済額2,736万1,600円でございます。これは、関東森林管理局、群馬県、杉並区の3団体からの交付金でございます。前年度比で約78万円の増となっております。

次に、3項軽自動車税でございます。収入済額は6,157万1,949円でございます。1節の現年課税分、2節の滞納繰越分及び2目の環境性能割の合計でございます。前年度比で約188万円の増、収納率は95.72%でございます。

次に、4項1目の町たばこ税でございます。収入済額は8,973万3,064円でございます。前年度比で約39万円の増でございます。

17ページ、18ページをご覧いただきたいと思います。

5項1目の入湯税でございます。収入済額は386万8,950円でございます。前年度比で約7万7,000円の減でございます。

以上が1款町税の歳入決算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、2款地方譲与税でございます。

1項地方揮発油譲与税3,088万5,012円、2項自動車重量譲与税8,894万8,000円、3項の森林環境譲与税につきましては、令和元年度から譲与が開始となりまして、1,081万円となりました。

3款の利子割交付金は120万3,000円、4款の配当割交付金は588万2,000円、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては348万4,000円でございます。

続きまして、次の19、20ページをお願いいたします。

6款地方消費税交付金につきましては備考欄をご覧いただきたいと思います。地方消費税交付金が1億4,935万4,000円、それから社会保障財源交付金が1億742万4,000円。

続きまして、7款ゴルフ場利用税交付金が1,596万7,350円、8款自動車取得税交付金が1,848万8,991円となりました。この自動車取得税交付金につきましては、令和元年10月1日に廃止となりまして、次の9款環境性能割交付金が新設されまして、こちらが543万円の交付となっております。

続きまして、10款地方特例交付金が825万円となりまして、こちらは、先ほどの自動車取得税交付金の減収分が補填されております。

続きまして、11款地方交付税につきましては、合計で31億34万8,000円となりまして、前年度と比較すると1億4,331万3,000円、率にしまして4.8%増加しております。

続きまして、21、22ページをお願いします。

12款交通安全対策特別交付金は237万4,000円でございます。

13款以降につきましては各課にわたるものですが、歳入の部分につきましては企画課長のほうから説明をさせていただきます。

13款の分担金及び負担金でございます。こちらは、受益者が負担する性質のものでございます。収入済額の合計6,909万5,567円、前年度と比較しまして4.5%減少しております。収入未済額44万600円、こちらにつきましては、老人ホーム入所費用徴収金、それから児童福祉費負担金であります。

続きまして、14款使用料及び手数料でございます。収入済額の合計が6,697万5,447円、前年度と比較しまして0.7%の減となっております。収入未済額372万7,010円につきましては、保育所の利用者負担金、それから公営住宅使用料などがございます。

続いて、2枚めくっていただきまして、25、26ページをお願いします。

中段なんですけれども、15款国庫支出金でございます。こちらは、その目的や性質により負担金、補助金、委託金の3つの項に分類されております。収入済額の合計が7億8,784万458円でございます。前年度と比較して109.6%、金額にして4億1,203万円ほど増加しております。

主な要因としましては、この次の28ページの上段をご覧くださいと思います。こちらが総務費国庫補助金、備考欄の中に自立分散型エネルギー設備等導入推進事業補助金（繰越分）でございます。こちらが3億1,186万5,000円、このほか、民生費国庫補助金の子ども・子育て支援臨時交付金、こちらが3,147万4,000円などが増加したことが要因となっております。

収入内容につきましては、事業も多岐にわたっておりますので備考欄をご覧くださいと思います。内容説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、29、30ページをお願いします。

16款県支出金でございます。こちらにも、国庫支出金と同様に負担金、補助金、委託金の3つの項に分類されております。収入済額の合計が4億3,482万6,631円でございます。前年度と比較しまして3.8%、金額にして1,718万円ほど減少しております。収入内容につきましては備考欄を参照していただきたいと思います。

続きまして、2枚めくっていただきまして、33、34ページをご覧くださいと思います。

真ん中より少し下なんですけれども、17款財産収入でございます。収入済額の合計が4,988万713円でございます。こちらは土地・建物の貸付収入や基金の利子運用益、そのほか土地や立木などの売却収入となっております。

続いて、35、36ページをお願いします。

18款寄附金でございます。収入済額の合計が953万6,096円です。一般寄附金108万円、そのほか、ふるさと応援寄附金830万6,096円、これらが主なものでございます。

続きまして、37、38ページをお願いします。

19款繰入金でございます。収入済額の合計が6億2,101万9,302円です。前年度と比較して51.5%、金額にして2億1,121万円ほどの増額となっております。これは、減債基金の繰入金1,140万5,550円、また、庁舎建設基金繰入金4億3,463万6,000円などの繰入れが増加したことが主な要因でございます。

次の39、40ページに移りまして、20款繰越金でございます。収入済額の合計が3億2,648万9,072円となりました。

21款諸収入でございます。収入済額の合計が4億9,714万9,085円で、前年度と比較しまして110.8%、金額にして2億6,136万円ほどの増額となっております。

この主な要因としましては、次の41、42ページをお願いします。6目のダム関連事業雑入が合計額3億1,287万6,060円となりまして、水源地域活性化支援事業の収入が増加したことが主な要因でございます。また、収入未済額につきましては学校給食費の滞納が主なものでございます。

続きまして、2枚めくっていただきまして、45、46ページをお願いします。

22款町債でございます。収入済額の合計が11億60万円、前年度と比較して43.6%、金額にして8億5,200万円の減となりました。庁舎建設事業債の減少と、保育所施設整備事業が終了したことなどが主な要因でございます。

続きまして、47、48ページをご覧ください。

歳入合計といたしまして、調定額94億9,144万7,299円、収入済額94億1,913万6,062円、不納欠損額537万3,231円、収入未済額6,693万8,006円でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。歳出につきましては各担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

それでは、総務課担当の歳出の決算ということで説明をさせていただきます。

今回、密を防ぐということから、説明員である課長につきましては議場への入場制限をしております。この関係上、今までの決算書の説明ですと項目順にページを追って説明していたところなんですけれども、今回につきましては、それぞれのところで飛び飛びになるかと思えますけれども、全ての項目を説明させていただいて、それで次の担当課長に替わるという方法を取らせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、49ページ、50ページをお願いいたします。

1款議会費でございます。人件費及び経常的な経費でございます。主なものといたしまして、議会だよりの印刷費114万6,000円がございます。それから、13節委託料でございますが、会議録調製印刷製本委託料及び委員会等の会議録音反訳委託料で334万4,651円の支出済額となっております。

次ページへいっていただきまして、2款総務費、1項1目一般管理費でございますが、支出済額4億3,070万5,755円でございます。備考欄をご覧ください。職員人件費といたしまして、特別職2名分、それから、総務課、企画課、まちづくり推進課、会計課、町民課の環境部門の職員、合計で38名分の人件費4億168万1,922円でございます。

次の一般管理事務費は、主なものといたしまして、臨時職員の社会保険料188万6,503円、交際費は社会参加費を含めまして92万5,492円、郵便料が852万8,315円、次ページにいていただきまして、備考欄になりますが、電話交換業務委託料297万7,920円、綜合法令管理システム委託料237万8,380円等でございます。また、昨年度のみの委託料ということで、会計年度任用職員制度移行に伴う例規整備委託料110万円を支出しているところでございます。

次の人事管理費につきましては、職員健康診断委託料や給与システム使用料などでございます。

続きまして、2目の行政振興費でございますが、支出済額は1,597万6,952円でございます。この目、行政振興費では、区長会長、区長等の報酬、住民センターへの補助金等が主なものでございます。住民センター整備事業補助金につきましては、8区への補助を出しております。合計で88万2,000円でございます。住民センター用地土地賃借料補助金、これにつきましては38行政区、合計で131万3,390円ございました。また、魅力あるコミュニティ助成事業補助金119万5,000円の内訳は、東地区の奥田区におきまして、伝統芸能備品、それから一般備品の整備でございました。

続きまして、56ページをお願いいたします。

中段の5目財産管理費でございます。支出済額は10億238万4,588円となりました。備考欄の庁舎管理事業、ここの主なものは、電気料1,036万9,435円、電話料の178万8,610円、エレベーター保守点検業務委託料の160万8,840円、次ページにいていただきまして、建築物環境衛生管理業務委託料というのがあるかと思いますが、394万7,250円、これにつきましては、庁舎内の環境衛生を保つための管理業務ということで、清掃ですとか、害虫、それからネズミなどの駆除、それから防除、そのようなことをしている業務でございます。

それから、15節の工事請負費では、庁舎の浸水対策工事、それから、昨年の台風被害によります職員駐車場の整備などを行ったところでございます。

続きまして、庁舎建設事業ですが、この中で訂正がございます。この事業は全て繰越事業になっているんですが、項目の中で、後ろに括弧書きで「繰越」とあるものが、13節の

「社会教育課移転業務委託料【繰越】」というところと、次ページにいていただきまして、60ページの上から5行目、「土地購入費【繰越】」という部分がありますけれども、これだけが繰越しということではありませんので、この2項目の部分の「【繰越】」のところを削除をお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。この場で訂正し、おわび申し上げます。

それでは、前ページに戻っていただきまして、庁舎建設事業でございますが、総額で3,603万1,395円となりました。主なものとしますと、工事請負費の社会教育課事務室の改修工事437万4,000円、それから庁舎の増改築の工事、これが650万円、次ページにいていただきまして、懸垂幕の設置工事、これが858万6,000円でございます。それから、17節の土地購入費1,351万4,160円、これは駐車場にしたところでございます。

次の庁用車管理事業、それから町有バス運行事業につきましては、庁用車16台の管理、それから町有バス2台の管理、これに要する経費でございます。

その他財産管理事業にいしまして、この中で最下段にあります公共施設マネジメント支援業務委託料201万3,000円がありますが、この事業の中でサウンディング調査というものを行いました。この調査は、町有地の活用方法について民間事業者より意見や提案を求めて、市場性などを調査するものですが、これを昨年、初めて行ったというところでございます。この中に含まれているものでございます。

次ページにいていただきまして、中ほどより少し上方になりますが、旧岩島恒心会事務所の解体工事184万8,000円、その下の同事務所の敷地内伐採工事50万6,000円、この2項目につきましては、過疎債ソフト分の除却事業債を充当いたしたところでございます。

それから、地域振興センター事業でございますが、例年、主なものとしますと施設の運営管理費になるんですが、次ページにいていただきまして、昨年については、工事請負費としまして屋根の防水改修工事、これに308万円を支出したというところでございます。

それから、次の6目の公平委員会費でございますが、支出済額は4万5,212円で、委員報酬3名分及び費用弁償でございます。

続いて、7目の固定資産評価審査委員会費でございますが、支出済額は2万6,012円で、委員報酬3名分、それから費用弁償等でございます。

続きまして、68ページをお願いいたします。

下段にあります11目支所費でございます。支出済額は2,416万7,055円、東支所の管理事業、それから、改善センター管理事業に伴う経費ということでございます。主なものとしま

しては、東支所の電気料478万1,806円、次のページにいていただきまして、支所の屋根の防水塗装工事、ここに759万円を支出しております。この工事には地域開発基金を充当したところでございます。それから、そのちょっと下にある繰出金ですが、これは地域開発事業特別会計への繰出金702万円でございます。

続きまして、12目の簡易郵便局費でございますが、支出済額は770万5,651円でございます。植栗、厚田、本宿の3簡易郵便局の賃金や一般的な経常経費でございます。

続きまして、13目の交通対策費、支出済額は1,197万2,364円、交通安全対策に伴う経費でございます。主なものといたしますと、交通指導員17名分の報酬、出動旅費ということでございます。

次ページ、72ページのほうへいていただきまして、備考欄の上から2行目、報償費67万4,000円、これにつきましては運転免許証の自主返納者支援品代ということになります。15節の工事請負費525万8,000円につきましては、区画線の工事やカーブミラーの設置工事となります。それから、19節のチャイルドシート購入補助金20万8,700円、これについては昨年度から始めた補助金でございます、15名の方に交付をしたところでございます。

続きまして、76ページをお願いいたします。

広報広聴活動費になります。401万8,687円の決算額で、主に広報紙とお知らせカレンダーの発行費ということになります。

続きまして、また飛びますが、82ページをお願いいたします。

中段ほどになりますけども、20目の諸費でございます。支出済額が1,633万8,737円でございます。この目では、他の項目になじまない費用ということでこの諸費というところのせてございます。備考欄をご覧くださいまして、ここの主なものとしまして、顧問弁護士委託料や烏帽子山植林組合負担金等でございます。

次の防犯事業につきましては、防犯灯、それから防犯カメラ、ここの電気料、それから、防犯灯はLEDになっているんですが、その1,785灯分のリース料が入っております。

次ページへいていただきまして、防犯カメラのリース料31台分でございます。この辺が主なものでございます。

次の自衛隊事業ですが、自衛隊父兄会の事業補助金が主なものでございます。

それから、また飛びまして、92ページをお願いいたします。92ページの4項選挙費、1目選挙管理委員会費でございますが、支出済額は72万2,906円、選挙管理委員会の経常的な運営費になります。

次の２目選挙啓発費でございますが、支出済額が10万9,136円、選挙啓発ポスターコンクール等の表彰記念品等でございます。

３目の群馬県議会議員選挙費633万6,547円の支出済額でございます。選挙立会人の報酬、それから職員手当などが主なものでございます。

次ページへいっていただきまして、４目の東吾妻町議会議員選挙費でございます。支出済額が994万7,395円、事前準備の消耗品ですとか期日前投票所の経費、それから職員手当等が主なものでございます。

次の５目群馬県知事選挙費、支出済額は493万7,438円、選挙立会人の報酬や職員手当が主なものとなっております。

さらに次ページへいっていただきまして、６目参議院議員選挙費でございます。主なものとしますと、ほかの選挙と同じく選挙立会人報酬と職員手当が主なものでございます。

続きまして、めくっていただきまして、98ページをお願いいたします。

最下段になりますけれども、６項１目監査委員費でございます。支出済額は60万3,939円でございます、２名の委員報酬が主なものでございます。

次、ずっと飛びまして、120ページをお願いいたします。

120ページ、中段よりちょっと下になりますけれども、３項１目災害救助費でございます。支出済額19万2,508円、これの主なものは、南相馬市へ支援品ということでミネラルウォーターを送っているものが主なものでございます。

またずっと飛んでいただきまして、170ページになります。

170ページの下段、９款１項１目消防費でございます。支出済額が３億3,954万2,059円でございます。この目では、消防団の運営費、それから広域消防への負担金、それから消防施設の整備費、これらに伴う経費が主なものでございます。

消防団員につきましては、307名分の報酬1,099万1,250円、それから、次のページにいていただきまして、費用弁償、消防団員の出勤旅費になりますけれども、これが386万9,600円、それから、庁舎等修繕におきましては、防火水槽の修理などで268万7,168円を支出いたしました。中段あたりにいきまして、防火水槽の設置工事、これは西榛名区、烏帽子区、萩生の大谷区ということで、この３地区に防火水槽を設置したということで、この合計金額が1,483万9,000円でございます。

備品購入費では3,215万8,258円、このうち、2,948万円で消防ポンプ自動車を整備しました。整備したところは第４分団の第２部でございます。

次ページにいていただきまして、2目の水防費、これにつきましては消耗品費として6,380円の支出でございました。

次の3目防災費でございますが、支出済額は2億377万6,875円でございます。この目では、防災行政無線の維持管理費、これが主なものでございますが、平成30年度から、来年、令和3年度まで防災行政無線をデジタル化しておりますので、昨年につきましては、屋外子局32か所、これのデジタル化の工事ということで1億9,800万円を支出したところでございます。

総務課担当のところは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明の途中でございますが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時10分といたします。

（午前11時01分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） それでは、企画課関係の歳出を説明させていただきます。

決算書の53、54ページをお願いします。

一番下、2款1項3目財政管理費でございます。支出済額の合計が318万6,870円です。

次の56ページ、備考欄をご覧ください。

財務会計システム等の使用料が主なものでございます。

少し飛びまして、63、64ページをお願いします。

真ん中下、8目の財政調整基金費でございます。備考欄、財政調整基金積立金が3億1,618万4,294円、減債基金積立金が2億3,463万7,037円、それぞれ積み立てております。この減債基金につきましては、今後、庁舎建設に伴う合併特例債の元利償還金の返済に充てる予定であります。

続きまして、9目の企画費でございます。支出済額の合計が6,742万6,567円となりました。繰越明許費の220万円につきましては第2期総合戦略策定支援業務委託料でございます。

備考欄をご覧ください。企画調整事業として1,872万7,709円です。内訳としましては、ひがしあがつま創生会議の委員報酬や景観計画策定に係る調査業務委託料、それから、吾妻広域組合への一般経費負担金。次の66ページをご覧くださいと思います。ぐんま電子入札共同システム加入負担金などが主な内容でございます。

次の光ケーブル等管理事業につきましては、事業費合計が2,793万4,644円です。光ケーブル保守業務委託料や東電とN T T電柱への光ケーブル共架料、また、上信自動車道に伴う移設工事などが主なものでございます。こちらは、I R U契約に基づきましてN T Tから光ケーブル使用料が入るほかに、群馬県から移設工事の補償金が雑入として入っております。

次の定住促進事業につきましては、事業費合計が103万7,859円です。お試し移住住宅の管理費や地方創生関連の新聞広告料などが主なものでございます。

次に、ふるさと応援寄附金事業につきましては、事業費合計が850万9,083円です。寄附金は830万6,096円となりましたが、積立金につきましては、利子を含め565万5,589円となりました。昨年度は、台風19号の関係で災害復旧目的の寄附金が合計で265万4,000円ありまして、この分につきましては現年の災害復旧費へ充当しております。寄附の返礼金につきましては報償費の184万3,530円となりました。

次に、人口減少対策事業につきましては、4万4,515円で、こちらは郡内合同で行った婚活事業の負担金となります。

次のページ、67、68ページをお願いします。

「食」によるまちおこし事業につきましては、事業費合計が1,117万2,757円となりました。マイロックタウン東吾妻事業の業務委託料が主なものでございます。

次に、10目運輸対策費でございます。支出済額の合計が3,942万3,558円です。備考欄をご覧くださいまして、路線バス運行対策事業につきましては事業費合計が3,817万8,896円となりました。地域公共交通活性化協議会への負担金や乗合バスの補助金が主なものでございます。鉄道対策事業につきましては、事業費合計124万4,662円で、こちらは町内4駅に設置されておりますトイレの管理費などが主なものでございます。

続きまして、2枚めくっていただきまして、71、72ページをお願いします。

真ん中下でございます。14目の電算業務費でございます。支出済額の合計が7,807万6,462円です。こちらは、電算業務に係るシステム及び機器の保守業務、それから回線使用

料、ソフトウェアの使用料、機器のリース料、また、特定個人情報の提供に係る事務の負担金などが主な内容でございます。

続きまして、73、74ページをお願いします。

下のほうなんですけれども、15目の開発費でございます。支出済額の合計が75万731円です。国土利用計画法施行事務費が2万9,625円、開発指導事務が72万1,106円でございます。

続きまして、3枚めくっていただきまして、79、80ページをお願いします。

18目交流事業推進費でございます。支出済額の合計が297万9,274円です。都市交流促進事業につきましては、事業費合計が78万1,764円で、こちらは高円寺の阿波おどりや東吾妻ふるさと祭、都市交流30周年記念行事の負担金などが主なものでございます。

次の交流人口推進事業につきましては、まちづくり推進課長より説明させていただきます。

国際交流促進事業につきましては、事業費合計が199万6,274円で、次の82ページをお願いします。13節でございます。こちらは、台湾基隆市との中学生海外派遣事業に係る経費が主なものでございます。

19目山村振興対策費につきましては、6万9,100円で、こちらは山村振興連盟への負担金でございます。

少し飛びまして、95、96ページをお願いします。

下のほうですが、2款5項統計調査費、1目の統計調査総務費でございます。支出済額の合計が10万6,261円で、こちらは統計調査員の確保対策事業に係る経費でございます。

2目の統計調査費は、支出済額の合計が311万5,665円です。各種統計調査に係る経費ですが、次の98ページをお願いします。中段下の農林業センサス、こちらは5年に一度の調査でございますが、こちらがこの統計調査費の多くを占めております。

続きまして、大分飛びまして、169、170ページをお願いします。

8款土木費、3項3目の住宅管理費でございます。真ん中、下のほうなんですけれども、空き家対策事業として消耗品費7,538円の支出でございます。

続きまして、また大きく飛びまして、235、236ページをお願いします。

12款公債費です。支出済額の合計が10億8,916万99円となります。元金が10億1,152万4,149円、利子が7,763万5,950円となりました。平成30年度に借りました庁舎建設事業債と、はらまち保育所の建設事業債の元金の償還を開始したため、前年度と比較しまして、元金が5.6%、金額にして5,366万円ほど増加しております。

次の13款諸支出金につきましては、水道事業会計補助金として1,680万円、前年度と比較

しまして320万円ほど減少しております。

14款の予備費につきましては274万8,000円を充用させていただきました。

次の237、238ページをお願いします。

歳出合計でございます。予算現額が96億7,442万8,000円、支出済額が89億5,639万5,529円、繰越明許費が3億6,416万5,000円、不用額が3億5,386万7,471円となりました。全体で92.6%の執行率となりました。

次に、239ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額94億1,913万6,062円、歳出総額89億5,639万5,529円、歳入歳出差引額4億6,274万533円となります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が1億1,860万4,000円となりますので、実質収支につきましては3億4,413万6,533円となります。

次の240ページから244ページまでにつきましては、財産に関する調書になりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で企画課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 会計課長。

○会計課長（一場正貴君） お世話になります。

続きまして、55、56ページをお開きください。

4目会計管理費でございますが、支出済額は647万5,476円になりました。備考欄、会計管理事業ですが、口座振替手数料やコンビニ収納のシステムレンタル料等が主なものでございます。事務用品管理事業につきましては、庁舎内に備えてあります事務用消耗品及び文書ファイリング用品の購入費が主なものでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

75ページ、76ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、17目地域活性化対策費でございますが、支出済額4億677万1,416円でございます。備考欄のほうに移りまして事業ごとに説明申し上げます。地域活性化事業でございますが、こちらにつきましては支出済額1,962万8,727円で、主な支出としましては、定住促進事業、住宅取得奨励補助金交付事業が17件、1,529万円でございます。これにつきましては繰越分がございまして、繰越分につきましては4件の470万円とい

うことになりました。よろしくお願いします。

1枚はぐっていただきまして、地域おこし協力隊事業でございます。こちらにつきましては、隊員の賃金、住宅借上料などがございまして、合計で807万5,866円の支出でございました。よろしくお願いします。

続きまして、事業、萩生地区活性化事業につきましては、萩生トイレの電気料や管理に係る費用でございますが、合計で75万5,995円の支出になります。

続きまして、吾妻溪谷活性化対策事業、こちらについては水源地域活性化支援事業委託料、群馬県への委託料になりますが、こちらが2億58万8,300円、また、直接、町のほうでやらせていただきました鉄橋塗装工事3,740万円、J R 吾妻線廃線敷橋梁塗装工事ですね、一番下のほうからです。その一番下の土砂撤去工事、こちらにつきましては4,062万3,000円ということになってございます。

1枚めくっていただきます。

続きまして、道陸神トンネル補修工事、こちらについては過疎債の事業でございます。3,330万円でございます。また、土地購入費、こちらについては、自転車型トロッコの田園コースの土地購入費でございますが、1,300万円。その下の備品購入費です。レールマウンテンバイク等の購入費1,010万684円などがございます。合計で3億3,682万3,228円ということになります。

また、こちらについても吾妻溪谷活性化対策事業の繰越分がございまして、松谷トンネルの補修、のり面工事など行いまして2,728万7,600円ということになりました。また、水源地域活性化支援事業、群馬県の委託料の事業でございますが、こちらについては950万円の繰越分がございました。

続きまして、18目の交流事業推進費の中の交流人口推進事業でございます。こちらにつきましては、20万1,236円の支出で、杉並区で行われております東吾妻朝市に取り組んでおります団体への補助金10万円などの支出でございます。よろしくお願いします。

ちょっとページを飛ばさせていただきます。101ページ、102ページお願いします。

2款8項3目道の駅管理事業でございます。こちらにつきましては支出済額合計で2,311万4,281円でございます。主な支出としましては、1枚はぐっていただきまして、まず指定管理料1,231万2,963円、また、町民無料優待入浴券等の精算で269万420円、天狗の湯の源泉ポンプの入替え工事407万円等々がかかりました。

続きまして、4目の桔梗館管理費に入ります。こちらにつきましては支出済額が1,366万

5,564円でございます。主な支出としましては、指定管理委託料768万463円、また、町民無料優待入浴券等の精算で502万4,300円などございました。

ちょっとまた飛んでいただきます。133、134ページをお願いします。

5款1項1目労働諸費でございます。支出済額合計で161万5,382円でございます。主な支出としましては、勤労者住宅建設資金利子補給補助金でございまして、15件分で150万円の支出がございました。あと、合同企業説明会の支出等でございます。

続きまして、149ページ、150ページのほうをお願いします。

7款1項1目商工総務費でございます。支出済額が3,394万4,407円でございます。こちらは商工観光係4名の人件費が主な支出でございます。

1枚はぐっていただきまして、2目商工振興費でございます。こちらについては、支出済額が5,546万7,236円で、主な支出は、商工会補助金1,114万円、住宅新築改修等補助金、現年分で56件、952万5,000円、事業立て分かれていますけれども、繰越分が9件分で211万円の支出がございました。また、企業立地促進条例関連奨励金、こちらは5件分で1,968万6,000円などでございます。

続きまして、3目の観光費に入ります。支出済額合計で5,902万7,460円でございます。観光管理費2,734万4,057円の支出がございました。主な支出としましては、こちらにあります平沢観光案内所のアスファルト舗装工事196万9,000円などでございます。

1枚めくっていただきます。続きまして、観光協会の補助金1,900万円、また、吾妻峡シャトルバス運行補助金133万620円、ふるさと祭り事業補助金300万円などがこちらの観光管理費でございます。よろしくお願いします。

続きまして、事業、観光宣伝事業としましては支出済額752万3,546円でございます。こちらについては、主にイベントで配布するノベルティの製作やパンフレットなど小冊子の印刷、広告料などが主な支出になってございます。

温川キャンプ場の管理事業に入ります。こちらにつきましては251万3,490円で、職員の賃金などがございます。

1枚めくっていただきまして、あづまキャンプ場管理事業でございます。こちらについても職員の人件費等々で560万751円ございました。

続きまして、公園等管理事業、こちらについては457万3,389円の支出がありました。主な支出としましては、1枚、またページを返していただきまして、天神山の支障木伐採工事、こちらで114万4,000円、また、岩井親水公園の橋梁があるんですけれども、その欄干の

改修工事119万9,000円などがございました。

都市公園の管理事業に入ります。こちらは、都市公園の清掃管理委託料などで80万403円の支出でございました。溪谷自然公園事業につきましては、公衆トイレが3棟あるわけですが、公衆トイレの電気料や清掃業務委託料などで345万5,724円となっております。

続きまして、日本ロマンチック街道事業は、協会負担金などで5万4,000円でございます。

続きまして、真田丸継承事業、こちらにつきましては、支出済額が716万2,100円で、イベントで配布するノベルティーの製作やパンフレットなど小冊子の印刷、広告費のほかに、1枚返していただきまして、日本忍者協議会負担金20万円や、岩櫃城忍びの乱事業運営費補助金300万円の支出がございました。

4目に入ります。消費者行政推進費ですが、支出済額が66万7,000円で、こちらについては消費生活センター運営費負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） 続きまして、税務課の歳出を説明させていただきます。

83、84ページをご覧くださいと思います。

2款2項徴税费は支出済額9,599万6,759円でございます。1目税務総務費は、支出済額6,962万9,476円で、一般職員11名分の人件費でございます。

2目の賦課徴収費は支出済額2,636万7,283円でございます。繰越明許費2,220万9,000円は、資産税に関わる課税客体調査及びシステム更新業務委託料でございます。航空写真撮影のタイミング等の理由により繰越しをさせていただいております。

それでは備考欄をご覧ください。最初に賦課徴収費でございます。1,686万9,905円は賦課徴収全般に係る経費でございます。主な支出は、税務情報マスター基本ソフトシステム利用料、地方税申告受付支援サービス業務利用料などのシステム利用料や、1枚めくっていただきまして、地方税共同機構負担金、還付金及び還付加算金などの通常経費でございます。

続きまして、住民税、軽自動車税でございます。支出済額22万6,911円は、町民税及び軽自動車税の賦課徴収に要する経費でございます。主なものは、消耗品や税務関係図書代、郵送料でございます。

続きまして、資産税でございます。支出済額915万4,872円につきましては、主に固定資産税の賦課徴収に要する経費でございます。主な支出は、土地価格時点修正鑑定委託料、評価替え前年に行います土地評価替鑑定委託料、固定資産管理システムL G W A Nシステム使

用料などの経常経費でございます。

続きまして、収税、滞納繰越分でございます。支出済額11万5,595円につきましては滞納整理、収納事務に要する経常経費でございます。主な支出は、消耗品や郵送料、金融機関への照会手数料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、町民課分についてご説明を申し上げます。

ちょうど見開きのページ、87ページからご覧ください。

2款3項1目の戸籍住民基本台帳費ですが、人件費6名分、戸籍住民票などの帳票類発行のためのシステム利用料や、戸籍住民基本台帳管理等の保守点検料、証明書類のコンビニ交付のためのシステム等導入料や負担金、法務省が所管する人権擁護委員関連として、委員候補の推薦などの事務費、旅券の発行事務端末機の保守料でございます。

続きまして、110ページの3款1項3目の国民年金費をお願いいたします。年金資格の取得・喪失等の事務手続に必要な需用費、役務費でございます。

続きまして、114ページをお願いいたします。

2段目の3款1項6目の国民健康保険費をお願いいたします。支出合計は1億2,855万7,996円となりました。事務職員3名の人件費並びに国民健康保険特別会計事務勘定への繰出金となります。

同項8目の後期高齢者医療費になりますが、群馬県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金と、町後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定負担金、並びに事務費分の繰出金の支出済額合計2億7,652万7,836円となりました。

次に、ページが飛びます。128ページをお願いいたします。

4款1項6目の環境衛生費でございます。支出済額1,626万6,065円となりました。畜産団地関連として実施している水質検査委託料、河川4か所でございます。蜂駆除用の防護服などの備品購入費、吾妻広域火葬場負担金や、個人住宅への太陽光発電システム設置費補助金となります。

続きまして、130ページをお願いいたします。

7目の公害対策事業費につきましては、例規集の追録代や、東吾妻中学校に設置している大気観測装置の電気代が含まれております。このほか、産業廃棄物不法投棄による水質汚染を調査するための水質検査、福島原発事故関連で除染対策事業による放射線量測定器の校正

委託料となっております。

次のページをお願いいたします。

9目霊園管理費をお願いいたします。町内に2か所ある町立霊園の維持管理費で主な支出としましては、経常経費のほか、シルバー人材センターへの委託料、清掃などの委託料、返還区画の補修整備工事請負費となります。集会所管理費は、あがつま霊園内にある集会所等の施設の管理費でございます。

4款2項1目の清掃総務費ですが、職員の時間外勤務手当、環境対策消耗品、町内に2か所ある公衆トイレの電気料や水道使用料、環境美化運動実施時期に各行政区に配付するごみ袋の代金や、その際集められたごみの収集委託料でございます。さらには、吾妻東部衛生施設組合へのし尿処理4,826万円、可燃ごみ処理9,606万9,000円、粗大ごみ等の処理4,454万7,000円などの合計2億1,132万円の負担金が本目総支出の大部分を占めております。また、資源ごみの集団回収奨励金も含まれており、支出合計は2億1,182万210円となりました。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

それでは、保健福祉課担当を説明させていただきます。

105、106ページをお願いいたします。

それでは、3款の民生費をお願いいたします。

まず初めに、1項1目の社会福祉総務費でございますが、社会福祉事業費は、9名分の職員人件費のほか、民生委員・児童委員と保護司報償費でございます。社会福祉協議会への補助金が主なものでございます。

プレミアム付商品券事業でございます。107、108ページをお願いいたします。消費税引上げに伴い、地域における消費喚起を目的として、住民税非課税者、3歳未満のいる世帯主に25%増の商品券を発行した事業となります。主なものはプレミアム付商品券換金と電算処理業務委託料となります。

2目の障害福祉費でございます。障害児者総合支援事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに要した経費でございます。ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料は、国・県の補助金に加え、吾妻東部の3町村で負担しております。

109、110ページをお願いいたします。

障害福祉サービスに係る給付費につきましては、障害福祉サービス介護給付費、障害福祉

サービス訓練等給付費、障害者自立支援（療養介護）医療給付費の3つを足し合わせた合計が前年度の5.4%増となりました。このほか、障害者補装具、日常生活用具給付費でございます。

続きまして、障害福祉事業でございます。この事業は、障害者総合支援事業に基づかない事業に対する経費で、主なものは腎臓機能障害者通院交通費補助金、特定疾患等患者見舞金分でございます。

4目の老人福祉費の老人福祉事業でございます。金婚夫婦等慶祝事業につきましては34組のご夫婦が該当となりました。111、112ページをお願いいたします。100歳の慶祝祝金は7名の方、敬老祝金は472名の方に支給しております。

シルバー人材の運営委託料、紙オムツ等給付事業委託料、406名の方が給付対象となり、社会福祉協議会へ委託しました。

地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金は、全額、国庫補助金になりますが、町指定施設グループホームやまゆりの家へ空調設備、LED照明等整備補助金でございます。

介護保険特別会計繰出金につきましては、特別会計の中で改めてご説明させていただきます。

次に、地域包括支援センター事業でございます。これは、保健センター内にある地域包括支援センターの職員人件費3名分と、介護予防給付ケアマネジメント委託料でございます。

続きまして、5目の福祉医療費、福祉医療事業でございます。福祉医療は、保険適用診療の自己負担分を公費で賄う制度で、対象者は中学3年生以下の子供、重度心身障害者、母子・父子世帯が該当となります。福祉医療は対前年比12%減となりました。

113、114ページをお願いいたします。

7目の社会福祉施設管理費でございます。主なものは、指定管理となっておりますいわびつ荘とすこやかセンター福寿草、原町忠霊塔の施設修繕費でございます。

続きまして、2項1目の児童措置費でございます。子育て支援の主なものは、出産祝金53名分と児童手当の支給でございます。

4款の衛生費に移ります。

121、122ページをお願いいたします。

まず、1項1目の保健衛生総務費でございます。保健総務費は保健センター職員10名分の人件費と負担金、補助金などが主なものでございます。吾妻広域圏救急医療費負担金、中之条病院健全化補助金となります。原町日赤に対する補助金につきましては、運営補助金に加

え、施設整備補助金を助成しております。

2目の予防費でございます。定期予防接種事業は、予防接種法に基づく予防接種の経費でございます。

123、124ページをお願いいたします。

定期外予防接種事業は、任意接種に対する補助でございます。インフルエンザ予防事業でございます。65歳以上の高齢者と子供、妊婦に対するインフルエンザ予防接種で、3,400円を上限に費用負担をしております。狂犬病等予防事業は、狂犬病予防法に基づく犬の登録と注射及び避妊手術の補助金でございます。

続きまして、3目の母子保健費でございます。初めに、次世代育成支援事業は、妊産婦新生児訪問や思春期講演会などの経費でございます。教育相談事業は、離乳食講習会やラッコクラブ、ピョピョクラブなどの運営費でございます。

125、126ページをお願いいたします。

妊婦支援事業は、妊婦健診の委託料や不妊治療費の助成金でございます。健康診査事業は、乳幼児の定期健診にかかった経費でございます。歯科健康診査事業は、乳幼児の歯科健診にかかった経費でございます。母子医療給付事業は、未熟児養育医療と育成医療に係る経費でございます。

続きまして、4目の健康増進事業でございます。ここでは、健康増進法に位置づけられた各種がん検診や、健康診査、健康教育、健康相談等に要した経費でございます。健康診査事業は健康診査等委託料になります。

127、128ページをお願いいたします。

がん検診事業は、各種がん検診の経費でございます。生活習慣病予防対策事業は、糖尿病予防教室や特定保健指導などに要した経費でございます。自殺対策事業は、自殺対策基本法に基づく計画策定のダイジェスト版作成、看板設置費でございます。

続きまして、5目の健康推進費は、食生活改善推進協議会への業務委託料でございます。

129、130ページをお願いいたします。

8目の保健センター管理費でございますが、こちらは保健センターの運営管理に要した経費でございます。

以上で説明いたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

131、132ページをお願いいたします。

最下段でございます。4款3項1目簡易水道費でございます。19節の負担金、補助及び交付金は、町営以外の簡易水道組合や小水道組合に対する建設事業補助金として、8つの組合に288万7,000円を支出してございます。それから、28節繰出金ですが、簡易水道特別会計繰出金に2,219万1,000円でございます。

続きまして、167、168ページをお願いします。

8款2項2目の下水道費でございます。19節の負担金、補助及び交付金は、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業関係市町負担金で298万7,000円、28節の繰出金は、下水道事業特別会計繰出金で、2億1,326万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） お世話になります。

それでは、農林課主管のところ説明をいたします。

134ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、支出済額4億7,362万4,521円でございます。1目農業委員会費は、支出済額2,711万6,372円で、備考欄の農業委員会費につきましては、報酬、職員人件費などの農業委員会運営に係る諸経費でございます。

次ページをお願いいたします。

2目農業総務費でございますが、支出済額は8,952万1,242円で、備考欄の農業総務費につきましては2節給料から4節共済費までの職員人件費でございます。農政対策事業につきましては、各農業振興協議会への活動補助金が主なものでございます。

3目農業振興費でございますが、支出済額は3,064万3,603円でございます。備考欄の経営所得安定対策事業につきましては、経営所得安定対策等推進事業補助金が主なものでございます。農業次世代人材投資事業につきましては、新規就農者3名に対し給付金を交付いたしました。

次ページをお願いいたします。

農業振興地域整備促進事業につきましては委員報酬及び費用弁償が主なもので、農業近代化資金等利子補給事業につきましては5件に対し利子補給を行いました。農業振興対策事業につきましては、こんにゃく病虫害防除対策委託料、農業機械導入事業補助金が主なものでございます。また、野生動物による農作物災害対策事業につきましては、電気柵設置等の経

費の一部を補助いたしました。

続いて、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業につきましては、認定農業者の方に対する機械導入の補助でございます。園芸用廃プラスチック処理事業は、キロ当たり10円の補助を行い、約43トン进行处理いたしました。中山間地域等直接支払事業につきましては、21集落協定への交付と事務的経費でございます。

次ページをお願いいたします。

環境保全型農業直接支払事業につきましては、環境保全効果の高い営農活動の実施のための交付金で、1件に対し交付をいたしております。直売施設管理事業、いわびつ体験農園事業につきましては施設管理のための経費でございます。

続いて、農業用ハウス強靱化緊急対策事業につきましては、6件の方へのハウス補強等への補助でございます。

4目農業経営基盤強化対策事業費でございますが、支出はございませんでした。

5目畜産振興費でございますが、支出済額は1億2,271万1,736円で、畜産振興費につきましては、CSF対策の消耗品、また、畜産協議会への補助金が主なものでございます。

公団営畜産基地負担金事業につきましては、2経営体及び町の負担分を合わせた償還金でございます。

次ページをお願いいたします。

ぐんまの肉牛応援事業はICT機器導入の補助、豚熱対策事業は、防疫対策としての野生動物侵入防止柵設置に対する補助でございます。

6目農地費でございますが、支出済額9,867万48円でございます。備考欄の基盤整備事業、萩生川西地区につきましては農地整備耕作放棄地型補助金が主なものでございます。

続いて、群馬県中山間地域農業農村整備事業につきましては上野原地区の県営事業負担金が主なものでございます。県単小規模土地改良事業につきましては、本宿松原地区及び植栗上組地区の用排水路の測量設計及び工事、鳥獣害防止対策事業では、須賀尾地区に電気柵設置の補助を行いました。

町単小規模土地改良事業では、台風19号被害による用排水路等の補修・修繕及び33件の農地復旧の補助を行いました。

次ページをお願いいたします。

多面的機能支払交付金事業につきましては、農地維持支払交付金を15組織、資源向上支払交付金を13組織に交付いたしております。

7目地籍調査費でございますが、支出済額2,015万5,981円でございます。調査地区につきましては、岩下の一部1、須賀尾の一部5でございます。

続いて、146ページをお願いいたします。

2項1目林業振興費でございますが、支出済額3,643万6,923円でございます。備考欄の林業振興費につきましては、緑の県民基金伐採事業を5地区、緑の県民基金管理事業を15地区、森林整備担い手対策事業、木材流通促進事業、また、森林環境譲与税基金積立てを行いました。

有害鳥獣捕獲事業につきましては、イノシシ、鹿、猿等の捕獲に対して補助金を交付しております。元年度の実績でございますけれども、イノシシは424頭、鹿につきましては197頭、猿29頭、熊が25頭でございます。

次ページをお願いいたします。地域おこし協力隊では隊員の賃金等になります。

続いて、2目林業基盤整備費でございますが、支出済額は4,524万1,039円で、広域林道開設事業につきましては、林道吾嬬山線の応急施設事業負担金、治山事業につきましては県単治山事業への負担金でございます。

県単林道改良事業につきましては、6か所の林道橋梁点検業務委託料及び北榛名山線、坂倉線の舗装工事でございます。町単林道整備事業につきましては、台風19号被害による路肩補修等の維持修繕、また、4路線の除草委託などでございます。林道作業道総合整備事業補助金につきましては、作業道開設に係る補助金でございます。

続いて、150ページをお願いいたします。

3目町有林管理費でございますが、支出済額は293万9,577円で、巡視人の報償費、森林国営保険などの管理委託料などが主なものでございます。

3項1目水産振興費でございますが、支出済額は18万8,000円、漁業協同組合等への補助金でございます。

それと、231ページをお願いいたします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費、支出済額508万2,000円でございます。これにつきましては、災害復旧に係る委託料、工事費が主なものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） ここで休憩を取ります。

再開を午後1時といたします。

（午後 零時03分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（須崎幸一君） 担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 大変お世話になります。

建設課担当のところににつきまして説明をさせていただきます。

99ページをお願いいたします。

7 項のダム対策費でございます。1 目ダム対策総務費は、支出済額1,074万8,343円のうち、備考欄に記載されているダム対策総務費を説明させていただきます。主なものにつきましては、ダム対策係1名の職員人件費等及び道の駅あがつま峡遊歩道舗装工事の工事請負費でございます。よろしくお願いいたします。

次に、159ページをお願いいたします。

8 款土木費でございますが、支出済額6億9,175万3,101円、繰越明許費につきましては、道路・橋梁の工事費及び上信自動車道関連の町道拡幅に伴う土地購入費と補償金等でございます。

1 項1 目道路橋りょう総務費は支出済額8,980万965円でございます。備考欄をご覧ください。14名の職員人件費及び原材料支給事業、春・秋の道路愛護事業等の保険料、そして、GISデータ補正業務と記載はしておりますが、道路台帳補正業務でございます。また、道路番号標識設置工事、橋梁照明、関係機関の負担金が主なものでございます。

次に、161ページをお願いいたします。

2 目道路維持費は支出済額1億851万2円です。備考欄をご覧ください。道路維持費の主なものは、臨時職員1名分の賃金等と、町道、普通河川の維持管理及び測量設計業務委託や工事費、業者や行政区に依頼している除雪、砂まき委託や、原材料支給等の機械借上料、経営事業に対する町の負担金でございます。

次に、163ページをお願いいたします。

3 目道路改良費は支出総額 1 億3,881万9,632円でございます。備考欄をご覧ください。道路改良費は、支出済額9,843万4,367円で委託料につきましては町道5086号線測量設計業務委託以下4路線、工事請負費につきましては、町道長寿園線道路改良工事以下4路線と土地購入費並びに補償金が主なものでございます。

続きまして、町道新井・横谷・松谷線事業につきましては支出済額610万1,520円でございます。これにつきましては、県道中之条・東吾妻線拡幅工事関連接続部の補償金が主なものでございます。

次に、165ページをお願いいたします。

上信自動車道関連事業につきましては支出済額818万6,959円であります。上信自動車道計画による町道の拡幅計画の業務委託や土地購入費、補償金が主なものでございます。

続きまして、上信自動車道関連繰越事業でございますが、支出済額2,609万6,786円でございます。これにつきましては、上信自動車道計画による町道の拡幅の土地購入費や補償金でございます。

次に、4 目橋りょう維持費については支出済額 1 億1,124万1,361円でございます。備考欄をご覧ください。橋りょう維持費は支出済額5,708万6,481円でございます。委託料につきましては、国庫補助事業の防災・安全、社会資本整備交付金による橋梁の耐震補強、落橋防止等検討業務及び橋梁補修設計と沢尻橋補修工事の前払い金が主なものです。

次に、橋梁補修事業繰越事業につきましては支出済額5,415万4,880円です。委託料につきましては、国庫補助事業の防災・安全、社会資本整備交付金による鳩ノ湯橋の積算・施工監理委託と補修工事代金が主なものでございます。

次に、2 項 1 目の都市計画総務費の支出済額は78万5,485円でございます。備考欄をご覧ください。都市計画総務費につきましては、28万9,606円で、上部団体等の負担金が主なものでございます。

次に、167ページをご覧ください。

広場管理費、建設課部分の事業であります。支出済額49万5,879円でございます。これにつきましては、群馬原町駅北口にあるコミュニティ広場及びふくしふれあいロード関連の花植えや電気料金等でございます。

続きまして、3 項の住宅費は支出済額2,634万8,656円です。繰越明許につきましては町営住宅の排水路工事が主なものでございます。

1 目公営住宅管理費は支出済額2,019万9,635円です。主なものにつきましては、町営住宅の修繕等の維持管理費及び町営住宅借地料が主なものとなっております。

次に、169ページをお願いいたします。

2 目の定住促進住宅管理費については支出済額56万1,393円でございます。これにつきましては、箱島地区にある4戸の定住促進住宅の管理費が主なものでございます。

次に、3 目住宅管理費でございますが、住宅・建築物安全ストック形成事業につきましては558万90円でございます。内容につきましては、空き家除却費の補助金と木造住宅診断者派遣事業が主なものでございます。

続きまして、233ページをお願いいたします。

2 項土木施設災害復旧費、支出済額1億486万1,141円です。繰越明許費につきましては河川・道路の復旧工事費等でございます。

2 目の道路復旧費につきましては、台風19号関連の国庫補助事業となった道路災害復旧事業の測量・設計委託料、そして道路復旧工事請負代金の前払い金、また、補助対象とならない道路復旧工事の請負費の前払い金などが主なものでございます。

建設課は以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） お世話さまになります。よろしくお願いいたします。

学校教育課所管の令和元年度決算につきまして、初めに民生費からご説明をさせていただきます。

決算書113、114ページをお願いいたします。

備考欄では一番下から次ページにかけての説明となりますが、3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童措置費、子育てひろば113万3,883円は、はらまち保育所2階の子育て支援センターで実施をいたしております子育てにこにこひろばの運営経費でございます。週5日間開設をいたしまして、196日間の開設において1日平均約8.5人の親子の利用がございました。

次の子ども・子育て会議費204万1,816円は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした東吾妻町子ども・子育て支援事業計画第2期の策定に要した経費でございます。策定に当たりましては、子ども・子育て会議を3回開催いたしました。

2 目保育所費、保育所運営事業1億5,859万8,821円は、町内2か所の保育所の運営経費でございます。この運営事業費の多くは人件費となります。また、運営費には、保育料収入

のほか電源立地地域対策交付金2,240万円を充当いたしております。115、116ページから117、118ページ下段にかけまして備考欄に記載をされておりますが、人件費以外の主な支出といたしましては、給食の賄い材料費や旧岩島保育所トイレ改修工事費などがございます。

続きまして、119、120ページをお願いいたします。

3目学童保育費、学童保育事業2,673万5,308円は、町設置のあづま児童クラブ及びさかうえ児童クラブの運営経費や、あづま児童クラブ移転に係ります準備経費、及び民営の2つの放課後児童クラブへの補助金となります。23節放課後児童健全育成事業返還金239万2,000円は、平成30年度事業確定により発生した返還金でございます。

2項児童福祉費につきましては以上でございます。ただいまご説明を申し上げました関係につきましては、施策の実績39ページから41ページにかけて記載がございますので、後ほどご覧をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

続きまして、10款教育費についてご説明をさせていただきます。

173、174ページをお願いいたします。

10款教育費全体の支出済額は13億4,264万7,252円でございます。1項教育総務費、1目教育委員会費ですが、こちらは教育委員会の運営経費です。教育委員の報酬及び経常経費により183万6,438円の支出がございました。

続きまして、175、176ページからの2目事務局費でございます。備考欄をご覧ください。事務局費では2億1,798万7,376円の支出でございます。主な支出といたしましては、非常勤職員2名、特別職1名及び一般職23名の人件費及び経常経費でございます。8節報償費の小学校入学祝金207万円は入学児童1人当たり3万円を69名に、中学校入学支度金648万円は入学生徒1人当たり8万円を81名に支給したものでございます。

177、178ページをお願いいたします。

13節委託料の学校施設等個別施設計画策定支援業務委託850万3,000円は、管内にございます保育所、こども園、小・中学校及び給食センターの施設全体の個別施設計画策定支援に要した経費、また、次にございます子ども・子育て支援システム改修業務委託料726万円は、幼児教育・保育の無償化に対応するためのシステム改修に要した経費でございます。

19節の高校生等通学定期代補助金104万8,000円は、まち・ひと・しごと総合戦略に基づきまして平成30年度から始めました補助制度により、延べ194名に補助を行ったものでございます。

続きまして、177、178ページをお願いいたします。

東吾妻町育英事業は、育英審議会開催に伴う必要経費4万132円でございます。

3目教育研究会費31万2,734円は、教育関係職員の研修及び研究紀要等の印刷に要した経費でございます。新型コロナウイルスの影響によりまして、3月に予定をいたしておりました研究発表会は中止となりました。

次に、179、180ページの4目通学バス運営管理費では支出済額1億3,622万2,281円でございます。原町小学校を除く4小学校と中学校に係ります計15台のスクールバス運行及び管理に要した経費や、校外活動や部活動に係りますバス借上げの経費でございますスクールバス目的外使用借上料などでございます。

22節補償、補填及び賠償金487万2,731円は、新型コロナウイルス感染症対策として3月に小・中学校を臨時休業したことに伴い、スクールバス運行を委託しております2事業者に対しまして、前年度3月期の1日当たりの平均額を単位として7割分を補償したものです。

また、この通学バス運営管理費には、国庫補助金のへき地児童生徒援助費等補助金を充当いたしておりましたが、令和元年度をもちまして補助金の措置が終了いたしております。

次に、5目給食センター運営管理費でございますが、支出済額1億8,016万5,499円でございます。このページから181、182ページにかけまして、備考欄に記載がございますが、給食センター運営管理費では、一般職9名及び臨時職員14名の人件費と給食センター運営管理の経常経費、賄い材料費、給食運搬車の運転業務委託料などが主な支出となっております。令和元年度から、県立吾妻特別支援学校高等部の給食調理運搬の委託を受けておりまして、その委託金につきましては給食センター運営管理費に充当をいたしております。

181、182ページ、6目外国青年招致事業費では支出済額が1,776万9,328円でございます。外国語指導助手4名分の報酬と経常的な経費でございます。

続きまして、183、184ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費でございます。学校管理費全体で支出済額が9,815万1,440円となりますが、これは町内5小学校の学校管理運営に必要な経費でございます。

備考欄をお願いいたします。学校管理費事務局分では、支出済額が8,597万4,255円でございます。7節賃金は、公仕3名、マイタウンティーチャー、特別支援員分でございます。その他、小学校の光熱水費、修繕料、工事請負費などが主な支出となっており、このページから189、190ページの上段にかけまして、備考欄に修繕料、機器の保守料、施設関連の工事請負費、備品購入費、負担金、補助金の説明が記載されております。

また、189、190ページの原町小学校から195、196ページまでは各小学校ごとの経費でござ

ざいますので、併せて後ほどご覧をいただきたいと思います。

195、196ページをお願いいたします。

2目教育振興費でございますが、教育振興費全体で支出済額2,032万2,134円で、小学校の教材・教具、就学援助関係の費用でございます。

教育振興費事務局分では支出済額が1,066万3,742円でございます。11節需用費のうち、社会科副読本作成費227万8,265円は、教科書改訂に伴い、小学校3年生と4年生の社会科副読本を作成したものでございます。

また、20節扶助費60万7,909円は、要保護・準要保護就学援助費21名分と、特別支援教育就学奨励費15名分でございます。

197、198ページにかけまして、原町小学校から東小学校まで各小学校ごとの教育振興に係る消耗品や備品購入等に要した経費が記載されておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

次に、197、198ページをお願いいたします。

3目小学校施設整備費、小学校空調設備整備事業、支出済額1億1,114万4,800円は、平成30年度からの繰越事業でありました岩島小学校及び坂上小学校の空調設備設置工事に関する費用でございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費でございます。学校管理費全体で支出済額が3,599万9,333円となりますが、これは東吾妻中学校の管理運営に必要な費用でございます。

学校管理費事務局分では支出済額が2,811万6,541円でございます。2節給料は公仕1名分の給料です。7節賃金、9節旅費につきましては、マイタウンティーチャー、特別支援員の人件費でございます。

次ページをお願いいたします。

15節工事請負費では、体育館倉庫床改修工事やトイレパネルヒーター更新工事などを行いました。各節ごとの詳細につきましては、201、202ページの中段にかけまして記載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

201、202ページをお願いいたします。

中学校武道館耐震診断業務、支出済額216万円につきましては、平成30年度からの繰越事業として東吾妻中学校武道館の耐震診断に要した費用でございます。

このページから203、204ページには、東吾妻中学校の管理運営に要した経費が記載されておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして、203、204ページをお願いいたします。

2目教育振興費、支出済額802万1,988円につきましては、中学校の教材教具、情報機器、就学援助関係の費用でございます。教育振興費事務局分では支出済額が378万3,520円でございます。

20節扶助費158万7,931円は、要保護・準要保護就学援助費19名分、特別支援教育就学奨励費10名分及び被災児童・生徒就学援助費1名分でございます。

東吾妻中学校支出済額423万8,468円は、中学校の教育振興に係る消耗品や備品購入等に要した経費でございます。

3目中学校施設整備費、自立分散型エネルギー設備等導入推進事業、支出済額7,051万円は、社会教育課が所管いたしまして、平成30年度からの繰越事業により中学校に防災減災省エネルギー設備導入工事を行った経費でございます。

続きまして、最下段からの4項こども園費、1目こども園管理費でございます。こども園管理費全体で支出済額が2億2,380万1,327円となりますが、これは町内5こども園の管理運営に必要な経費となります。

205、206ページ、こども園管理費事務局分では支出済額が2億1,732万7,597円でございます。1節報酬から7節賃金及び9節旅費までは、非常勤職員の園長5名、職員22名、臨時職員、支援員、預かり保育担当の人件費でございます。

11節需用費は、各こども園の消耗品、光熱水費、修繕料などでございます。

このページから207、208ページの中段にかけまして、備考欄に修繕料、施設関連の工事請負費等の説明が記載されております。また、続きますはらまちこども園から213、214ページまでは各こども園ごとの経費でございますので、併せて後ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして、213、214ページからの2目教育振興費、支出済額254万6,574円は、各こども園ごとの教育振興に係る消耗品や備品購入等に要する経費でございますので、後ほどご覧をいただければと思います。

飛びまして、229、230ページをお願いいたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、健康管理対策事業376万8,875円は、管内の園児・児童・生徒及び教職員の健康診断等に要した経費でございます。

ただいまご説明を申し上げました関係につきましては、施策の実績100ページから105ページに記載されておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

以上で学校教育課主管の令和元年度決算説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） それでは、社会教育課関係の歳出の説明をさせていただきます。

初めに、99、100ページをご覧くださいと思います。

2款8項1目岩櫃ふれあいの郷総務費でございますが、こちらにつきましては、組織改編されまして、整理をしまして6月の補正予算で皆減をさせていただいております。

次ページ、101、102ページですが、2目のコンベンションホール管理費でございます。コンベンションホール管理費560万6,106円につきましては、コンベンションホールの施設や備品の管理、運営に要した費用でございます。自主事業につきましては、町の観光大使であります桂夏丸さんほかによる新春落語会を行いました。

次の自立分散型エネルギー設備等導入推進事業2億7,968万4,900円につきましては、災害時に防災拠点施設のエネルギー確保を行い、併せて省エネルギー設備を導入しCO₂の削減を行う事業で、そちらのほうの施設整備等に要した費用でございます。平成30年度の繰越事業でございます。

続きまして、103、104ページの健康増進センター管理費でございます。789万1,686円につきましては、健康増進センターの施設備品の管理、運営、それから臨時職員の費用でございます。

23節の還付金及び還付加算金につきましては、以前、健康増進センターで取り扱ってありました回数券等を精算した費用でございます。

続きまして、213ページ、214ページをお願いします。

10款5項の社会教育費でございます。予算額が5,370万9,000円、支出済額が4,531万9,504円ということでございます。1目の備考欄、社会教育総務費につきましては、社会教育委員の報酬と社会教育全般に係る経常的な費用でございます。

19節の負担金、補助及び交付金については、郡の社会教育振興会の負担金、それから、社会教育関係団体、婦人会ですとかPTA、文化協会等の補助金でございます。

13節の社会教育施設個別施設計画策定支援事業につきましては、公民館、それから社会体育施設の状況を調査して修繕等の計画を進めるための調査に要した費用でございます。

なお、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、生涯学習大会につきましては中止

としました。

215ページ、216ページをお願いします。備考欄にあります。成人式事業でございますが、成人式の実施に係る費用で、今年につきましては対象者が129名、当日の出席者は103名でございました。

放課後子ども教室推進事業につきましては、太田小と坂上小学校の児童を対象に実施しております。こちらについても、2月ごろから新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため中止をしております。

2目の公民館費でございます。備考欄の中央公民館運営費1,645万1,488円につきましては、館長の人件費をはじめ中央公民館の運営に係る費用でございます。

次ページからは、公民館備品貸出事業、それから高齢者教室、土曜教室、教養講座、それから公民館読書推進事業等の説明がございますので、ご覧ください。

それから、次ページの219、220ページから、太田公民館、岩島公民館、その次の221ページ、222ページからは、岩島公民館、坂上公民館、東公民館等の運営費が備考欄等に記載されておりますので、ご覧いただければと思います。

223ページ、224ページをお願いします。

こちらの上段にブックスタート事業の説明が記してございます。よろしくをお願いします。

3目文化財保護費でございます。文化財保護費190万9,630円は文化財調査委員9名分の報酬、それから、指定文化財保護管理団体や伝統芸能団体保存・育成団体補助金でございます。

岩櫃城跡保存整備事業につきましては、岩櫃城の保存・整備に係る費用でございますが、一昨年度につきましては総合調査報告書を作成しておりますが、昨年10月の官報によりまして正式に国指定史跡というふうになっております。

繰越明許費の100万円につきましては、槻の木の新定などの整備をする事業でございますが、文化庁の現状変更等の許可が下りなかったため繰越しとなっております。

次ページをお願いします。

4目の青少年対策費でございます。青少年対策費の33万7,558円につきましては、青少年育成推進員の活動、それから、子ども会育成団体等への補助金になります。杉並・東吾妻子ども交流事業125万7,706円につきましては、杉並区に2泊、当町に1泊というふうな形で実施をいたしました。

続いて、5目の発掘調査費でございます。発掘調査費につきましては文化財整理室の維持

管理に要する費用でございます。

次ページの備考欄にありますのでお願いしますが、岩島地区の発掘調査事業でございますが、こちらは、厚田地区で上信道整備に係る送電線の鉄塔の移設のために発掘を行っております。そちらに要した費用でございます。

続きまして、227、228ページ、保健体育費でございます。支出済額は1億7,249万6,364円でございます。備考欄、保健体育総務費につきましてですが、スポーツ推進審議会委員6名分の報酬、それからスポーツレクリエーション保険掛金、スポーツ協会をはじめスポーツ振興団体への補助金等がございます。

続きまして、スポーツ推進委員事業でございますが、スポーツ推進委員15名分の報酬をはじめ、スポーツ推進委員が行う軽スポーツ講習会などの事業に係りました費用でございます。

次ページにかけてなんですが、スポーツフェスティバル事業費、こちらについては、スポーツフェスティバルに係った費用でございます。

それから、郡民体育祭事業費につきましては、郡民スポーツ大会の記念品、それからユニフォームの購入、それから練習費の補助金等でございます。

2目学校開放事業費ですが、支出済額が202万694円でございます。こちらについては、学校の体育施設を学校の業務に支障のない範囲で一般町民に開放している事業でございます。主な支出につきましては電気料でございます。

続きまして、3目になりますが、社会体育施設管理事業でございます。こちらの支出済額1,525万7,415円の主なものでございますが、施設の維持管理を担当している臨時職員の賃金、施設の光熱水費などがございます。

次ページ、232ページの備考欄でございますが、14節では、奥田社会体育館の照明をLEDに替えましたが、そちらのほうの照明のリース料金が含まれております。

続きまして、公園管理事業費でございますが、こちらは、原町のスポーツ広場のテニスコートに西側になりますが、こちらにある公園の遊具の点検費用でございます。

社会体育教育施設整備事業の主なものについてですが、こちらにつきましては町民体育館の2期工事に係る委託料、それから工事の費用でございます。

自立分散型エネルギー設備等導入推進事業につきましては、これも災害時の停電等に備えて太陽光パネルを設置して、蓄電池に蓄えて被災時に使うものでございますが、町民体育館の電気、照明等について整備した平成30年度の繰越事業でございます。

社会教育課につきましては以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 各担当課長の説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） お世話になります。

それでは、令和元年度の一般会計歳入歳出決算審査の結果についての報告をさせていただきます。

その前に、決算についての全般を通しての意見等について若干述べさせていただきたいというふうに思います。

決算審査につきましては、7月14日から8月5日までの約13日間、議員の青柳監査委員とともに2名で実施をしました。決算審査に当たりましては、町役場の職員については大変お世話になりまして、ありがとうございました。スムーズに決算審査を行うことができましたことに対してお礼を申し上げます。

審査の結果なんですけれども、全体を通して計数についてはまず正確であったということ、それから、会計事務についても適正に処理をされておりました。それから、財産に関する事務についても適切に処理をされておりました。

ただし、予算の執行、あるいは現地調査で幾つか見させてもらいましたけれども、それについてはおおむね適切に処理されていたということでありまして、全体を通して非違の点については認められなかったということでもありますけれども、幾つか今後改善を要してほしいということがございましたので、それについて若干述べさせていただきます。

まず第1点目が、町の補助金の交付事務についてでありますけれども、補助金については、皆さんもご存じのように、これは地方自治法の232条2項の中に規定されておりまして、公益上必要がある事業の活動に対して財政的な支援を行うものであるということがありまして、行政の目的を補完する手段として使われているわけではありますがありますけれども、一部について補助金の数倍を超える繰越金がある。団体に対する運営管理費の補助ですけれども、そういったものがありました。一番多いのは約8倍ぐらいの繰越金がある、そういった団体に対して運営管理費の補助をしているというようなことがありましたので、こういった点については、今後よく相手方の経理状況を審査した上でやってもらいたいというふうに思います。

それから、補助対象とする経費の中で、これについても、慰労会、例えば飲食を伴う酒代ですとかそういったものが領収書の中に含まれている。それから、物資の販売があります。

要するに、補助金を使って物を買って、それをまた販売するというようなことが計上されているというようなことがありましたし、これについても、きちっと中身を精査した上で、補助対象になるかならないかというようなことをきちっと審査をする必要があるだろうというふうに思います。

その辺については、町のほうとしても、やはりきちっとしたガイドラインを作成して、それに基づいて予算を執行していただきたいというふうなことがございました。

それから、今日、決算書の説明がございましたけれども、その中でやっぱり不納欠損、収入未済、不用額等について、大分改善はされてはきているんですけども、まだまだ若干、少しずつですけども増えてきているというようなことがあります。特に不納欠損については、やっぱり税の負担の公平というものを損なうというようなこともありますので、これについては、要するに納税義務を消滅させるというようなことでもあります。これについてもやっぱり五百数十万円の不納欠損があります。なるべくそういったものは縮減するように努めていただきたい。

それから、収入未済もやはり増えてきているというようなことがございます。これが、ずっと何年かすると結果として不納欠損を招くようなことにもなりますので、こういったことについては、きちっと整理した上でなるべく縮減に努めていただきたいということです。

それから、不用額についてもそうでありまして、これについても、いろいろ事業の効率化とか、経費の削減とか行われて若干、少なくなっちはいるんですけども、まだまだやはり、それが抜本的に不用額を減らすということにはなかなかつながっていないというようなことがありますので、予算の編成における精度を高めたり、いろんな事業の進捗状況、こういったものをきちっと把握した上で適正な執行管理に努めていただきたいというようなことがあります。

なかなか不用額については、特に国民健康保険特別会計とか後期高齢者の場合というのは給付額が見込めないというようなことがございまして、どうしても年度末までずれ込むようなことがあって、その結果として不用額を残すというようなことがあります。ですから、一概には難しいことはあるんですけども、より精度の高い所要額の見積りをしていただいて適切な執行管理に努めていただければというふうなことです。

それから幾つか、町のいろんな施設、今日もいろいろ説明がありましたし、一つはキャンプ場、我が町に2つありますけれども、ここが毎年やはり多額の赤字を抱えてきているというようなことがあります。いろんな事情があって、それを廃止するとかそういうことにはな

かなかならないかというふうに思います。

ただ、それが何年か続いておりますし、今後もいろいろ施設が老朽化をしていて、先ほどの説明にありましたけれども、施設の改修とか維持管理に要する経費が見込まれてきておりますけれども、そういったことから事業を慎重に検討されるというようなことを一つ要望しておきたいというふうに思います。

それから、町の現在の利用実態のないようないろんな施設ですとか、老朽化が進んだりしているものもありました、審査の中で。それから、そういった建物の下の土地ですね。要するに、この借地料がやっぱり発生していると。全く使っていないようなところで借地料を払うということは、やはりちょっと問題があるのかなというふうに思いますし、これをずっとそのまま続けていくということについてやっぱり疑問が残りますので、その辺のところについては本腰を入れて解消をしていくようなことを手段を取っていく必要があろうかというふうに思います。

町について、28年度に町としての公共施設等の総合管理計画というのを作成して、これに基づいていろいろと将来に向けての課題を検討を進めているというようなことを聞いておりますけれども、なかなかその辺のところがスムーズにいかないというようなことがありますので、ここで本当にそういったことについてはやはりきちっと、将来の負担を考えて適切な対応を図る必要があるんだろうというふうに思っていますので、その辺についても、議員の皆さん方もいろいろ知恵を出し合って検討していただければというふうに思います。

それから、最後に水道料金なんですけれども、これはこれからいろいろまた説明があろうかと思っておりますけれども、これについてやはり、最近、我が町でも人口減少を伴っておりますし、水需要の減少とか、それから、いろいろな配管設備等についても老朽化はかなりいろいろ話を聞いていますし、老朽化が進んでおります。それから、自然災害等も多くて、そういった課題にも直面をしていると、そういった中で財政事情もだんだん厳しくなっているということがあります。

ちなみに、給水原価だと134円ぐらいかかるということですが、実際の供給単価は120円ぐらいで今、供給されているんじゃないかというふうなことがありまして、一般会計から毎年、補助金を受け入れているというようなこともございます。

基本的にはそういった収入で賄うというのが、独立採算を行うというのが原則でしょうけれども、そういったことをいろいろ考えていると、当面は何とかしのいでも、将来にわたって、やはりこの辺のところについてはきちっと中長期的な経営の健全化を目指して、水道料

金体系についての見直しも行っていく必要があるんじゃないかというふうなことが感じられました。

そういったことで、特に一番こういった監査の中で気づいたのは、利用実態のないような施設の老朽化が進んできているようなことと、それから、借地料の支払いがそういったものについて発生をしているというようなことが実はありましたので、その辺は少し注意をしていく必要があるんじゃないかというふうなことは感じましたので、よろしくお願いをいたします。

そういったことが全体を通して感じられましたので、この辺についても、皆さんいろいろ情報を共有して、いい知恵を出し合ってひとつ改善を図っていただければというふうなことです。ので、よろしくお願いをいたします。

それでは、令和元年度の東吾妻町の一般会計歳入歳出決算審査の結果について報告をさせていただきます。

資料があるかと思えますけれども、地方自治法の第233条第2項の規定によりまして、別冊決算書に基づいて会計処理、それから、書類等書類の照合を行った結果、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行についてはおおむね適正であると認められました。

令和2年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第9、認定第2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定について提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定の決算につきましては、歳入総額17億5,763万3,939円、歳出総額16億8,658万3,525円、歳入歳出差引額7,105万414円となり、翌年度へ繰越しました。

続きまして、施設勘定について説明を申し上げます。施設勘定の決算につきましては、歳入総額7,950万9,817円、歳出総額7,429万6,791円、歳入歳出差引額521万3,026円となり、翌年度へ繰り越しました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） よろしくお願いいたします。

それでは、国民健康保険特別会計事業勘定のご説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入につきましては、1 款の国民健康保険税から 3 ページの10款余剰金精算金まで、それぞれ歳入が区分されております。

5 ページからの歳出につきましても、1 款総務費から 8 款予備費に区分しております。

まず、歳入でございますが、9 ページからの国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算事項別明細書にて説明させていただきます。

1 款の国民健康保険税になりますが、収入済額 3 億1,114万2,874円、不納欠損額187万4,900円、収入未済額5,195万1,842円となりました。

内訳としましては、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金、介護給付金、それぞれの現年課税分並びに滞納繰越分となります。1 項 2 目は退職被保険者等国民健康保険税で、区分につきましては、1 目で説明しました区分けと同じでございます。

2 款使用料及び手数料ですが、保険税滞納分の督促手数料となります。

11ページ、3 款の国庫支出金は、オンライン資格確認等システム整備事業補助金でございます。

4 款療養給付費交付金はございませんでした。

5 款の県支出金は、収入済額12億4,446万933円で、保険給付費等交付金の普通交付金並

びに特別交付金の合計でございます。

6 款の財産収入は、基金積立金の利子でございます。

13ページ、7 款の繰入金は 1 億694万3,770円ですが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分、保険者支援分、事務費繰入分、出産育児一時金、財政安定支援事業、福祉医療波及分繰入金などそれぞれ法令等の基準に基づいた繰入金で、一般会計からの繰入金となります。

2 項の基金繰入金はありませんでした。

8 款繰越金は9,206万5,574円でございます。

9 款諸収入ですが、15ページに移りまして、1 項 1 目は被保険者の延滞金、2 項 1 目は交通事故等による一般被保険者第三者納付金、3 目は一般被保険者からの返納金、5 目雑入は出産育児一時金返還金並びに国保税の返還金でございました。

10款余剰金精算金はありませんでした。

以上、歳入合計、昨年比6,357万542円減額の17億5,763万3,939円となりました。

17ページからが事業勘定の支出となります。

まず、1 款の総務費ですが、支出済額合計703万1,355円となりました。

1 目一般管理費は、プリンタートナーや共同電算処理用紙などの需用費、被保険者証郵送料などの役務費やシステムの保守、電算処理業務委託、レセプト2次点検などの委託料、第三者行為に関する求償事務手数料の負担金、補助及び交付金となります。

2 目の連合会負担金は、群馬県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

2 項 1 目賦課徴収費は、賦課徴収に伴う消耗品費、国保税滞納対策システムリース料となります。

3 項 1 目運営協議会費は、運営協議会委員報酬などでございます。

2 款保険給付費、支出済合計は11億9,018万7,893円で、1 項療養諸費は、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費の各負担金、レセプト共同電算処理審査手数料の合計10億2,546万9,252円になりました。

2 項高額療養費合計は 1 億5,330万7,625円で、一般被保険者、退職被保険者、一般被保険者高額介護合算、各療養費の負担金でございます。

3 項の移送費は該当がございませんでした。

4 項出産育児諸費は、一時金、補助金及び事務手数料 6 名分です。先ほども申し上げましたが、この中のうち 1 名が社保と判明したための返還措置を行っております。

5 項 1 目葬祭費は35名分となりました。

23ページ、3款国民健康保険事業費納付金ですが、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分で4億5,285万8,301円となりました。

4款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

25ページの5款保健事業費は、特定健康診査等事業委託料や保健衛生普及費の電算処理業務委託料、疾病予防費166件分の人間ドック委託料となります。

6款は基金積立金になります。

7款の諸支出金は、一般被保険者保険税還付金及び国庫並びに県費、療養給付費などの返還金並びに国保施設勘定への繰出金で、3項の指定公費負担医療費立替金はありませんでした。また、予備費の支出もございません。

以上が事業勘定の歳出で、昨年に比べ4,256万円ほど減額の16億8,658万3,525円となりました。

次に、29ページ、実質収支に関する調書でございます。実質の収支額は7,105万414円でした。

30ページは財産に関する調書になりますが、基金の残高は8,078万996円でございます。

以上が事業勘定の説明となります。

○議長（須崎幸一君） 説明の途中でありますが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を午後2時10分といたします。

（午後 2時02分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

○議長（須崎幸一君） 担当課長の説明をお願いします。

○町民課長（片貝将美君） それでは、続きまして施設勘定についてのご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入一覧となります。1款診療収入から6款諸収入までの6つの款に分けて記載をしてお

ります。

3 ページからの歳出につきましては、1 款総務費から 3 款公債費に区分しております。

まず、歳入になりますが、5 ページからご覧ください。

歳入歳出決算事項別明細書でご説明申し上げます。

1 款診療収入は合計5,125万9,178円で、1 項外来収入と健康診断などのその他診療収入となります。

2 款使用料及び手数料は、往診に使用した車両代と診断書等の作成手数料でございます。

3 款県支出金は、特別調整交付金に係る県の補助金で、医療施設等設備整備費補助金でございます。

4 款繰入金は、一般会計並びに国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金となります。

5 款繰越金は前年度繰越金でございます。

6 款諸収入ですが、特定健康診査等収入及び衛生材料費等の売却による収入となります。

以上が施設勘定の収入合計となり、昨年に比べ1,200万円ほどの減額、7,950万9,817円となりました。収入項目の変更や、機器導入のための過疎債の皆減などによるものでございます。

次に、歳出でございます。9 ページからご覧ください。

1 款総務費は、支出済合計額が4,486万283円で行いました。職員人件費 4 名分並びに施設管理に係る経費や医師会等負担金、医師研究研修費として研修旅費、学会負担金となります。

11ページの 2 款医業費でございますが、支出済合計額が2,718万3,998円となりました。

1 項 1 目の医業管理費は、消耗品費のほか往診車車検代、賠償責任保険料や医療産業廃棄物処理委託料、代診医師派遣負担金などになります。2 目医療用機械器具費ですが、内視鏡システム保守点検委託料や酸素供給装置のリース料となります。3 目医療用消耗機材費は医療用消耗品でございます。4 目医薬品衛生材料費は医薬品の購入代金、5 目検査費は放射線量測定検査や血液検査等委託料になります。

3 款公債費は、償還金元金及び利子でございます。

以上、支出の合計が昨年に比べ1,272万円ほど減額の7,429万6,791円となりました。

15ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。実質収支額521万3,026円となりました。

16ページは財産に関する調書となりますので、ご覧いただければと思います。

以上、国民健康保険特別会計事業勘定と施設勘定の説明とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳
出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法第233条2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、それから証書類
等と照合した結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。
また、予算の執行についてはおおむね適正であるというふうに認められた。

これ、ちょっと追加といいますか、国民健康保険特別会計については、毎年、多額の不納
欠損ですとか収入未済、不用額がありましたけれども、今年度については、不納欠損につい
ては約半分ぐらいに縮減されておりますし、それから不用額も半分ぐらい縮減されたという
ことで、これについては職員の方が相当努力をした結果ではないかということが認められま
したので、それは報告させていただきます。

令和2年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはそ
の審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第10、認定第3号 令和元年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第3号 令和元年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額2億387万7,189円、歳出総額2億241万9,093円、歳入歳出差引額145万8,096円となり、翌年度へ繰越しいたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは説明をさせていただきます。少々お待ちください。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入一覧となります。1款後期高齢者医療保険料から4款繰越金までの4つの款に分けて記載をしております。

3ページの歳出につきましても、1款総務費から4款予備費に区分しております。

まず、歳入からご説明申し上げます。5ページをご覧ください。

事項別明細書で説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額1億3,938万4,700円、収入未済額は5万6,900円です。なお、被保険者数は2,971名で、収納率は99.9%でございます。

2款の繰入金は、一般会計繰入金6,125万6,726円で、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金になります。

3款諸収入でございますが、1項の雑入、人間ドック助成金と2項1目保険料還付金の合計でございます。

7ページをお願いいたします。

4 款繰越金が126万8,506円になります。

以上、歳入合計は2億387万7,189円となり、昨年より240万円ほどの減額となりました。保険料や諸収入の増加はありましたが、前年度に比べ繰越金が減額していることと、単年度での国庫事業補助金の皆減により減額となっております。

続いて、9 ページからの歳出をお願いいたします。

1 款総務費は、一般管理費と徴収費の合計167万7,762円でございます。郵送料、システム保守点検料、保険料の過年度還付金となります。

2 款は、群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金2億1,331円で、共通経費事務費や保険料の負担金、保険基盤安定に係る負担金となります。

3 款保険給付事業費は、人間ドック健診助成分、委託料37名分でございます。

4 款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計は2億241万9,093円で、昨年に比べ259万円ほどの減額となりました。

13ページ、実質収支に関する調書でございますが、実質収支額は145万8,096円でございます。

以上が後期高齢者医療特別会計決算の説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和元年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行についてはおおむね適正であると認められました。

これも先ほどの国保と同じようにかなり改善の努力が認められます。引き続き、歳入、それから歳出の縮減に努めていただきたいということであります。

令和2年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第11、認定第4号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第4号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は17億9,607万3,707円、歳出総額は17億5,912万7,470円で、歳入歳出差引額は3,694万6,237円となりまして、翌年度へ繰越しとなります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げます。

9、10ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入、1款の保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料です。保険料の収入済額前年度比1.43%減となりました。収入未済額につきましては、普通徴収の30名分の不納欠損処

分を行いました。

2款1項1目の負担金は、養護老人ホームへの短期宿泊利用をした個人負担分となります。

3款1項の国庫負担金は、介護給付費に対する法定負担分、2項の国庫補助金、1目の調整交付金は、保険給付費総額の7.71%の交付となりました。2目、3目の地域支援事業交付金も負担割合が定められております。

11、12ページをお願いします。

4目の介護保険事業費補助金につきましては、制度改正に伴うシステム改修に係る補助金でございます。5目の保険者機能強化推進交付金は、介護予防等、取組強化した保険者に交付されたものでございます。

4款1項の支払基金交付金、1目の介護給付費交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険料負担割合は27%です。2目の地域支援事業交付金も同様でございます。

5款1項の県負担金、1目の介護給付費負担金も、介護給付費に対する県の法定負担分でございます。

2項の県補助金の地域支援事業交付金も、それぞれの補助割合に応じた交付となっております。

13、14ページをお願いいたします。

6款の財産収入は、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

7款1項の一般会計繰入金は、保険給付費に対する法定負担分12.5%と介護認定審査会経費などの事務費でございます。

15、16ページをお願いします。

8款諸収入につきましては納付金と返納金、9款の繰越金は前年度繰越金でございます。歳入合計は対前年度比で1%増となりました。

17、18ページの歳出をお願いいたします。

1款の総務費は事務的経費でございます。1項の総務管理費は一般事務費、2項の介護認定審査会費は認定調査、審査に要する経費でございます。

19、20ページをお願いいたします。

4項の徴収費は保険料の賦課徴収経費でございます。

2款の保険給付費ですが、全体の95.2%を占めております。1項の介護サービス等諸費につきましては、要介護者が利用したサービス費で、その内訳が1目から6目までとなります。

す。

2 項は介護予防サービス等諸費です。21、22ページをお願いいたします。要支援者が利用したサービス費であり、その内訳が1目から5目までとなります。

次の3項その他諸費は審査支払手数料、4項の高額介護サービス等費、23、24ページをお願いします。5項の高額医療合算介護サービス等費、6項の特定入所者介護サービス費につきましては、低所得者対策の一環として、施設入所者の食費と居住費の軽減負担分となります。

3 款の基金積立金につきましては、利息相当分を介護給付費準備基金へ積立てしております。

4 款の地域支援事業費につきましては、介護予防に関する事業が主で、地域包括支援センターで実施しております。23ページから28ページが対象の事業となっております。

29、30ページをお願いします。

5 款 1 項の償還金及び還付加算金でございますが、前年度の死亡等に伴う保険料の還付金と、前年度精算に伴います国及び支払基金への返還金でございます。

2 項の繰出金につきましては、前年度分の地域支援事業に係る精算分として一般会計に繰り出すものでございます。

歳出合計は対前年度比2.6%増となりました。

31ページの実質収支額につきましては3,694万6,237円となります。

また、32ページの財産に関する調書は介護給付費準備基金の状況でございます。年度末基金残高は8,649万2,925円となりました。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 担当課長の説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和元年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行についてはおおむね適正であると認められました。

なお、この事業につきましても前年に比べて改善が見られております。引き続き経営の健全化に向けて努力していただきたいということを申し上げます。

令和2年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第12、認定第5号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第5号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は4,010万9,769円、歳出の総額は3,902万8,621円でございます。歳入歳出差引額は108万1,148円となりました。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源が36万3,000円ありますので、実質収支額71万8,148円は翌年度へ繰越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

それでは説明をさせていただきます。

5 ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。

歳入の部になりますけれども、1 款分担金及び負担金でございます。収入済額が35万円、これは情報通信事業施設の加入負担金7 件分でございます。

2 款使用料及び手数料でございますが、収入済額が417万9,000円で703件分、滞納繰越分は8万5,000円、22件分でございます。

3 款財産収入でございます。地域開発基金利子で128円、小水力発電施設貸付収入で1,308万円ございました。

4 款繰入金は、地域開発基金繰入金1,263万円、次ページへいっていただきまして、宅地造成事業一般会計繰入金、これが2万円、情報通信事業一般会計繰入金として700万円でございます。

次の5 款繰越金ですが、収入済額37万7,299円でございます。

6 款諸収入は、光ファイバーの芯線の貸付収入214万3,942円、これと支障電気通信路線の移転工事補償ということで32万9,400円ございました。

歳入合計といたしまして4,010万9,769円でございます。

続きまして、次ページ、歳出になります。

1 款事業費でございますが、支出済額が3,772万9,393円で、この内訳としまして、1 項宅地造成事業費は施設管理事業として2万7,790円の支出がございました。

2 項の情報通信施設事業費は、施設管理費として1,296万2,545円でございます。この主なものにつきましては、施設保守点検委託料228万9,000円、それから、新規引込み工事で260万9,880円、断線復旧工事で300万9,080円でございます。

3 項にいきまして、発電事業費、総額で2,473万9,058円の支出済額となりました。土地・建物等の借上料と河川流水占用料、これにつきましては群馬県への支払いになります。地域開発基金積立金1,251万9,798円、一般会計繰出金は、東支所の屋根防水塗装工事、これと箱島の町道8054号線の測量設計、ここへ充当をいたしました。

次ページ、11、12ページへいっていただきまして、2 款公債費でございますが、支出済額で129万9,228円、この償還によりまして残額がなくなりこの年で終了ということになり

ました。

歳出合計といたしまして3,902万8,621円でございます。

13ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。収入が4,010万9,769円、歳出が3,902万8,621円、差引き108万1,148円となりまして、翌年度へ繰り越すべき財源が36万3,000円ですので、実質収支額は71万8,148円ということでございます。

14ページにつきましては財産に関する調書ということで、後ほどご覧いただきたいと思えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 担当課長の説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行についてはおおむね適正であると認められました。

令和2年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

認定第5号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定については、総務建設常任委員会に付託することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（須崎幸一君） 2番起立、3番起立、4番起立、5番起立、6番起立、7番起立、9番起立、11番起立、12番起立、13番起立、14番起立、起立多数。

したがって、認定第5号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定については総務建設常任委員会に付託することが可決されました。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第13、認定第6号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第6号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は5億2,311万1,767円、歳出の総額は5億548万5,172円でございます。歳入歳出差引額は1,762万6,595円となり、翌年度へ繰越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） それでは、下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

5ページ、6ページの事項別明細書のほうで説明をさせていただきたいと思います。

歳入の1款分担金及び負担金ですが、収入済額が909万5,000円でございます。内訳としまして、農業集落排水分担金と公共下水道負担金でございます。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額が1億7,739万4,142円でございます。内訳とし

まして、公共下水道使用料、浄化槽使用料と設置時使用料、農業集落排水の使用料でございます。

3款国庫支出金ですが、次のページをお願いします。浄化槽整備事業国庫補助金1,410万円となります。

4款県支出金ですが、収入済額が518万7,000円でございます。内訳としまして、公共下水道県補助金が10万円、浄化槽市町村整備費県補助金が508万7,000円でございます。

5款繰入金につきましては2億2,755万1,772円でございます。内訳としまして、一般会計繰入金が2億1,326万円、浄化槽市町村整備推進事業減債基金からの繰入金が1,429万1,772円となります。

6款繰越金ですが、前年度繰越金でございます。

7款諸収入ですが、収入済額573万5,593円です。内訳としましては、先ほどの預金利子としまして、浄化槽市町村整備推進事業減債基金積立金利子が5,913円、雑入としまして、公共下水道の雑入でございます。2節の浄化槽整備の雑入は251万9,600円で、移設工事費負担金と消費税の確定還付金等です。3節、4節の箱島、岡崎、岩下矢倉地区の雑入は、東京電力の原発賠償金、地方消費税の還付金等でございます。

2目の駐車場等付帯工事費として、浄化槽整備事業駐車場付帯工事として10件分の駐車場付帯工事を実施しまして186万800円となりました。

8款町債ですが、1目下水道事業債、2目の過疎債、3目の資本費平準化債を合わせてまして7,210万円でございます。

以上、歳入合計額は5億2,311万1,767円でございます。

続きまして、11、12ページ以降からの歳出をお願いしたいと思います。

1款総務費ですが、一般管理費ということで3,700万512円、職員5名分の人件費と事務的な経常経費でございます。

次に、2款の建設費ですが、7,394万6,302円でございます。これ以降につきましては、各事業ごとにまとめてございますので備考欄をご覧いただきたいと思います。

最初に、公共下水道事業費ですが、869万1,471円です。主なものとしましては、委託料、各地区の設計委託料と工事費として管渠築造費、それから、新規取付管の設置工事費等々でございます。

次に、浄化槽の事業費ですが、6,410万1,721円でございます。次のページをお願いします。浄化槽設置工事請負費は、37基を設置をしまして5,249万2,000円となります。また、

2 件の移転工事を行い241万5,200円で行いました。19節の浄化槽排水設備設置工事費補助金として、21基分、276万3,000円を支出して行います。それから、浄化槽市町村整備推進事業減債基金積立金として536万9,213円を積立てしました。

次に、農業集落排水箱島岡崎地区で行いますが、23万6,890円です。マンホールかさ上げ工事が主なもので行います。岩下矢倉地区につきましては、全体額で91万6,220円で、新規取付管公共樹等が主な工事で行います。

続きまして、3 款施設費は1 億6,790万9,112円で行います。これは、それぞれの施設の維持管理に要した修繕費や保守点検管理業務委託料などを計上しております。

備考欄をご覧ください。最初に、公共下水道事業費ですが、4,567万2,037円で行います。

次のページをお願いします。

13節の処理場及び管路施設管理委託料の1,500万3,698円は、吾妻浄化センター及び管渠の維持管理業務委託料で行います。そこから4 行下の脱水汚泥運搬処分業務委託料472万3,815円は、浄化センターの汚泥運搬処分の委託料です。15節の処理場脱水機の改修工事1,397万円は、浄化センターの脱水機のスクリー軸、あとは可動板等の経年劣化による部材の改修工事で行います。

次の浄化槽整備事業費ですが、7,938万9,966円です。合併浄化槽1,743基の保守点検を行って行います。11節の備品等修繕料は、浄化槽のブロワー交換や修理及びタイマー交換等で行います。13節の浄化槽保守点検業務委託料と浄化槽清掃業務委託料を合わせまして6,134万1,832円の委託料で行います。

次の農業集落排水箱島岡崎地区ですが、2,321万3,868円です。13節の処理場管路維持業務委託料1,436万3,967円は、処理場及び管路の維持管理のための業務委託料です。

次ページをお願いします。

農業集落排水の岩下矢倉地区ですが、1,963万3,241円です。11節の処理場汚泥脱水機修繕料181万5,000円は、処理場の汚泥処理設備の修繕工事で行います。それから、13節の処理場管路維持業務委託料の966万1,000円は、処理場及び管路維持のための業務委託料で行います。

続きまして、4 款公債費で行いますが、元金が1 億8,128万3,792円で、次のページをお願いします。利子が4,534万5,454円です。合わせまして2 億2,662万9,246円で行います。備考欄に元金、利子別に各事業ごとにまとめて計上して行いますので、ご覧いただきたい

と思います。

最後に、5款予備費ですが、予備費の執行はございませんでした。

以上、歳出合計で5億548万5,172円で、執行率は97.27%となりました。

次の21ページは、実質収支に関する調書でございます。

22ページからは、財産に関する調書が記載をしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、大変簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 担当課長の説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行についてはおおむね適正であると認められました。

令和2年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第14、認定第7号 令和元年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第7号 令和元年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は7,255万500円、歳出の総額は6,378万3,183円でございます。歳入歳出差引額は876万7,317円となり、翌年度へ繰越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） それでは、引き続きよろしくお願いします。

簡易水道特別会計歳入歳出決算書で説明をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いします。

事項別明細書のほうで説明をさせていただきます。

歳入ですが、1款1項1目簡易水道分担金として収入済額48万5,680円の収入がございました。口径13ミリの3戸分と20ミリ1戸分の加入分担金でございます。

次に、2款使用料及び手数料の3,280万4,607円ですが、これにつきましては水道使用料及び量水器の使用料です。内訳は、現年分が3,211万8,098円、過年度分が68万6,509円でございます。

3款繰入金につきましては一般会計より2,219万1,000円の繰入れです。

4款の繰越金につきましては前年度繰越金でございます。

5款の諸収入につきましては雑入の609万3,620円です。スクラップメーターの売却代金、消費税還付金、西榛名給水区水源ポンプの監視装置による落雷による被災の損害保険金等でございます。

6款の町債ですが、850万円です。次のページをお願いします。内訳としまして簡易水道

事業債430万円と過疎債420万円です。

以上、歳入合計で7,255万500円となります。

続きまして、歳出ですが、9ページ、10ページをご覧ください。

1款簡易水道費4,557万2,584円ですが、これは施設全体の維持管理に係る費用で、ほとんどが経常的な経費でございます。

備考欄をご覧ください。

2節の一般職給料から4節の災害補償基金負担金までは職員1名分の人件費でございます。11節の需用費のうち施設電気料511万5,154円は、簡易水道施設17給水区の水源と配水池の電気料でございます。監視装置等修繕料は、31万420円は、西榛名簡水の落雷による監視装置の故障によるものでございます。配水設備等修繕料334万7,254円は配水池の漏水修繕費や施設の修繕費等でございます。

12節の役務費のうち水質検査手数料226万456円は、毎月の基本検査料以外の原水全項目、浄水全項目検査等の手数料になります。13節委託料のうち水道管理システム構築委託料165万5,500円は、GIS水道システムの水道給水装置工事申込書及び竣工書のデータ化に伴う費用でございます。

14節の給水車両借上料17万7,784円は、西榛名簡水ポンプが落雷により故障したことによる断水に伴い、給水車で飲料水等を配った際の借上料でございます。15節工事請負費は、境野・田谷ポンプの更新工事、西榛名簡水のポンプの交換工事、新巻給水区配水管布設替え工事、岡崎給水区次亜塩素酸の滅菌器の更新工事、次のページお願いします。特定有効期限満了量水器の交換工事等で、合計としまして、1,679万3,768円となります。

次に、公債費ですが、元金1,570万6,336円、利子250万4,263円で、合わせまして1,821万599円になります。

以上、歳出合計6,378万3,183円で、91.75%の執行率となりました。

13ページに実質収支に関する調書、14ページには財産に関する調書が記載をしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、大変簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 担当課長の説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和元年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算の執行についてはおおむね適正であると認められました。

なお、簡易水道につきましては、収入未済が、要するに水道料を年度末までに払ってもらえない人たちが昨年に比べて倍増しております。

ですから、収入未済額の縮減とそれから健全な事業運営に努められたいということを申し上げておきます。

令和2年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第15、認定第8号 令和元年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第8号 令和元年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益1億6,578万127円、営業外収益3,501万7,797円で、水道事業収益が2億79万7,924円となります。収益的支出では、営業費用1億5,002万2,226円、営業外費用2,570万789円、特別損失は9万9,674円でしたので、水道事業費用は1億7,582万2,689円です。営業活動から生ずる未処分利益剰余金2,307万156円は、減債積立金へ積立てをいたします。

資本的収入では、負担金425万5,200円で、資本的収入は425万5,200円となります。資本的支出では、建設改良費3,022万7,200円、企業債償還金8,231万410円で、資本的支出は1億1,253万7,610円となり、不足する額1億828万2,410円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額224万1,354円、過年度分損益勘定留保資金24万5,664円、当年度分損益勘定留保資金7,579万5,392円、減債積立金3,000万円で補填をいたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、別冊の令和元年度東吾妻町水道事業決算報告書で説明をさせていただきます。

7ページをご覧くださいと思います。

損益計算書ですが、これ以降の財務諸表につきましては税抜きで表示をさせていただきます。

1、営業収益の合計が1億5,315万3,854円、2、営業費用の合計が1億4,756万9,663円となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益が558万4,191円となりました。3、営業外収益では3,501万7,945円、4の営業外費用で1,743万9,689円で、こちらは差引き1,757万8,256円の収益が出ており、営業外利益を加算した経常利益が2,316万2,447円となりました。5の特別収益はございませんでした。6の特別損益が過年度収益修正損マイナス9万2,291円でしたので、純利益は2,307万156円となりました。その他未処分利益剰余金が1億9,309万6,741円ありますので、当年度未処分利益剰余金は2億1,616万6,897円となりました。

次に、8、9ページをご覧ください。

剰余金の計算書になります。

先ほど説明しましたが、9ページ、右から3列目の未処分利益剰余金の欄の一番下の行ですが、当年度末残高として2億1,616万6,897円となりました。

それから、8ページ下の剰余金処分計算書（案）ですが、未処分利益剰余金の当年度末残高が2億1,616万6,897円、このうち当年度純利益2,307万156円を減債積立金に積み立て、剰余金処理後残高を1億9,309万6,741円とするものでございます。

次に、10、11ページの貸借対照表をご覧ください。

10ページ最下段の資産合計は年度末における保有財産の額を表しております。固定資産、流動資産を合わせて23億2,005万5,021円でございます。

11ページの負債及び資本ですが、これは、資産を取得するための資金の調達元を表しております。負債は将来返さなければならないもの、資本は返さなくてよいものでございます。よって、負債と資本の合計額は資産合計の額と同額となります。

続きまして、12ページをお願いします。

東吾妻町水道事業の報告書をご覧ください。

1、概要、(1)総括の営業状況ですが、加入戸数は元年度は1戸増加をしておりますが、それ以上に休止戸数が増えているため、給水戸数、給水人口共に減少をしております。有収率は、漏水箇所の修繕等が進んだために1.9%ほど向上をし、82.7%でした。今後とも、老朽管等の更新を計画的に進め、有収率向上に努めてまいりたいと思っております。

建設改良につきましては、老朽管布設替え工事などご覧のとおりでございますが、14ページに建設改良工事の内容が記載をされております。

次の経理状況ですが、収益的収支では2,307万156円の利益が生じ、資本的収支では1億828万2,410円の不足額となりました。

次に、給水収益の収納状況を記載してありますが、収納率は99.04%でございます。

(2)の議会議決事項と13ページの(3)行政官庁認可事項及び(4)職員に関する事項につきましてはご覧のとおりでございます。

続きまして、14ページをお願いします。

2の工事ですが、先ほど申し上げました建設改良工事の内容でございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、15ページの3、業務、(1)の業務量でございます。

12ページの営業状況とほぼ同じですが、前年度との比較となっております。表の下の供給単価が130円28銭、給水原価が134円11銭となっております。

16ページにいきまして、(2)の事業収入に関する事項及び(3)事業費に関する事項は、対前年度との比較ですのでご覧いただければと思います。

続きまして、17ページの4、会計ですが、ここでは企業債の概要、補助金の概要、負担金の概要を記載してあります。企業債の未償還額は5億9,123万60円となっております。補助金につきましては、一般会計より収益的収支において1,680万円を受け入れ、企業債償還金利息に充当をいたしました。負担金につきましては、消火栓維持管理負担金と消火栓修繕工事負担金を一般会計より、下水道、簡易水道事務負担金として特別会計より受け入れ、また、工事負担金として、県より上水道工事に伴う配水本管布設替え工事の負担金で合計1,068万5,665円を受け入れました。

18ページにいきまして、水道事業のキャッシュ・フロー計算書ですが、資金の流れを明記してございます。最終的に、年度末の現金及び預金同等物の期末残高は7,932万3,328円となりました。

続きまして、19ページからの水道事業収益費用明細書をご覧ください。こちらも税抜きで表示をしてございます。水道事業収益として1億8,817万1,799円となりますが、その明細を掲載してございます。

次の20ページから21ページまでは水道事業費用の明細でございます。費用合計は、20ページの一番上の欄ですが、1億6,510万1,643円となります。この明細は7ページの損益計算書にも連動をしてございます。

続きまして、22ページの資本的収支明細書をご覧ください。こちらは税込みの金額となっております。資本的収入は425万5,200円、資本的支出は1億1,253万7,610円となりました。資本的支出の企業債償還金8,231万410円は元金部分です。24ページから26ページに明細がありますので、ご覧をいただければと思います。

最後になりますが、23ページには固定資産の明細書、24ページ以降は先ほど申し上げました企業債の明細書がありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、大変簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 担当課長の説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和元年度東吾妻町水道事業決算審査の結果につ

いて報告させていただきます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行については、おおむね適正であるということが認められました。

なお、冒頭にも申し上げましたように、水道事業というのは多くの問題を抱えております。その財政基盤を安定的に将来にわたって健全化を図っていくためには、早急に財政状況等を詳細な分析をして、中長期的な経営の健全化を目指した水道の料金体系に転換していくということをここで要望しておきたいと思います。

令和2年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は9月7日午前10時から会議を開きますからご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時18分）

令和 2 年 9 月 7 日 (月曜日)

(第 2 号)

令和2年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第2号）

令和2年9月7日（月）午前10時開議

- 第 1 議案第 6 号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 7 号 東吾妻町交通安全条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 8 号 東吾妻町駅前駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 4 議案第 9 号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第10号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第13号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条
例について
- 第 9 議案第14号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について
- 第10 議案第 1 号 令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第 2 号 令和2年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 3 号 令和2年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第 4 号 令和2年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第 5 号 令和2年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第16号 工事請負契約の変更締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番 須 崎 幸 一 君

2 番 渡 一 美 君

3 番	井 上 英 樹 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	10 番	竹 渕 博 行 君
11 番	佐 藤 聡 一 君	12 番	根 津 光 儀 君
13 番	樹 下 啓 示 君	14 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	まちづくり 推進 課 長	武 井 幸 二 君
保健福祉課長	加 藤 俊 夫 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上下水道課長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	一 場 正 貴 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水 出 淳	議会事務局 補佐	佐 藤 功 樹
議会事務局 主 任	田 中 康 夫		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 皆様、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第 6 号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第 1、議案第 6 号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、議案第 6 号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、旅行命令等の方法に例外規定を設けるほか、車賃の積算基準や積算単価を見直しするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第4条の4項、ここに旅行命令等の方法を検証しまして、時間的余裕がない場合の方法について例外規定を設けるものでございます。

続きまして、第15条、次の第25条、別表第1につきましては、現行は片道2キロメートル未満の支給というのはなかったんですけれども、これを全路程を通算で計算をしまして、1キロメートル未満は不支給とするものでございます。

車賃につきましては、積算単価が現行ですと1キロメートルにつきまして16円でございますが、これを、群馬県、それから近隣自治体、ここ並みに引き上げて25円とするものでございます。

施行期日につきましては、非常勤特別職などの費用弁償に広く影響があるということから、その辺を考えまして、来年、令和3年4月1日を予定しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第2、議案第7号 東吾妻町交通安全条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町交通安全条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、勤務形態の変更により東吾妻町交通指導員設置条例が廃止されたことに伴い改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

先ほど町長が申し上げたとおりでございますが、3月に交通指導員の条例が廃止されたことによりまして、交通指導員の規定が要綱によるものになったということで、「条例に規定する」という部分を「要綱に規定する」という内容に改正するものでございます。

公布の日から施行いたしまして、4月1日に遡っての適用ということで考えております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第3、議案第8号 東吾妻町駅前駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町駅前駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、町内、町外を問わず、通勤、通学で定期区画を利用される方の使用料を免除するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第6条につきましては、使用者、今までは「町内に在住する者」という内容でしたが、この使用者の資格を町内、町外問わず利用できるようにいたします。

11条の「使用料」につきましては、通勤、通学に利用される方は免除とするという内容でございます。

施行日につきましては、周知期間等もありますので、12月1日からの施行ということで考えております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第4、議案第9号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる介護保険の第1号保険料の減免を行うための条例改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、ただいま町長からの提案理由のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の65歳以上、第1号保険料の減免を行うものです。これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、令和2年4月7日閣議決定において、感染症の影響により一定程度の収入が下がった方々に対し、国民健康保険、国民年金等の保

険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、財政支援の対象となる保険料の減免の取扱いになります。

新型コロナウイルス感染症によりその属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号保険者と、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入または給与収入等の減少が見込まれ、事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上、または減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年度所得の合計額が400万円以下の第1号保険者となります。

減免の対象となる第1号、介護保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている普通徴収及び支払い日がその間の特別徴収となります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第5、議案第10号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正の内容は、社会保険税番号制度、マイナンバー制度でございますが、この施行により、住民基本台帳カードの新規交付及び再発行が終了したことに伴う住民基本台帳カード交付手数料、及びデジタル手続法附則第1条第6号に掲げる規定等が令和2年5月25日に施行されたことに伴う個人番号の通知カードの再発行手数料が不要となり、それぞれの手数料料金の記載がある条例の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、今回の条例の改正についてご説明を申し上げます。

今回の改正でございますが、まず、平成28年1月より社会保障税番号制度、マイナンバー制度ですが、施行されたことによりまして住民基本台帳カードの新規発行、再発行が終了しました。さらには、デジタル手続法附則第1条第6号に掲げる規定等が令和元年5月に成立し、その後施行されたことに伴い、公布の日から1年以内に政令の定めるところにより令和2年5月25日にマイナンバー法の一部が改正され、通知カード及び通知カードの記載事項変更等の手続が廃止され、それぞれ再発行に必要であった再発行等の手数料が不要となりました。

以上のことから再発行等の手数料の記載がある条例の改正をお願いするものでございます。

それでは新旧対照表をご覧ください。

東吾妻町手数料条例第2条中、11号並びに24号を削除する改正でございます。今回の改正は対応する号数も多く、号によっては他法令等へ影響が出ますので、「削除」の文字を残す手法を取らせていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第6、議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の税条例改正は、令和2年度の地方税法等の一部改正が行われたことに伴います税条

例等の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容は、個人町民税の非課税の範囲、たばこ税の課税標準に関する条項等を改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

今回の改正は、令和2年度地方税法の一部改正に伴う東吾妻町税条例の一部を改正する条例でございます。施行日などの違いから、第1条から第2条までの2条立てとなっております。

それでは、改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表の1条をご覧ください。

初めに、第24条「個人の町民税の非課税の範囲」でございます。全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消するための改正でございます。施行日は令和3年1月1日です。

次に、第34条の2「所得控除」でございます。所得控除について、ひとり親控除を追加するなどの所要の措置を講ずるものでございます。こちらも施行日は令和3年1月1日です。

次に、第36条の2「町民税の申告」につきましては、先ほどの改正による条文中の項ずれを反映するものでございます。こちらも施行日は令和3年1月1日でございます。

次に、第75条「固定資産に係る不申告に関する過料」でございます。条文中の一部を修正するものでございます。

次に、第94条「たばこ税の課税標準」でございます。軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直すものでございます。また、第94条第4項は、同時に軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しに伴うものでございます。施行日は令和2年10月1日でございます。

次に、附則第3条の2「延滞金の割合等の特例」でございます。租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い地方税法附則第3条の2も改正され、これに合わせて条例改正するものでございます。また、現行の「特例基準割合」の名称が「延滞金特例基準割合」に変更されるもの及び法人町民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合の特例につ

いても改正を行うものでございます。

次に、附則第4条「納期限の延長に係る延滞金の特例」でございます。こちらも租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い法施行令附則第3条の2の2も改正され、これに合わせて条例を改正するものでございます。施行日は令和3年1月1日でございます。

次に、附則第17条「長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」でございます。所得税で低未利用土地の活用促進に係る特別控除が創設されることに伴い、個人住民税においても同様に、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されるものでございます。施行日は令和3年1月1日でございます。

次に、附則第17条の2「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」でございます。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するものでございます。施行日は令和3年1月1日でございます。

続いて、第2条をご覧ください。第2条における改正は、第1条における改正が施行され、溶け込んだ形のものをさらに改正するものでございます。

最初に、第19条「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」でございます。地方税法の改正による条文中の項ずれを反映するものでございます。

次に、第20条「年当たりの割合の基礎となる日数」でございます。本条が引用する条例第52条第4項の削除に伴い条文中の規定を削除するものでございます。

次に、第23条「町民税の納税義務者等」でございます。同法施行令に規定する収益事業の定義が追加されるほか、条例第48条の改正による条文中の項ずれを反映するものでございます。

次に、第31条「均等割の税率」でございます。法人税法において通算法人ごとに申告等を行う連結納税の廃止に伴う規定の整理を行うものでございます。

次に、第48条「法人の町民税の申告納付」でございます。主に地方税法及び町税条例の改正による条文中の項ずれを反映するものでございます。

次に、第50条「法人の町民税に係る不足税額の納付の手続」でございます。主に同条の改正による項ずれを反映するものと、法人税法において通算法人ごとに申告等を行う連結納税の廃止に伴う規定を整理するものでございます。

次に、第52条「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金」でございます。こちら、法人税法において通算法人ごとに申告等を伴う連結納税の廃止に伴う規定が削除される

ものでございます。

次に、第94条「たばこ税の課税標準」でございます。軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について2段階で見直すもので、1条において説明させていただきました令和2年10月1日施行の改正後に、令和3年10月1日施行で改正するものでございます。

次に、附則第3条の2「延滞金の割合等の特例」でございます。本条が引用する条例第52条「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金」第4項の削除に伴い、条文中の規定を削除するものでございます。

第2条の施行日は、第94条「たばこ税の課税標準」が令和3年10月1日施行となりますが、そのほかは令和4年4月1日施行となります。

最後に附則でございます。改め文の最後のページをご覧くださいと思います。

1条では施行期日を、2条では延滞金に関する経過措置を、第3条、第4条については町民税に関する経過措置を、第5条、第6条については町たばこ税に関する経過措置を規定してございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第7、議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の税条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免に関する事項を改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税を減免措置するため、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

附則第14項「新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免」から、第16項までを新たに加えるものでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一程度の収入が下がった方々に対して国民健康保険税の減免を行うと閣議決定されたことを踏まえ、条例の整備を行うものでございます。減免の対象となるのは、令和2年2月1日から令和3年3月1日までの納期限についてでございます。対象となる世帯は、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯や、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯となります。

施行日は公布の日から施行し、改正後の附則第14項から第16項までの規定は令和2年2月1日から適用となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第8、議案第13号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の任期を変更するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） お世話になります。

そうすれば新旧対照表をご覧ください。

改正前の第5条任期でございますが、「3年とする」から「3年以内とする」に変更するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第14号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回提案させていただくこの議案は、町設置の放課後児童クラブの開設時期を現在の実態に即した開設時間として規定するために改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） お世話さまになります。よろしくお願いいたします。

詳細についてご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましたとおり、第9条で規定をいたしております放課後児童クラブの開設時間を現状に即した開設時間に改めるために改正をお願いするものでございます。

それでは新旧対照表をご覧ください。

改正前の第9条第1号で規定をいたしております平日の開設時間「午前8時から9時及び午後1時から6時まで」を、改正後は「放課後から午後6時まで」と改めるものでございます。平日午前8時から9時の時間帯につきましては、幼稚園の未就学児の受入れを想定する中で規定いたしておりましたが、現在のこども園では、保育標準時間認定に関する教育・保育時間を午前7時30分からとして園児の受入れをいたしておりますので、午前8時から9時の時間帯で放課後児童クラブに未就学児を受け入れる実態がなくなったため、開設時間から外すものでございます。

また、「午後1時から」を「放課後から」に改めますのは、午前中で学校が放課になった場合、現在でも運用の中で、保護者の方にご迷惑をかけないように午前中から受入れに対応いたしておりますので、その実態に合わせまして放課後からと改めるものでございます。

ご議決をいただければ、改め文附則にございますように、公布の日から施行を予定いたしております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第1号 令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 東吾妻町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億7,824万円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億7,997万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして事業の中止が確定した費用について減額するほか、感染予防対策事業等の追加が主な内容でございます。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

それでは、1ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第4号）でございます。

初めに、第1条でございます。今回補正をお願いする額は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,824万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億7,997万1,000円とするものです。

第2条につきましては地方債の補正でございます。

続きまして、5ページをお願いします。

第2表につきましては地方債補正でございます。

1つ目は、地方債の変更となります。防災行政無線デジタル化事業（緊急防災・減災事業債）につきましては限度額が2億5,800万円を2億6,270万円に、自立分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域活性化事業債）につきましては3,030万円を3,220万円に、県単林道改良事業（過疎債）につきましては1,000万円を1,140万円に、道路整備事業（過疎債）につきましては2億3,430万円を2億6,210万円に、臨時財政対策債につきましては2億円を2億910万円にそれぞれ変更するものでございます。

2つ目は、地方債の廃止でございます。6月補正で変更させていただきました小学校施設整備事業債（過疎債）1億8,580万円を廃止しまして、次の6ページをお願いします。3つ目の地方債の追加でございます。こちらで小学校施設整備事業債を合併特例債に振り替えまして、1億7,650万円を追加するものでございます。

続きまして、事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

10ページをお願いします。

10款 1 項 1 目 地方特例交付金ですが、額の確定に伴いまして795万1,000円の追加でございます。

次に、15款 2 項 1 目 総務費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として242万円の追加と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2 億7,619万5,000円の追加でございます。

次に、6 目の教育費国庫補助金につきましては、学校臨時休業対策費補助金の確定に伴いまして 4 万9,000円の減額でございます。

次に、16款 1 項 2 目 衛生費県負担金、未熟児養育医療費負担金24万7,000円の追加でございます。こちらは令和元年度分の追加交付でございます。

続きまして、2 項 1 目 総務費県補助金につきましては、交通指導員活動促進事業補助金10万7,000円の追加でございます。

11ページをご覧ください。

4 目 農林水産業費県補助金、林道改良事業補助金につきましては100万円の減額、5 目 商工費県補助金につきましては、千客万来支援事業費補助金を100万円減額し、地域振興調整費補助金を40万円追加するものでございます。

19款 1 項 2 目 財政調整基金繰入金につきましては、2 億8,479万円を減額し、繰入予算額を8,769万1,000円とするものでございます。

次の 2 項 2 目 介護保険特別会計繰入金につきましては68万9,000円の減額となります。

20款 1 項 1 目 繰越金につきましては、前年度決算の確定に伴いまして、前年度繰越金を 1 億2,144万6,000円、繰越明許費繰越金を1,269万円追加するものでございます。

次の12ページをご覧ください。

21款 4 項 4 目 指定管理者等雑入でございます。いわびつ荘施設使用納付金につきましては前年度納付金の確定に伴いまして474万6,000円を追加、福寿草施設使用納付金を139万4,000円、それぞれ追加するものでございます。

7 目の雑入につきましては、中学生海外派遣事業参加負担金を48万円減額、こちらは事業の中止が確定したことに伴う減額でございます。新井・横谷・松谷線改良工事土地購入費を316万円追加、給食センター自販機手数料を 1 万2,000円追加、視察研修等事業参加費負担金12万円の減額につきましてはパラリンピックの延期に伴う減額でございます。

22款1項1目総務債につきましては、防災行政無線デジタル化事業債（緊急防災・減災事業債）を470万円追加、自立分散型エネルギー設備等導入推進事業債（地域活性化事業債）を190万円追加、3目農林水産業債では県単林道改良事業債（過疎債）を140万円追加。

4目土木債の道路整備事業債（過疎債）を2,780万円追加、5目の教育債につきましては、小学校施設整備事業債（過疎債）を1億8,580万円減額し、同じく小学校施設整備事業債を合併特例債に振り替えまして1億7,650万円を追加するものでございます。充当率の相違によりまして計上額が異なっております。

13ページをお願いします。

6目の臨時財政対策債につきましては、額の確定に伴いまして910万円の追加でございます。

歳入は以上でございます。

歳出につきましては各担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、企画課関係が続けて説明させていただきます。

それでは14ページをお願いいたします。

議会費と行政振興費を飛ばしまして、2款1項3目の財政管理費でございます。時間外勤務手当10万円の追加のお願いでございます。

続きまして、5目を飛ばしまして、15ページの9目企画費をお願いします。企画調整事業につきましては、時間外勤務手当10万円の追加のお願いでございます。食によるまちおこし事業につきましては、マイロックタウン東吾妻町事業業務委託料130万円の追加でございます。

10目運輸対策費、路線バス運行対策事業につきましては事業運営費補助金3,000万円の追加でございます。来年1月8日から実施を予定しております坂上地区の新たな輸送サービスの提供に伴いまして、14人乗りのワゴン車2台と小型バス1台を購入するための運営補助でございます。

続きまして、13目を飛ばしまして、16ページをお願いします。

14目電算業務費につきましては、時間外勤務手当10万円の追加と出先Wi-Fi機器整備作業委託594万円の追加でございます。こちらは、中央公民館や保健センターなどの出先施設、合計7か所のWi-Fi環境整備の費用でございます。備品購入費55万円につきましては、ウェブ会議用のタブレット等の購入費用でございます。

続きまして、17目を飛ばしまして、18目交流事業推進費でございます。まず、都市交流促進事業につきましては、高円寺の阿波おどり大会やふるさと祭の中止が決定されたことに伴いましてそれぞれの減額でございます。また、地方創生・交流自治体連携フォーラムにつきましても中止が決定されております。中学生海外派遣事業につきましては、今年度中止が同様に決定しておりますので、事業費合計で321万4,000円の減額となります。

企画課関係の説明は以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

そうすれば、ページを戻っていただきまして、14ページからお願いをいたします。

最初に、議会費でございます。総額で256万1,000円の減額となります。内訳につきましては、議員発委によります報酬減額、これが14名分。それから研修旅費、ここの皆減40万円。交際費の減額30万円でございます。この減額分につきましてはコロナウイルス対策に充てていきたいと考えております。

続きまして、2款の総務費、1項2目行政振興費でございます。自動車等借上料45万円、工事材料費45万円、共に行政区の集会場の庭の整備費などに使用するものでございまして、今年度は要望が多いために追加をお願いするものでございます。その下の住民センター整備事業補助金につきましても、増改築の要望が今年度多く、200万円の追加でございます。

続きまして、1つ飛ばしまして、5目の財産管理費でございます。庁舎管理事業720万6,000円の追加でございます。備品修繕につきましては、消防保守点検で指摘された部分がありまして、そこの修繕を行うものです。庁舎修繕につきましては118万6,000円、これは1階に地下ピットがあるんですが、そこに水がどうしてもたまってしまうということで、その除湿対策を施すものでございます。

12節の委託料につきましては、コロナ対策としまして、トイレに除菌コーティングをする費用46万4,000円でございます。工事請負費につきましては、先ほど申し上げました1階地下ピット、これが2か所ありまして、そこの塗膜防水工事を行うものでございます。それから、備品購入につきましては、アクリル板などのコロナ対策用の備品購入でございます。

15ページにいきまして、庁用車管理事業につきましては、庁用車に除菌コーティングをする費用25万3,000円でございます。町有バス運行事業でございますが、現在のバスにつきましてはコロナの関係で換気機能等が対応できないということがございまして、コロナ対策として換気機能をつけたマイクロバスを1台購入する費用ということで1,050万円ございま

す。

次のその他財産管理事業1,886万2,000円の追加でございますが、個別施設計画の策定につきまして、その支援業務を依頼しているところでございますが、桔梗館や道の駅、キャンプ場などを追加するということで、その追加費用が195万8,000円となります。

それから、旧消防署、旧太田中のほうへ移転しましたが、その跡地の旧消防署、ここを倉庫として使用するということですが、すぐに使えないということでその改修工事、その設計に290万4,000円、工事請負費として1,400万円ということでございます。

次に、最下段の13目交通対策費をお願いいたします。総計で12万円の減額でございます。備品につきましては新入隊員の装備品2人分の費用でございます。

次ページにいただきまして、コロナの影響で研修が中止になったということによります補助金の減額67万円でございます。

次に、飛びまして、18ページをお願いいたします。

中段の選挙管理委員会費でございます。各投票所及び開票所のコロナ対策ということで、サーキュレーターや投票用紙の自動読み取り機などの購入を行うものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

9款の消防費になります。1目の消防費では、ポンプ操法大会、それから研修等がコロナの影響により中止になったことによりまして総額で295万4,000円の減額でございます。

次に、防災費です。637万円の追加となります。避難所のコロナ対策用品の整備ということが主なものでございます。

以上、総務課担当の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

16ページをお願いします。

2款1項17目地域活性化対策費でございます。1,130万8,000円の追加のお願いでございます。給料、職員手当、使用料及び賃借料の減額は、7月いっぱい地域おこし協力隊員1名が自己都合退職となったためでございます。

工事請負費の1,100万円は、吾妻溪谷活性化対策事業、J R 吾妻線廃線敷利活用事業として、脱水プラントヤード跡地手前にあります行沢鉄橋の安全対策及び塗装工事を行うものでございます。

負担金、補助及び交付金の243万8,000円は、美化事業対象事業の確定による減額と、定

住促進事業住宅取得奨励金3件分の追加によるものでございます。

19ページをお願いします。

2款8項2目道の駅管理事業61万円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対策のため、広報による町民無料入浴券を中止としたことによる委託料の減額と、4月18日から5月21日までの間、町からの要請により休業したことによる補償費129万円の追加でございます。

続きまして、3目桔梗館管理費は120万円の減額でございます。道の駅と同じく、無料入浴券の発行を休止したことによる委託料150万円の減と、露天風呂循環ポンプ修理費用の追加でございます。

23ページをお願いします。

7款1項1目商工振興費では4,160万円の追加のお願いでございます。18節負担金補助及び交付金追加のお願いで、コロナウイルス感染症対策では、街路灯維持活動補助金120万円、中小企業事業継続支援補助金、80事業者分1,600万円の追加、小規模事業者持続化補助金として、コロナ禍で感染症対策を行いながら事業継続を行う投資経費に対し、50万円を上限に一部を補助してまいります。800万円の追加のお願いでございます。

コロナ以外の事業では、住宅新築改修等補助金500万円の追加、空き店舗対策事業補助金140万円の追加、企業立地促進条例関係奨励金1,000万円の追加で、こちらはパナソニックライフソリューションズ朝日さんが工場を増設したことによる奨励金でございます。

3目観光費に移ります。こちらについては327万1,000円の追加のお願いでございます。

事業ごとに説明を申し上げます。

観光管理費では396万円の追加です。ふるさと祭、MTB等中止となり観光振興事業補助金は減額し、宿泊事業者支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として町内8事業者に対し、宿泊定員に3万円を乗じた上限200万円までですが、補助を行ってまいります。総額745万円となります。

続きまして、観光宣伝事業では69万円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症の影響で群馬DC関係の報償費、印刷製本費やすいせん祭りのシャトルバス委託料が減額となりましたが、広告料137万円の追加は、新聞広告を行う状況となりましたら打ってみたいというふうに考えてございます。

また、観光宣伝事業業務委託料40万円は、ウェブサイト等を使って観光宣伝を行っていく、商工業の宣伝を行っていくという事業でございます。よろしく願いいたします。続きまし

て、あづま森林公園キャンプ場は、コロナの影響でバンガローの貸出しを中止したため、寝具等借上料47万9,000円が減額となりました。

24ページお願いします。

忍びの町ひがしあがつま推進事業は、三城連携シャトルバス運行や忍び登山を新型コロナウイルス感染症の影響で中止したため、90万円等の減額となりました。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、町民課分を説明させていただきます。

申し訳ありません、17ページに戻っていただけますでしょうか。

2款3項1目、434万3,000円の追加でございます。マイナンバー導入に伴い、国外転出者に対しても戸籍の付票を認証の基盤として活用できるようにするなど、住基システム改修業務委託料、マイナポイント付加業務や導入予定の保険証機能付与業務が増加することによりマイナンバー登録業務の増加が見込まれるため、会計年度任用職員を雇用するための報酬と、使用中のマイナンバーカードの裏書印字機器の保守期間の終了に伴い故障等に対するメンテナンスができなくなることにより、機器更改及び保守点検料の追加を行うものでございます。なお、システム改修につきましては、10分の10、国庫補助金となります。

次に、19ページ下段の3款1項3目国民年金費ですが、仕事の都合等で夜間等でしか対応のできない方が少なからずおり、その事務対応に伴う時間外手当1万6,000円の追加でございます。

次に、21ページ中段、4款1項6目の環境衛生費でございますが、太陽光発電システム設置費補助金50万円の追加でございます。今年度四半期の実績による推計値により、年度当初予定しました件数より増加が予想されるため追加するものでございます。

4款2項1目清掃総務費ですが、休日等の動物死骸処理等の件数が増加していることに伴い、時間外勤務手当3万1,000円の追加をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

それでは、保健福祉課担当の説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

3款の民生費でございます。1項1目の社会福祉総務費は、異動に伴う住居・通勤手当の

追加のお願いでございます。

2目の障害福祉費は、吾妻広域町村圏振興整備組合の障害者相談支援事業費委託費負担金の追加のお願いでございます。

20ページをお願いいたします。

4目の老人福祉費は、杉並交流事業の中止に伴う補助金の減額になります。

21ページをお願いいたします。

4款の衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費は財源変更に伴うものです。2目予防費、消耗品費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策で、備蓄用のマスク、フェースシールド、消毒液、除菌用アルコールティッシュ等を購入するものでございます。3目の母子保健費は、前年度分の国庫返還金の追加のお願いでございます。8目の保健センター管理費の工事請負費は、施設老朽化による排水設備工事費、電話交換機更新工事費になります。

以上、保健福祉課担当の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

上下水道課担当の説明をさせていただきます。

22ページをお願いいたします。

4款3項1目の簡易水道費でございます。建設事業補助金として150万円追加のお願いでございます。この建設事業補助金につきましては、町営以外の簡易水道等の施設改修費に対する補助金でございます。これに調査費についても補助できるよう補助金要綱の改定を行うものでございます。お認めいただいた後には要綱を改定して、150万円ということで調査費用ということでございます。

それから、簡易水道特別会計への繰出金776万7,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては簡易水道特別会計補正予算のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、24ページをお願いいたします。

8款2項2目の下水道費でございます。下水道事業特別会計への繰出金1,290万5,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては下水道事業特別会計補正予算のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

上下水道担当については以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） お世話になります。

そうすれば、22ページお願いいたします。

6款1項2目農業総務費では520万円の追加のお願いでございます。農業者支援金の追加でございます。

2項2目林業基盤整備費では、財源を国県支出金から地方債に変更するものでございます。

農林課は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。

建設課担当の部分を説明させていただきます。

24ページをお願いいたします。

8款1項3目道路改良費2,800万円の追加でございます。道路改良事業につきましては、主要地方道中之条・東吾妻線道路改良工事に伴い町道新井・横谷・松谷線の道路改良工事を同時に施工するために、18節負担金2,300万円の増額でございます。これは中之条土木事務所の方に工事をお願いする予定でございます。

続きまして、上信自動車道関連事業につきましては、町道新井・横谷・松谷線の道路改良事業に伴い、16節土地購入費183万円、21節補償金317万円の増額でございます。

続きまして、1項4目橋りょう維持費につきましては、地方債増額による財源変更によるものです。

以上ですが、よろしくお願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくお願いいたします。

学校教育課所管の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、20ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費では、保育所運営事業に165万2,000円の追加のお願いでございます。10節需用費35万4,000円の追加は、あづま保育所のブランコ修繕と、はらまち保育所のウッドデッキの研磨・塗装を行うものでございます。12節委託料90万2,000円の追加は、旧原町保育所園庭にございます桜やイチョウなどの樹木を伐採するもの、14節工事請負費39万6,000円の追加は、はらまち保育所職員駐車場出入り口の舗装工事を行うものでございます。

続きまして、3目学童保育費では、学童保育事業に25万8,000円の追加のお願いでございます。11節役務費1万2,000円の追加は清掃用モップのクリーニング代、13節使用料及び賃借料11万9,000円の追加は、町設置の放課後児童クラブにAEDを設置するためのリース料でございます。また、17節備品購入費12万7,000円の追加は、あづま児童クラブで使用いたしますブルーヒーターと外づけオイルタンクの購入費でございます。

26ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では502万7,000円の追加のお願いでございます。

3節職員手当等、時間外勤務手当60万円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連業務ですとか学童保育所の開設・移転に伴います業務量の追加、また、今後見込まれておりますGIGAスクール等への対応等の理由によりまして追加をお願いするものでございます。

11節役務費、通信運搬費6万1,000円の追加は、GIGAスクールに伴います教育用ネットワーク構築のための専用ドメイン利用料とクラウド上のサーバー利用料でございます。

13節使用料及び賃借料、移動音楽教室会場借上料3万円の減額は、本年度の移動音楽教室の実施を取りやめたことによるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金、ひとり親家庭等への高等教育機関在学者臨時給付金400万円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、高等教育機関において教育を受けている方がいらっしゃるひとり親家庭等に対しまして、家計を下支えするために10万円を40名分措置させていただくものでございます。

21節補償、補填及び賠償金、補償金39万6,000円の追加につきましては、9月27日から29日の間で予定いたしておりました東吾妻中学校の修学旅行を中止としたことに伴い発生いたしますキャンセル料の追加をお願いするものでございます。

ただいまご説明を申し上げました18節、ひとり親家庭等への高等教育機関在学者臨時給付金と、21節、東吾妻中学校修学旅行キャンセル料につきましては、新型コロナウイルス感染症対応に係る経費でございます。

続きまして、4目通学バス運営管理費では財源変更のお願いでございます。スクールバス運行委託事業者2社に対しまして、新型コロナウイルス感染症防止対策学校臨時休業の補償金を4月と5月の2か月分を支払いした財源を、一般財源から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に変更するものでございます。

続きまして、5目給食センター運営管理費では98万4,000円の追加のお願いでございます。

10節需用費29万7,000円の追加は、給食配送車の修繕ですとか、給食センター設備の配管等の修繕に要する経費でございます。

17節備品購入費42万9,000円の追加につきましては、給食調理員用のエプロン殺菌庫の故障が発生いたしまして、衣類殺菌庫の購入予算でございます。この衣類殺菌庫につきましては、6月上旬に故障して使用できなくなり、修繕等も不可能であったため、給食の安全性確保を最優先とさせていただきまして、予算を流用して既に購入をさせていただいております。

21節補償、補填及び賠償金、補償金25万8,000円の追加につきましては、一般会計補正予算（第3号）によりお認めをいただきました3月の学校臨時休業期間中の給食材料受注者に対する学校臨時休業対策費補助金の額が確定したことによりまして6万5,680円の減額と、公益財団法人群馬県学校給食会に学校給食用基本物資の4月分の支払いとして32万3,161円を追加するものの差額の額でございます。この補償金につきましても、新型コロナウイルス感染症対応に係る経費でございます。

続きまして、6目外国青年招致事業費10万8,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴いまして、新規の外国語指導助手、ALTが来日できないため、特例的にシミズ・ジェームズ・ウィリアム先生の任期を1年間延長したことに伴うお願いでございます。

1節報酬、会計年度任用職員報酬30万円の追加は、ジェームズ先生と新規外国語指導助手の報酬差額の追加をお願いするものでございます。また、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までの全ての減額につきましては、新規外国語指導助手来日に係る経費として措置させていただいておりますので、減額とさせていただきます。

次に、27ページお願いいたします。

10款2項小学校費、1目小学校学校管理費では、学校管理費事務局分に76万3,000円の追加のお願いでございます。14節工事請負費115万5,000円の追加は、坂上小学校に設置されております合併処理浄化槽の更新工事でございます。18節負担金、補助及び交付金、移動音楽教室39万2,000円の減額は、本年度の移動音楽教室実施が中止になったことによるものでございます。

次に、3目小学校施設整備費では158万2,000円の追加のお願いでございます。14節工事請負費158万2,000円は、GIGAスクールに伴います電源保管庫に専用コンセントの設置が必要となったため、追加をお願いするものでございます。

続きまして、10款3項中学校費、1目中学校学校管理費では、学校管理費事務局分で11万9,000円の減額のお願いでございます。11節役務費、理科用薬品処分手数料11万3,000円は、理科準備室でございます水銀の処分手数料でございます。また、18節負担金、補助及び交付金、移動音楽教室23万2,000円の減額につきましては、移動音楽教室の実施の中止によるものでございます。

続きまして、3目中学校施設整備費では、統合中学校施設整備事業に14万9,000円の追加のお願いでございます。小学校同様、GIGAスクールに伴います電源保管庫に専用コンセントの設置をするための費用でございます。

28ページをお願いいたします。

10款4項こども園費、1目こども園管理費では、こども園管理費事務局分に83万円の追加のお願いでございます。10節需用費、庁舎等修繕料37万4,000円の追加は、おおたこども園テラスノンスリップ部分の修繕に要する経費でございます。また、12節委託料、清掃等委託料6万円の追加は、いわしまこども園の天井ファンの清掃を行うもの。14節、工事請負費39万6,000円の追加につきましては、はらまちこども園の園庭でございます築山撤去工事に要する経費でございます。

学校教育課に係る説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） お世話になります。

社会教育課の説明をします。

18ページをお願いします。

2款総務費、8項事業費、1目コンベンションホール管理費でございますが、172万5,000円の追加をするお願いでございます。需用費、消耗品費につきましては、新型コロナウイルス感染症等の予防として、コンベンションホールの利用に係る消毒液等を購入する費用でございます。施設管理委託料としましては、光触媒による除菌コーティングをするための費用でございます。トイレとか楽屋など密になりやすい場所のコーティングを考えております。備品購入費は、感染症等の予防対策として空気清浄機、来訪者の検温をするための非接触型の体温計の購入費用でございます。

19ページをお願いします。

4目健康増進センター管理費134万5,000円を追加するお願いでございます。報償費、謝金6万円につきましては、予定していた事業ができなかったための減額でございます。10節、

消耗品費につきましては、器具等を消毒する消毒液を購入する費用、委託料につきましては、感染症拡大防止のために健康増進センターの運動器具などを除菌コーティングする費用でございます。備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、空気清浄機、それから来訪者の検温のための非接触型体温計の購入の費用でございます。

28ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費82万2,000円を追加するお願いでございます。消耗品につきましては、感染症拡大防止のための消毒液の購入でございます。17節の備品購入費は、各公民館の図書室に空気清浄機を設置するための費用でございます。備考欄の高齢者教室事業につきましては、実行委員会を開きまして計画を検討しましたが、感染症拡大対策としまして中止になりました。そのため不用の額を減額します。

太田公民館工事費200万円、それから岩島公民館運営費の工事費200万円の追加のお願いでございますが、こちらにつきましては大会議室にエアコンを設置するものでございます。まだまだ暑い日が続きます。熱中症対策、それから新型コロナウイルス感染等の感染症予防対策として設置をするものでございます。

29ページをお願いします。

4目青少年対策費、杉並・東吾妻子ども交流事業につきましては、杉並区と協議をした結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため今年度は実施をいたしません。その費用全額を減額するものでございます。

10款6項1目保健体育総務費でございますが、89万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては、各地区の運動会等を実施しないことが決定しております。そのための補助金の減額でございます。スポーツ推進委員事業につきましては、予定していた研修会ができなくなりましたので、減額をするものでございます。郡民スポーツ大会事業につきましては、郡民スポーツ大会の秋季大会が中止となっております。そのための減額でございます。

30ページをお願いいたします。

社会体育施設管理事業でございますが、358万7,000円の追加をするお願いでございます。

消耗品費につきましては、感染症拡大防止のための消毒液、それから消防点検により指摘されました奥田、岡崎、それから東武道場の消火器の購入費用でございます。修繕費90万円の追加につきましては、弓道場の床の修繕の費用でございます。

14節工事請負費159万9,000円につきましては、町民体育館のパスの交換等に係る費用でございます。年数がたっておりますため交換をするものでございます。

17節備品購入費でございますが、こちらは、体育館等での新型コロナウイルス対策として、体育館の換気のための大型の送風機、それから来訪者の検温を行うための非接触型体温計を購入する費用でございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩を取ります。

再開を11時30分といたします。

（午前 11 時 18 分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前 11 時 30 分）

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第2号 令和2年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和2年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額につきまして、まず事業勘定からご説明申し上げます。歳入歳出それぞれ1,127万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1,570万6,000円とするものでございます。

続きまして、施設勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ115万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,833万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、国民健康保険特別会計事業勘定から説明させていただきます。

まず最初に、歳入からご説明申し上げます。

ページを飛びまして、6ページをご覧ください。

8款1項1目前年度繰越金ですが、1,127万4,000円を追加し、合計7,105万円としました。続いて、歳出でございますが、7ページをご覧ください。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分301万2,000円の減額及び2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分102万6,000円、3款3項1目介護納付金分229万3,000円、8ページ、6款1項1目基金積立金1,096万7,000円を追加し、合計1,127万4,000円でございます。

次に、国民健康保険特別会計施設勘定の説明をさせていただきます。

歳入でございますが、10ページをご覧ください。

3款1項1目国保施設県補助金115万円の追加でございます。当初予算では見込んでおりませんでしたが、コロナウイルス関連事業としまして新規に補助決定されたものでございます。

次に、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費115万円の追加でございます。コロナ対策としまして、医療従事者慰労金や施設入場時の検温のためのサーモグラフィーなどの備品購入費を追加いたしました。

以上が国民健康保険特別会計補正予算となります。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査いたします。9月14日までに調査が終了するようお願いを致します。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議案第3号 令和2年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 令和2年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度分の国庫・県支出金及び支払基金交付金の精算と前年度繰越金の確定に伴うものが主なもので、4,002万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ18億2,776万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

それでは、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

歳入ですが、前年度分の介護給付費の精算と前年度繰越金になります。

3款国庫支出金の1項1目介護給付費負担金から5款1項1目の介護給付費負担金につきましては、前年度介護給付費の精算による追加でございます。

9款1項1目繰越金につきましては前年度決算の確定による追加でございます。

続きまして、7ページの歳出をお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、介護サービス給付費の追加と財源変更のお願いでございます。

1項介護サービス等諸費は、2目地域密着型介護サービス給付費、4目居宅介護福祉用具購入費、5目居宅介護住宅改修費の追加のお願いでございます。

2項介護予防サービス等諸費でございますが、8ページをお願いいたします。2目の地域密着型介護予防サービス給付費の追加のお願いでございます。

3項のその他諸費は財源変更となります。

9ページをお願いいたします。

4項1目高額介護サービス等費、5項1目高額医療合算介護サービス等費、6項1目特定入所者介護サービス費の追加のお願いでございます。

10ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、前年度繰越金の確定に伴う追加でございます。

5 款 1 項 2 目償還金は、前年度分の介護給付費等の精算確定に伴う国庫、県費と支払基金への返還金でございます。

2 項 1 目他会計繰出金は、一般会計繰出金の減額のお願いでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9 月 14 日までに調査が終了しますようお願いいたします。

◎議案第 4 号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第 13、議案第 4 号 令和 2 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 4 号 令和 2 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするのは、令和元年度決算により繰越金の額が確定したものによる補正と人事異動に伴うもの等並びに公営企業会計適用債の減額に伴うものでございます。歳入歳出それぞれ 3,467 万 9,000 円を減額して総額をそれぞれ 5 億 1,644 万 9,000 円とするものと、継続費の追加のお願いでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、下水道事業特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表継続費補正でございます。これは、地方自治法第 212 条第 1 項の規定によりまして、

下水道特別会計から公営企業会計に移行するための業務として、今後３年間の事業費の総額や年割り額を示したものでございます。下水道特別会計には公共下水道事業、浄化槽整備事業、農業集落排水事業の３事業あるわけですが、それぞれ令和２年度280万円、令和３年度700万円、令和４年度420万円を計上し、３か年で1,400万円、３事業の総額4,200万円とするものでございます。

続きまして、６ページ、歳入をご覧ください。

５款１項１目の一般会計繰入金でございますが、1,290万5,000円の減額のお願いでございます。これは、令和元年度決算により繰越金の額が確定したことによる減額でございます。

６款１項１目の繰越金でございますが、繰入金と同様に繰越金の額が確定したことにより1,462万6,000円の追加のお願いでございます。

次に、８款１項の町債です。１目下水道事業債が90万円追加のお願いでございます。浄化槽設置費用に伴うものでございます。

２目過疎債ですが、全体で2,230万円の減額のお願いです。これは、公営企業会計適用債の過疎債がソフト事業に充当するものですが、町のソフト事業分については枠がいっぱいということで充当済みとなっており、公営企業適用債に組み替えるため、公営企業会計適用債の過疎債については減額とするものでございます。また、浄化槽整備債の過疎債については90万円追加のお願いです。これは、下水道事業債同様、浄化槽の設置に伴うものでございます。

４目公営企業適用会計適用債が1,500万円の減額のお願いでございます。これは、公営企業会計法適用支援業務を先ほど説明しました継続費として今年度分の継続をするため減額するものでございます。

８ページの歳出をご覧ください。

１款１項１目の一般管理費82万9,000円の減額のお願いでございます。これは、令和２年度、職員の人事異動に伴います人件費の減額によるものでございます。

次に、２款１項１目の建設事業費ですが、380万円の追加のお願いでございます。これは、公共下水道の新規管渠築造工事並びに浄化槽の設置事業の増分に伴うものでございます。

次に、３款１項１目施設管理費ですが、3,765万円の減額のお願いです。下水３事業の公営企業会計法適用支援業務額を継続費として継承するために減額をするものでございます。

また、下水道管渠管理システム追加・補正業務として55万円の追加のお願いでございます。

以上、簡単ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第5号 令和2年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 令和2年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、令和元年度決算により繰越金の額が確定したものであるものと公営企業会計適用債の減額に伴うものでございます。歳入歳出それぞれ880万円を減額して総額6,280万円とするものと、継続費の追加のお願いでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 引き続きよろしくお願いいたします。

簡易水道特別会計補正予算の説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第2表継続費補正についてですが、先ほど下水道事業特別会計で説明しましたとおり、今後3年間の需用費の総額や年割り額を示したものでございます。令和2年度分の予算としましては440万円で、3年度は660万円、4年度は880万円ということで、令和2年から4年までの3年間の予算額総額としまして1,980万円とするものでございます。

5ページの2の歳入をご覧ください。

3款1項1目の一般会計繰入金ですが、令和元年度決算により繰越金の額が確定したことによりまして776万7,000円減額するものでございます。

次に、4款1項1目の繰越金ですが、繰入金と同様に繰越金の額が確定したことにより776万7,000円追加をするものでございます。

次に、6款1項2目過疎債ですが、下水道事業特別会計でもご説明したとおり、簡易水道事業公営企業会計適用債の過疎債の町分の充当枠がいっぱいということで660万円減額をお願いでございます。

3目公営企業会計地方債につきましては220万円の減額をお願いでございます。これは、公営企業法適用支援業務を継続費として計上するために減額するものでございます。

6ページの3、歳出をご覧ください。

1款1項1目の維持管理費ですが、880万円の減額のお願いです。継続費として計上するため減額するものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第15号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

旧役場庁舎解体工事の工事請負契約についてご審議願うものでございます。

平成31年1月4日に新庁舎での業務が開始され、空き庁舎となった旧庁舎は、建築以来60有余年が経過し、老朽化により耐震もなく使用できないことから解体するものでございます。

指名競争入札により、南波建設株式会社と9,900万円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

そうすれば、議案書の裏側に仮契約書の写しがありますので参考にさせていただきたいと思っています。

旧役場庁舎解体工事の概要についてということで説明をいたします。

旧庁舎の解体、今ある庁舎の解体と、庭にあります車庫、ここの解体になります。古い建物ということでアスベストが使用されておりますので、その除去も含んだ解体工事ということになります。

工期につきましては来年3月12日までを予定しているところでございます。

以上、簡単な概要説明なんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第16、議案第16号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 工事請負契約の変更締結について、提案理由の説明を申し上げます。

J R 吾妻線廃線敷安全対策（道陸神トンネル補修工）工事として、群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町160番地、池原工業株式会社に1億4,740万円で契約を締結し工事を進めてまいりましたが、変更が生じたため、請負金額が1億3,770万9,000円と減額になりました。

変更内容につきまして担当課長より詳細を説明させますので、ご審議をいただきご議決く

でございますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

それでは、変更締結について詳細説明を申し上げます。

J R 吾妻線廃線敷安全対策（道陸神トンネル補修工）工事は、コンクリートの剥落等ご利用いただく観光客の皆様が負傷することのないよう安全対策を施す工事でございます。

総延長432.4メートルの道陸神トンネルの約300メートルに、今日の議案書の1枚はぐっでもらったら図面がついていますが、馬蹄形のH鋼を約1メートル間隔に据えて、エキスパンドメタルという網をつけまして剥落を抑える工事を行いました。当時はこのH鋼のUの字の形全体に網をつける設計でありましたが、壁の部分、要は立っている部分ですね、こちらにつきましては、剥落をしてもお客様の安全に影響が見られないと判断し設置をしないこととしました。この上に「2200」、「2300」と書いてあるところだけ網をつけました。縦の部分については設置をよしました。

また、地下水が差すため水抜きボーリング孔を予定しておりましたが、こちらについては、また1枚返していただきますとアーチ・ドレン工、2枚目の図面のほうが見やすいかと思いますが、大きな雨どいのようなものを壁につけるわけなんですけれども、こちらの工事に変更したほうが効果が高いというふうなことで判断をしまして変更いたしました。

工事全体としては969万1,000円減額の1億3,770万9,000円ということで変更契約をするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は9月15日午前10時から会議を開きますからご出席をお願いいたしま

す。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前 11 時 52 分)

令和 2 年 9 月 15 日（火曜日）

（第 3 号）

令和２年東吾妻町議会第３回定例会

議 事 日 程（第３号）

令和２年９月１５日（火）午前１０時開議

- 第 １ 選挙第 １号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙
- 第 ２ 認定第 １号 令和元年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 ３ 認定第 ２号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ４ 認定第 ３号 令和元年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ５ 認定第 ４号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ６ 認定第 ５号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ７ 認定第 ６号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ８ 認定第 ７号 令和元年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ９ 認定第 ８号 令和元年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第１０ 議案第 ６号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第１１ 議案第 ７号 東吾妻町交通安全条例の一部を改正する条例について
- 第１２ 議案第 ８号 東吾妻町駅前駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第１３ 議案第 ９号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第１４ 議案第１０号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第１５ 議案第１１号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第１６ 議案第１２号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第１７ 議案第１３号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第１８ 議案第１４号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第１９ 議案第 １号 令和２年度東吾妻町一般会計補正予算（第４号）
- 第２０ 議案第 ２号 令和２年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

- 第 2 1 議案第 3 号 令和 2 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 2 議案第 4 号 令和 2 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 5 号 令和 2 年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4 議案第 1 5 号 工事請負契約の締結について
- 第 2 5 議案第 1 6 号 工事請負契約の変更締結について
- 第 2 6 発委第 1 号 意見書の提出について（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方
財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書）
- 第 2 7 発委第 2 号 東吾妻町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 第 2 8 委員会報告について
- 第 2 9 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第 3 0 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 英 樹 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	1 0 番	竹 浏 博 行 君
1 1 番	佐 藤 聡 一 君	1 2 番	根 津 光 儀 君
1 3 番	樹 下 啓 示 君	1 4 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	ま ち づ く り 推 進 課 長	武 井 幸 二 君

保健福祉課長	加藤俊夫君	町民課長	片貝将美君
税務課長	谷直樹君	農林課長	飯塚順一君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理	一場正貴君	学校教育課長	堀込恒弘君
社会教育課長	丸橋昇君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局 補佐	佐藤功樹
議会事務局 主任	田中康夫		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） おはようございます。

議員各位におかれましては、連日大変お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染防止対策として、傍聴者の皆様にもマスクの着用をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願いを申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎補正予算書の訂正

○議長（須崎幸一君） ここで町民課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） おはようございます。

議会の最初で申し訳ありません。字句の訂正をお願いいたします。

補正予算書、令和２年度の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）になります。

1 ページをご覧ください。

1 ページの 4 行目ですが、第 1 条の後半の部分なんです、最後の「歳入歳出予算の総額」を「歳出歳出」と誤って打ってしまいました。「歳入歳出」と改めさせていただきたいと思っています。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長、もう一度説明していただきたいんですけども、同じことを言ってください。まだ、見ていない人がいます、早過ぎちゃって。

○町民課長（片貝将美君） 申し訳ありませんでした。

それでは、令和 2 年度国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）、1 ページをお願いいたします。

4 行目、第 1 条の後半の部分でございますが、「歳入歳出予算の総額を歳出歳出それぞれ」という文言になっております。「歳入歳出」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） ありがとうございます。

議員の皆さん、よろしいですか。

（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

◎選挙第 1 号

○議長（須崎幸一君） 日程第 1、選挙第 1 号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定しました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

吾妻環境施設組合議会議員に須崎幸一議員、樹下啓示議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました須崎幸一議員、樹下啓示議員を吾妻環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました2名が、吾妻環境施設組合議会議員に当選されました。

◎認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第2、認定第1号 令和元年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） よろしくお願ひいたします。

私からは2点ほどございますので、よろしくお願ひいたします。

まず1つ目として、予備費の充用についてでございますけれども、274万8,000円を充用しているわけでございます。うち、総務費から15万4,000円、学校教育関係で259万4,000円でございます。私の調査の結果、総務費より台風19号に伴う災害救助費や、教育費では職員の給与や組合負担金、時間外手当などの不足によるものでございました。緊急性を要し、やむを得ないものと思っておりますけれども、このような趣旨の充用はなるべく控えるべきと考えますし、中には見込み違いとも思える予算が充用されていることなど、さらなるご努力が必要と考えます。

また、予備費を充用する際には、たとえ小さな金額であっても、まず議長、常任委員会や議員全員協議会などにつないでおくべきと考えます。

そこで、総務課長、教育課長、企画課長、教育長、町長の順に、このことについてお聞きいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

災害の関係で充用をしたというところでございます。これについては、流用ができないものだったということでしたんですけれども、その部分はそういうことでご了解いただいておりますのでいいんですが、今後、そういうことに関しましてはおつなぎをしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの竹渕議員からのご質問の関係でございますが、議員ご質問のとおり、3月の補正予算編成後に、新型コロナウイルスに伴います、その対応に係る職員の時間外勤務手当の追加ですとか、また、一般職給与や退職手当負担金などの人件費の追加の必要が生じまして、予備費から充用をいただいたものでございます。

今後につきましては、より綿密に予算管理と職員の異動事項の早期の把握に努めさせていただきたいと思っております。

また、議会へのおつなぎ等につきましては、より丁寧に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

予備費の執行につきましては、議員おっしゃるとおり、真にやむを得ないものについて予備費を充用していくという考え方で、今までも行っております。

今回、前年度の予備費の執行につきましては、先ほどそれぞれの担当課長から説明申し上げたとおり、特に3款3項災害救助費につきましては、昨年度の台風19号に伴っての、款項を飛び越える流用ができないということから、これも本当に真にやむを得ない充用ということで執行させていただきました。

それから、学校教育課のこども園関係の人件費につきましても、これは最終補正が3月補正だったんですけれども、こちらの予算編成が2月のもう上旬に編成作業が打ち切られるということで、その後に発覚をした人件費ということで、こちら、どうしても予算編成に間に合わなかったということで流用させていただきました。

今後につきましては、この予備費の充用、執行がございました場合は、その後の直近の議会、それぞれの委員会のほうでご報告をしたいというふうに考えておりますので、よろしく

お願いします。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） お世話になります。

先ほど、学校教育課長が答弁したとおりでございます。

今後、より綿密な予算管理とともに、随時、議会のほうにもお示ししていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この予備費につきましては、台風19号関係、また、コロナ対応に対する職員の時間外手当等ということで、やむを得ない状況であったということでございますが、今後は早めの措置によりまして、議会にもおつなぎをしながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

各担当課長、そして教育長、町長においても、丁寧なご答弁をいただきました。

そのような形で今後執行いただきますように、心からお願いを申し上げたいというふうに思います。

続きまして、2点目といたします。

学校教育関係でございます。

10款1項4目通学バス運営管理費についてお尋ねいたします。

3月の一斉臨時休業補償金487万2,731円についてでございますけれども、担当職員、そして学校教育課長より、委託契約書、事業者からの要望書、復命書、起案書など説明をいただきました。しかし、補償額の70%の根拠や減価償却費を除くなど、少し理解し難い内容もあり、補償費はほとんど労務費であると推測されました。

この補償金を支払う前段として、国の雇用調整助成金、持続化給付金、県や町の給付金等の申請を業者にいち早く促す必要があったと思われませんが、この辺について課長からはお聞きしておりますので、教育長にお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） お世話になります。よろしくお願いいたします。

スクールバスの補償金につきましては、既にお支払いいたしておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が起こり、学校が臨時休業になることも想定しておか

なければならないことも事実でありますので、そのような想定を持ちながら、補償金について精査・検討を行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

どちらにしても、このコロナというものはまだまだ終息していない。そして、休校というか、そういったものは望ましくないわけでありましてけれども、想定範囲には当然入れていかなければならない。そういった中、今後も十分にこの辺については精査する必要もあるかと思えますし、また、教育長からも、そのような考え方を示していただきました。

どちらにしても、この時点においては、いろいろと混乱をしていた時期でもあるというふうに考えますし、また、このことについて再度精査していただく必要があるということを教育長から述べていただきました。そしてまた、他の補償金等とも整合性が取れるよう、また、町内の個人事業主を含む商工事業者や町民からも不公平と思われないように、ぜひお願いしたいというふうに思います。この辺について、町長から一言ご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） スクールバスにつきましては、学校教育を受ける子供たちにとって必要なバス、通学機関でございますので、この点につきまして新型コロナウイルス感染が第2波、第3波と来る想定もされているわけでございますので、この点について、バス運行に関する補償金等の措置につきましては、今後さらに的確にしっかりと対応できるようにしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 竹渕議員、よろしいですか。

○10番（竹渕博行君） いいです。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 私は、179ページの通学バス運営管理費について、同じ質問ですがけれども、させていただきたいなと思います。

事務調査から、補償金というのはほとんど労務費であるということ、さらには、国のもし助成金を頂いた場合には二重払いになるのではないかと、そういう可能性もあるということ

が分かりました。

私も、先ほど質問された同僚議員と同じ考えでございます。まずは基本的な考え方として、国の助成金、あるいは県の助成金を頂いた後、不足部分についてやっぱり町の補償金を差し上げるべきだと思っております。しかし、これまで経験したことのない未曾有の危機の中で、少しでも早く補償金を払ってあげようということだったと思いますので、今後は慎重に精査していただいて、執行に当たって十分注意していただければなと、こう思っておりますけれども、教育長及び町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 先ほども竹渕議員さんのほうに答弁しましたとおり、今後、補償金につきましては十分に精査・検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 補償金と国の持続化給付金等の問題でございますけれども、町におきましては、スクールバスの町からの、休校によりまして受託収入が減ったということに対する補償でございます。

国の事業につきましては、スクールバスだけではなくて、例えば運送業者によりますれば、グループ旅行と団体旅行が少なくなって危機にあるというふうな点も考慮した事業費でございます。持続化給付金でございます。

そのようなことから、国におきましては、景気浮揚ですとか経済の活性化の部分というものがかなり強いものでございまして、これにつきましては、そういった認識を常に持っていて、区分けをして考えていただくのが必要かなというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 今、町長がご説明いただきました。

一つの考え方ではあるにせよ、やっぱり両方とも、国の助成金も町の補助金も同じ税金なんですね。ですから、それが重複するということはあまり好ましいことではないと思うんです。そういうことで、ぜひ町民の目線に立って、今後は慎重に精査して当たっていただきたいと、こう思います。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、重複というふうなご発言がございましたけれども、これにつま

しては、そういう観点はないというふうに考えております。やはり国として、危機にある事業者に対する事業でございます。そういった意味で、先ほど申し上げましたように、スクールバスに関連するだけの事業ではなく、観光業なり、そういったものに関連する減収、危機的状況にある事業者に対する給付金でございますので、重複とか、そういう観点というものはないというふうに思っております。あくまでも経済対策でございます。そういう意味で持続化給付金が存在をしていると理解をしております。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員、よろしいですか。

○8番（小林光一君） 結構です。分かりました。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第3、認定第2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇)

○文教厚生常任委員長(根津光儀君) 認定第2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、会期中9月8日、町民課長に出席を求め、本件について審査いたしました。

事業勘定歳入総額は17億5,763万3,939円、歳出総額は16億8,658万3,525円、歳入歳出差引額及び実質収支額7,105万414円で、国民健康保険基金残高8,078万996円であります。

審査の中で、国保税の収納率は現年度分94.7%、不納欠損額は平成30年284万3,100円から令和元年度187万4,900円と、約100万円減少されており、予算に対する不用額についても、監査委員指摘のとおり改善されております。

施設勘定歳入総額は7,950万9,817円、歳出総額は7,429万6,791円、歳入歳出差引額及び実質収支額は521万3,026円となりました。受診者は延べ4,157人で、平成30年度より447人の減でした。

慎重審議の結果、当委員会では事業勘定、施設勘定ともに、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいください。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

委員長、自席にお戻りください。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第4、認定第3号 令和元年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇）

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 認定第3号 令和元年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、会期中9月8日、町民課長の出席を求め、本件について審査いたしました。

歳入総額2億387万7,189円、歳出総額2億241万9,093円、歳入歳出差引総額及び実質収支額は145万8,096円となりました。保険料収納率は99.67%でした。

慎重審議の結果、当委員会では、本件につきまして全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいください。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

委員長、自席にお戻りください。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決

定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第5、認定第4号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇)

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 認定第4号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、会期中9月8日、保健福祉課長の出席を求め、本件について審査いたしました。

歳入総額17億9,607万3,707円、歳出総額17億5,912万7,470円、歳入歳出差引額及び実質収支額3,694万6,237円となりました。介護給付費準備基金は8,649万2,925円です。保険料収納状況は98.9%でした。65歳以上の第1号被保険者は5,474人、人口比40.55%です。給付費の総額は16億7,418万4,219円となりました。

慎重審議の結果、当委員会では、本件につきましても全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいください。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

委員長、自席にお戻りください。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第6、認定第5号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、ご報告申し上げます。

去る9月8日、総務課長の出席を求め、審査を行いました。

歳入総額4,010万9,769円、歳出総額3,902万8,621円、差引額108万1,148円となりました。

また、委員会では、情報通信関連事業などについて説明を求めました。

慎重審査の結果、当委員会としましては、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

委員長、席にお戻りください。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第7、認定第6号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、ご報告申し上げます。

去る9月9日、上下水道課長の出席を求め、審査をいたしました。

歳入総額5億2,311万1,767円、歳出総額5億548万5,172円となり、収支は1,762万6,595円でした。繰入金については2億2,755万1,772円、将来に向けての接続率向上の議論などがありました。

当委員会としましては、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

委員長、自席にお戻りください。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第8、認定第7号 令和元年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、ご報告申し上げます。

去る9月9日、上下水道課長の出席を求め、審査をいたしました。

歳入総額7,255万500円、歳出総額6,378万3,183円、収支は876万7,317円となり、今後の適正な運営、また小水道組合への補助についてなども併せて説明、質疑を行いました。

当委員会としましては、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議においても同様にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

委員長、自席にお戻りください。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第9、認定第8号 令和元年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、報告申し上げます。

去る9月9日、上下水道課長の出席を求め、審査をいたしました。

給水戸数4,315戸、対前年比マイナス35戸、未処分利益剰余金は2億1,616万6,897円となりました。

委員会においては、今後の供給単価の見直しの必要性などについて説明を受けました。

当委員会としまして慎重に審査し、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

委員長、自席にお戻りください。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

令和元年度決算認定については、8件全てが終了いたしました。

ここで、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

会計管理者。

○会計管理者（一場正貴君） お世話になります。

ただいま、各会計の令和元年度決算を認定いただきまして、誠にありがとうございます。

決算審査に当たって、議員並びに監査委員の皆様からいただいたご指摘やご意見等は真摯に受け止め、今後も適正なる会計事務を執行してまいる所存でございます。

引き続き皆様方のご指導、ご助言をお願い申し上げ、お礼とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第6号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第7号 東吾妻町交通安全条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議案第8号 東吾妻町駅前駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第9号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第10号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第16、議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第17、議案第13号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第18、議案第14号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第19、議案第１号 令和２年度東吾妻町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本件については、去る９月７日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） よろしくお願ひいたします。

一般会計補正予算（第４号）でございます。

２款８項２目道の駅管理事業について調査をいたしましたけれども、まだ私とすれば未解決なものですから、ご質問させていただきます。

補償金の129万円について、まちづくり推進課長より休業補償に関する根拠というべき詳細を説明いただきました。純損益が昨年と今年の４月、５月分合計で715万1,370円、そして、国・県・町からの助成金などを合計すると530万8,511円。これを引き算すると184万2,859円となります。補償比率は、学校教育課のスクールバス補償金と同様の70%とすると、これは教育課のスクールバスの補償金の70%を参考にしたようでございます。そうすると、129万円となるものでございました。

純損益分715万1,370円について、私はどう考えても納得がまいりませんので、いま一度担当課長よりご説明願ひますが、その前に、課長より参考資料を頂いておりますので、これを執行部、そして議員の皆様へ配付したいと思いますので、議長の許可を願ひます。

○議長（須崎幸一君） 許可いたします。

暫時休憩いたします。

（午前１０時５４分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前１０時５７分）

○議長（須崎幸一君） 竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ご確認願います。

まず、最初にあるのが、「指定管理者（株）ACCの休業補償予算算定根拠」というものがA4でございます。そして、皆様のところには全協で説明をいただきました昨年の収支決算、そして裏面には今年の令和2年の4月、5月、6月等の決算の報告でございます。

このことについて、まず課長より説明をお願いします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

こちらの表につきましては、総務建設常任委員会にお世話になったときに、資料の提出を求められたということで、総務建設常任委員会のほうに提出させてもらった資料でございます。指定管理者ACCへの休業補償予算の算出をする根拠をこちらに示させていただきました。

令和元年度の4月分、5月分、また令和2年度、今年度です、4月分、5月分の純利益、当期利益です。これの比較で、まず715万1,370円という計算をさせていただきました。こちらについては、補償に当たって全く根拠なくというわけにいかないもので、うちのほうで頂いている値で純損益額を算出いたしました。

続きまして、これは前回の議会でもお話しさせてもらいましたが、道の駅の補償については、交渉をする席を用意してあるというふうな話をさせていただきました。また、そのときにもお話をさせてもらったかと思えますけれども、国・県・町から、また、ほかから頂けるもの、補償については受けてくださいということで話をさせていただいてあるという話も、させていただいたと思っております。国・県・町からの助成金の合計240万円、また、休業補償、これは全部「緊急等」と書いてありますが、雇用調整助成金を頂いた額の合計が290万8,511円、その合計が530万8,511円ということで、その上の純損益から補償を受けたものを引いた残りが184万2,859円ということで、おおむねその7割を補償していきたいというふうな表になってございます。

よろしくをお願いします。

○議長（須崎幸一君） 質疑の途中でございますけれども、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時10分といたします。

（午前10時59分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

○議長（須崎幸一君） 10 番、竹渕議員。

○10 番（竹渕博行君） 先ほど、課長より改めて説明をいただきました。

まず、新型コロナウイルス感染対策休業要請による期別収支比較ということで、令和元年 4 月、令和 2 年 4 月、令和元年 5 月、令和 2 年 5 月の純損益額がここに掲載されているわけでございます。皆さんのお手元にある表の第 6 期の部分の当期純利益、4 月の純利益分が掲載されている、4 月分として。そして、5 月のこれは損益として 40 万円ほど載っているわけでございます。そして、裏面にあります、今年の 4 月分として損益が 280 万円ほど出ていて、4 月分です、そして 5 月には 260 万円ほどの損益が出ていると、こういう計算になっているわけでございます。

そういった中で、今年の 4 月、5 月については当然コロナの影響でお客も減ったし、赤字が出たということでございます。

しかし、そこで昨年の 4 月分の純利益、この部分がかさ上げしている。この 200 万円については、皆さんもご承知のとおり、ACC に対して年間 1,200 万円ほどの補助金が出ております。その月割りの案分で、毎月毎月約 110 万円ほどの営業外収益、これが入っているわけでございます。そうすると、これを加算することによって、また今年の 4 月、5 月についても当然月割りの補助金がついているわけですよ。これをかさ上げすることによって、また補助金も追加するという話になるんですよ。

そして、課長から説明いただいた純損益額がマイナス 700 万円とおっしゃいますけれども、令和元年の 4 月については純利益なんですよ。この月は純利は出ているけれども、会社そのものというのは、1 年間通してどれだけの黒字が出るか、赤字が出るかということで、これも皆さんの昨年の収支の中で、年間通して 14 万 7,000 円しか純利益というのは出ていないんですよ。

私思うのには、単純に申し上げますけれども、今年の令和 2 年の 4 月がマイナス 280 万

円ほどであったと、そして、令和2年5月が260万円ほどであったと、これを足すと551万4,987円になります。そうすると、純損益額というところに、この550万円程度のものが示されている。そして、この企業については、国や県、町からの助成金を積極的に申請され、そして530万円ほどのお金を頂いておる。そうすると、そこから引くと、マイナス20万6,476円になるんですよ、単純に計算すると。

私はこれでいいんじゃないかというふうに考えております。これは私が思っているところであって、執行部、政治的判断というものもあるかもしれません。その辺は分かりませんが、なぜここで昨年の4月分の純利益をかき上げしなくちゃいけないのか。そして、また5月分を引くのか。この辺の根拠というのが全く分からないんですよ。この辺についてちょっと課長、ご答弁よろしいでしょうか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

昨年度と今年度を比較した件でございますが、営業していたら、これだけもうかっていたんじゃないかというふうなことで計算をさせていただきまして、昨年度と今年度の比較をさせていただきました。4月、5月、4月18日から5月21日まで休業要請を行ったために、本来得られなかった収益があるのではないかとということで、比較をするというふうな判断をさせていただいております。あくまでも、これは補償するための算出根拠として、そういう計算をさせていただきました。

よろしくをお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） いろんな考え方はあるでしょう。しかしながら、昨年はこういう利益が出ていたとしても、基本的には今年の4月、5月の収支の中でこれだけの赤字が出た。赤字が出るということは、給料を払うにしても、経費を払うにしても大変ですよ。そういった中で国を中心とする補助金等々を申請して、500万円ほどを確保したと。そうすると、基本的には経費を埋めるためには20万円あれば問題ないんですよ、基本的には。何でここで昨年の分をかき上げするのかというのが、よく分からないんです、私は。これは一つの考え方として指摘しておきます。

これをいろいろ言っても仕方ないので、私としては、どこをどういう理由でというのは、今、去年の4月に利益が出ていたから、その分を補償してあげるんだとおっしゃいましたけれども、多分こんな計算をするのは我が町だけですよ。あり得ないと思います、正直言って。

根拠になっていないと思います。これは指摘しておきます。そもそも今年の4月、5月分の損益分から補助金等を引くと損益20万6,476円になり、これを100%補償したとしても20万6,476円でございます。そういった中で、ぜひこの件につきましては精査していただいて、そして十分に検討していただきたい。これは要望でありますし、そして、また、こういったものがほかの事業者さんと比べて不公平であるということも指摘はしておきたいというふうに思います。

ただ、これは補正予算でございますので、まだ支払っていないわけでございます。そういった中、十分に精査していただき、執行に当たっては12月の減額補正とか、そういったものも期待をしてみたいというふうに思います。

課長と議論してもここではしょうがないので、考え方とすると、町長に最後にこの件についてはお聞きしますけれども、そういう考えでよろしいのでしょうか。課長が答弁した考えでよろしいんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 担当課として、事情等を考慮しながら計算をしてきたということであります。竹渕議員のお考えもでございますので、今後、実態等をよく見まして、また事例等も研究をしながら、より適正なものになるようにしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。大変前向きなご答弁、感謝申し上げます。

そのようなことで、ぜひ参考にしていただいて、執行に当たっては、十分に精査した中でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

いま一点ございます。

10款1項4目通学バス運営管理費、令和2年の4月、5月分の補償金として財源変更、1,170万9,000円を行っているわけでございますけれども、この件につきましても担当課長より説明をいただきました。まちづくり推進課と同じ補償金でありながら、学校教育課としては、昨年の運行実績の70%を4月、5月分として、関越交通、ローズクィーンに支払っている。

また、支払う前に、まず国・県・町の支援金、補助金などの申請を促していないことが確認され、特にこの補償金につきましては、燃料費、消耗品費、減価償却費などを除く70%を算定しております。70%のほとんどが労務費であることも推測されました。労務費については国の雇用調整助成金で解決することから、基本的には支払う必要はないと私は考えます。

そして、同じ補償金であっても、担当課間の整合性が取れていないと言わざるを得ません。

労務費の二重払いになるのではないかと指摘もしておきますけれども、ここではこの議論は行うべきではないと考えます。

参考までに申し上げておきますけれども、県内中央にある市では、この労務費については一切お支払いはいたしておりませんとの報告をいただいておりますし、東毛のある市では、お支払いはいたしました、十分に精査し、労務費については精算してもらいますとの報告もいただいているところでございます。

どちらにしても、様々な手法の中で最終的には教育長、町長のご判断でしょうから、このことについてお二人にお聞きしておきます。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 先ほども答弁させていただきましたように、今後、ご指摘があったこと等も踏まえまして、十分に審査・検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 続いて、町長の答弁をお願いします。

○町長（中澤恒喜君） 教育長のお答えしたとおりでございますので、今後、十分に検討してまいります。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） 私個人にとっては、究極な自分に言い聞かせている言葉でもあるんです。そういった中で、ある意味紳士的な言葉少なかったですけども、今後の精査、そういったものに対応していただけるということを信じて、まとめさせていただきたいというふうに思います。

このことについては、契約は来年の3月までであるわけでございますので、今後も学校が休校になることも予想する中で、十分再度精査していただく必要があると思いますし、他の補償金等にも整合性が取れるよう、くどいようですけども、町内の個人事業主を含む商工事業者や町民から不公平と思われないように、ぜひお願いしたいということで、指摘だけはおきますので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 新型コロナウイルス感染症の支援につきましては、いろいろと所管事務調査をやらせていただきました。その中で、私が理解に至っていない箇所が何か所かございますので、それについてちょっと質問させていただきます。

まず、学校教育課の補償金についての質問でございます。既に質問した同僚議員とダブるところもあるとは思いますが、ご了承いただければと思います。

まず、1問目ですけれども、委託契約の中に、新型コロナウイルス感染症のような天災が起きた場合に、補償金を支払うような項目はないと思いますけれども、ただし、運行日とか、運行区間については協議するということがございます。これについて学校教育課長にご答弁いただければと思います。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） お答えをさせていただきます。

小林議員のおっしゃいますとおり、契約書におきましては運行日数等の規定はございます。また、今、小林議員からご指摘いただきました「天災その他の事情により運行日に変更が生じたときは甲乙協議の上対応するものとする」、そのところのご質問かと解しております。

本件につきましては、国の休業要請に伴いまして3月期から学校を臨時休業いたしました。先ほどご認定をいただきました前年度決算においても、同様の補償金を支出させていただいたわけでございます。そういった経緯も踏まえまして、今期定例会では財源変更のお願いとして補正予算を上げさせていただいておりますが、同様の対応をさせていただくために、「甲乙協議の上」という形、または前年度の3月期の対応を踏まえまして、同様の対応をさせていただいたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） ただいま、答弁いただきましたけれども、こういう補償金については、私の考えではありますけれども、まず国の助成金を勧めるべきではなかったかなと、こう思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 担当課の課長といたしまして、そういった点、落ちていた部分でございます。その点については認めさせていただきたいと思います。

ただ、業者さん等のお考えもありますので、町としては補償対応のほうをまず優先させていただきました。そういった制度のご案内が欠けた部分については、おわびを申し上げたい

と思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 今、ご説明いただきました。一応、私なりに了解はいたしました。

次に、町の補償金についてでございますけれども、詳しいことは前に質問された議員とダブるといけませんので、それについてはお話ししませんが、町と契約している企業、また、していない企業との不公平感というものがどうしても拭うことはできません。一方には補償金を支払って、一方には契約していないから補償金を支払わないというようなことは、やっぱり町民感覚で言いますと、非常に不公平感、不平等感を感じざるを得ません。これについて、町長、先ほどもちょっと答弁されておりましたけれども、もう一度、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町として、町の事業なりを契約によって行っていただけの事業者に対しましては、契約書等によって手当てをしなければならないというふうに思っております。

経済対策によりまして、町の事業として、30%以上減収になったところにつきましては、事業を手当てをしておるということでございまして、そういうものを手当てをすることによって、町と直接契約していない事業者に対しても援助しているところでございます。特に経済対策として、国や県の事業も広く使っていただくことが必要かなというふうには思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 町長の今お話しなされたことも一つの考え方であることは、私も認識しております。

ただ、少し僕はそこの認識が違うんで、いろいろと質問させていただいているわけですが、次に、町の補償金について、役場の担当課によって算出方法が異なっておりますね。どうも違いがあるような感じを思いますけれども、財政を担当する企画課長にちょっとお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 財政、担当しております。

予算編成等、いろいろ積算のやり方等については、一律的にやり方について、統一できるものについては統一的な指示等を出して、積算単価等を使ってやっていただいております。

ただ、今回の先ほど来お話があります補償金につきましては、やはり元の根拠といいますか、内容がそれぞれ違っておりますので、完全にそれを画一的に統一した積算というのはな

かなか難しいのかなというふうに思っております。ですので、財政担当課のほうでそこを一律的に判断をするというのは難しいのかなと思います。

ちょっと考え方を説明させていただければと思います。一般的な国ですとか県の補助金、これについては基本的には補助金の目的を達成するための要綱というのが制定されております。その要綱の中で特定財源、例えば国の補助金であれば、県の補助金、あるいは受益者の負担金ですとか、そういうものについては、特定財源として控除を行った上で国の財源のほうを入れるとか、そういうのが要綱で明確に定められています。ただ、今回のこの新型コロナ関係の国の持続化給付金ですとか、県の事業継続給付金には、その辺の財源の特別な規定というのがありません。その辺がちょっと確認できません。

それで、スクールバスの業務委託と道の駅の補償金を比較されていると思います。それぞれの考え方の相違についてなんですけれども、まず、指定管理である道の駅、こちらについては、もともと感染拡大防止のために町が休業を要請して、あくまでも株式会社ACCの判断で休業をしていただいたという内容だと思います。指定管理については協定書を結んでいますので、協定書の中で不可抗力による損失は、町とACC協議の上、町が負担するという規定になっているそうです。

一方、スクールバス業務については、これは今回、国の緊急事態宣言が4月に発令されました。それを受けて、群馬県知事が、学校の休業の要請を各市町村に要請をしました。町はそれを受けまして学校を休業としました。もともとスクールバスの業務については、町が業務委託、ローズクィーン交通、それから関越交通さんに業務委託している内容です。あくまでもこれは契約している内容なんですけれども、今回は、町の判断で学校を休業した。それによって、それぞれの交通会社は本来業務委託の中で頂ける経費がもらえなくなったということで、考え方とすると、それが逸失利益というような考え方になるのかなと思っています。

さらに、先ほど来、国の補助金ですとか県の補助金、そういうものを優先的にというお話があるんですけれども、あくまでも国・県の継続の支援金については、補償金ではありません。明確に補償という形ではなくて、町長のほうからもお話がありましてとおり、会社が事業を継続するための支援金ということで給付されているということでもあります。

また、それぞれの交通会社はスクールバスの運行业務だけでなく、例えば観光バスの経営をされていたり、関越交通さんは、ほかの、町以外の路線バス等の運営もしております。ですので、それぞれの交通事業者が国なり、県なり、町なりの継続の事業の補助金を申請したとしても、もうピンポイントでスクールバス業務に、そこに充当するというわけではない

のかなと考えております。

ですので、逆にACCについては、あくまでも町のほうで指定管理をお願いしている。指定管理の事業、そこだけに係る経費ということで、担当課のほうで算定しているというふう
に私も認識しておりますので、もともとの補償対象の内容が違うというふうに考えております
ので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 非常に詳しくご説明いただいたので、私としてはおおむね了解したと
いうことで、もう一つ質問させていただきます。

今、お話の出ました道の駅の管理事業についてでございます。129万円の補償金を出して
いるわけですが、先ほど同僚議員が指摘していますように、やっぱりこれは令和2年
の4月と5月の純損益について計算すべきであると私も思います。みんな大変苦しい状況の
中で、やっぱり利益まで上乗せをするのは、ちょっと私としては手厚過ぎるのかなと、こう
思っております。

これについては、先ほどもまちづくり推進課長のほうからも説明いただきました。町長の
ほうからもいただいておりますけれども、確認の意味で、もう一度回答いただければありが
たいなと、こう思っております。ご答弁いただければと思います。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

129万円の予算要求の積算の根拠としまして、本来、経営していれば幾ら収益がある、ま
た、今回4月18日から5月21日までの休業によって、それだけの利益がなかったというふ
うなことを計算する根拠とさせてもらいまして、積算の根拠に昨年と今年度の比較をしたと
いうことでございます。それについて、各補償を除いた額の残りということで計算をさせて
いただきました。今回の補正予算につきましては、そういう計算でもって要求させていただ
きましたので、また、この後の執行につきましても、よく精査をしながら執行をしていき
たいというふうに考えておりますが、そういう根拠に基づいて予算要求させていただいた結果
でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 町長、答弁をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、担当課長のほうからお答えをいたしました。

このように、今後は的確に状況を判断しながら、内容をよく分析しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） これは補正予算ですので、まだまだいろいろと前向きに検討していただいて、精査していただいて、そして執行に当たっては十分注意していただければなど、こう思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） いろんなものをのみ込んで了承しておったんですけれども、町長が先ほどの同僚議員に対しての答弁の中でちょっと気になったことがあるので、確認の意味で質問させていただきますけれども、教育委員会の関係の補償金について、私は基本的には純然たる運行ができなかったのもので、その補償だというふうに思っておるんですけれども、町長の答弁の中で、経済対策、そして観光業というような意味合いに取れるような発言がございました。これ、ちょっと確認したいんですけれども、教育課長、この補償については、経済対策として観光等の予算というのは入っているんですか。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 学校教育課で執行いたしております補償金につきましては、4月、5月、そういったところの運行を取りやめていただいた部分に対する補償金として支出をいたしましたものでございます。

○議長（須崎幸一君） 今、町長より発言を求められておりますので、許可をいたします。
町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹渕議員のお話は、私の言ったこととまた違う話をしておりますので、聞き違ったのかなというふうに思います。

私は国の持続化給付金について、その例をお話ししたということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） そうすると、例えば我が町の持続化支援金、これ20万円ございます。こういった意味で取ればよろしいということでもいいですかね。でも、私はちょっと聞いていて、ちょっと切れ目がなかったものですから、質問者の質疑に対しての答弁でありましたの

で、その辺、説明ございましたので、理解はさせていただきたいと思います。確認の意味で質問させていただきました。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第20、議案第２号 令和２年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件については、去る９月７日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第21、議案第3号 令和2年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第22、議案第４号 令和２年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る９月７日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第５号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第23、議案第５号 令和２年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る９月７日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第24、議案第15号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第25、議案第16号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） よろしくお願ひいたします。

このことについては議案調査となっておりましたので、ある程度所管の中でも課長より説明をいただく中で、ちょっと客観的に疑問に思っているものですから、説明いただければというふうに思います。

私も専門家ではございませんので、積算の内容等々については、まだ示していただいていないわけでございますけれども、課長の当初の説明によりますと、要するに、トンネルの全面、要するに側面まで網というんですかね、そういったものを施工するということの説明の中で、今回は側面の部分がある意味除く、上から斜めの部分ということで、約1,000万円ほどの減額というふうな話になっているんだと思うんですが、客観的に考えると、かなりの面積比が減額される。そして、その部分についても、当然労務費の部分も減額されるんじゃないかと、客観的に思っているだけです。ですから、賛成とか反対とかそういった話ではなくて、もう少し分かりやすいような形でご説明をいただけるのであれば、お願いしたいと、まずは思います。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

先ほど質問のあった件ですが、これにつきましては支保工、補強工、前から説明させてもらっています馬蹄形の柱、そこにエキスパンドメタルという網をつけるという仕事で、今回減額になったものにつきましては、その側面についてはお客様の安全対策に対して必要ないというか、それがなくても影響はないだろうというふうなことで判断させてもらいまして、上部のみの施工にさせていただいたと。それに伴う減額ということで説明をさせてもらいました。

これは直工の分の金額でございますけれども、支保工、補強工につきましては7,000万何がしであったものが減額して約6,300万円、750万円強の減額になってございます。これはあくまでも直工でございます。ここに諸経費等々がついてきた額で、皆様には議案にお示しをしたのは減額額になってございます。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 説明いただきました。

分かりましたとは言いません。ただし、この基本的な根拠というものがきちっとあるということは確認をさせていただきました。この件について、私も専門家ではないので分からないんですが、今後、この辺についてはちょっと調査、研究をさせていただきますということを書かせていただいて、賛成はさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第1号の説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第26、発委第1号 意見書の提出について（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長(重野能之君) 発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、趣旨説明を
申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民
生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなって
おります。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇
用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地
方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

そのことから、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方
税財源の確保を求める意見書の提出について、群馬県町村議会議長会から依頼がございまし
た。

総務建設常任委員会で審議を行ったところ、全会一致で意見書を提出することに決しまし
たので、議員各位におかれましてもご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長(須崎幸一君) そのままお待ちください。

説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立
願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第2号の説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第27、発委第2号 東吾妻町議会基本条例の一部を改正する条例
についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

(議会運営委員長 佐藤聡一君 登壇)

○議会運営委員長（佐藤聡一君） それでは、発委第2号 東吾妻町議会基本条例の一部を改正する条例の提出に当たり、趣旨説明をさせていただきます。

現在、条例第3条第7項で年1回以上の開催が規定されている議会報告会について、令和2年に限り、新型コロナウイルス及びその蔓延防止のため開催しない旨の規定を条例附則に設けるものでございます。

お手元に新旧対照表があると思うんですけども、これを附則として入れるということです。

議員各位におかれましては、本案にご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上で趣旨説明といたします。

○議長（須崎幸一君） そのままお待ちください。

説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎委員会報告について

○議長（須崎幸一君） 日程第28、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がございましたら、お願いいたします。

総務建設常任委員会。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、6月定例会以降の総務建設常任委員会の報告をいたします。

まず、初めに、8月31日、新型コロナウイルス感染症対策に関する閉会中の委員会を開きました。9月定例会前のお忙しい中を、総務課長、企画課長、まちづくり推進課長にご出席をいただきまして、コロナ対策関連の町事業、また、議会から町への要望書についての回答などについての説明と質疑を行いました。

9月8日から9日は9月定例会中の委員会を開催し、今回は主に令和元年度決算及び今年度補正予算に関しての審査、調査を実施しました。委員会の中では、コロナ感染症経済対策に関しての国・県・町支援金、補償費の在り方、また、杉並区とのさらなる連携の必要性などについて意見が出されました。そのほか、定額給付金支給、スクールバスの密解消についての町の迅速な対応についてなどの話も出されました。

今後も委員、チーム一丸となって、その職責を果たしていく所存であります。引き続き、総務建設常任委員会の活動にご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇）

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 令和2年第2回定例会以降閉会中の文教厚生常任委員会の報告をいたします。

令和2年7月27日、第1委員会室において、新型コロナウイルス感染症対策、議会からの要望への対応ほかについて各課調査のため、会議を開きました。

町民課関係については、窓口対応における仕切り、換気、マスクの着用等について、外国人に対して3か国語対応のパンフレットで注意喚起の広報に努めていること、国民健康保険5月分診療給付費が、前年比2,000万円の減であったことなどが報告されました。委員からは、国保診療所の対応について質問があり、症状が疑われる来診者については、インターホン対応の上、医師が外に出て検温、問診を行うなど、感染防止に万全を期している旨、回答がありました。

保健福祉課関係におきましては、開催当日までの県内感染状況と関連補助事業について報告があり、未来子育て臨時給付金についても説明がありました。新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金について、587万663円が町に寄せられたことについても報告されました。委員からは、マスク等の備蓄について質問があり、N95マスク1,400枚、防護服85着等が新たに備蓄されていると回答がありました。

学校教育課関係におきましては、ひとり親家庭の大学生等に対する支援については、9月補正に盛り込む旨、回答がありました。学校教育のデジタル化、オンライン化の推奨については、GIGAスクール構想に伴う端末機整備を検討している旨、回答されました。委員からは、感染防止と学びの質の確保について、さらなる要望がありました。

社会教育課関係におきましては、施設利用に当たって、窓口対応において、受付カウンターのビニールカーテン設置やマスク、消毒について報告を受けました。コンベンションホールにおいては、参加者の連絡先が分かる名簿提出を要請しているということでした。サーモグラフィー設置等、徹底した感染予防についてでございますが、非接触型体温計を用意し、健康増進センターにおいては消毒液を器具ごとに設置し、利用者が、その都度消毒する体制

を整えている旨、説明がありました。

以上、報告いたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、議会運営委員会。

議会運営委員長。

11番、佐藤議員。

（議会運営委員長 佐藤聡一君 登壇）

○議会運営委員長（佐藤聡一君） それでは、議会運営委員会の委員会報告をいたします。

去る8月27日開催の議会運営委員会の中で、以下の3項目を協議いたしました。

まず、議会報告会ですが、いまだ新型コロナウイルスの感染が続いている状況のため、本年度は中止することになりました。

続いて、東吾妻町議会災害等支援本部設置要綱（案）について協議しました。6月議会の議員全員協議会における協議での修正や担当職員のチェックを経て、町の条例審査会にかけ、審査をしてもらった結果、法制上は適当であるが、3点ほど懸念事項を申し添えられました。この結果を踏まえ、8月27日の議会運営委員会の中で協議や9月議会の議員全員協議会における協議の結果、東吾妻町議会災害等支援会議設置要綱に名称を変更し、告示することになりました。

議会のユーチューブ（映像配信）については、中之条町の視察や議員全員協議会で報告したことを踏まえ、今後、カメラ位置や予算を含め議会運営委員会で検討を進め、令和3年度予算編成に間に合うよう、調査、研究、検討を進めることになりました。

以上報告とします。

○議長（須崎幸一君） 行財政改革特別委員会。

14番、青柳議員。

（行財政改革特別委員長 青柳はるみ君 登壇）

○行財政改革特別委員長（青柳はるみ君） それでは、行財政改革特別委員会から報告いたします。

町長、副町長、総務課長、企画課長においでいただき、開催しました。

町総合戦略本部の会議経過について説明を受け、地方分権改革に関する提案募集に、教育長より、僻地における複式学級に関わる基準の緩和を提案され、採用されたとのこと。我が町の教育を守る思いが通じました。

町有地活用のためのサウンディング調査の結果、3か所のうち不動の湯は調査して閉鎖の

方向へ、ほかは応募ゼロだったが、沼田市が導入して、4件の民間提案が採用された民間提案制度の導入について検討していくということでした。

地域公共交通では、バスを利用する地域、小・中学生、高校生と広く意見を聞いたことが反映され、令和3年1月から導入の見込みとなりました。高齢者が荷物を持ち、バスに乗るのが大変なとき、運転手はバスを離れられないので、デマンドサポーターの提案が委員からあり、地域で支えるバス運行でありたいということでした。

以上、報告を終わります。

○議長（須崎幸一君） ハッ場ダム及び地域開発特別委員会。

7番、里見議員。

（ハッ場ダム及び地域開発特別委員長 里見武男君 登壇）

○ハッ場ダム及び地域開発特別委員長（里見武男君） 去る9月10日にハッ場ダム及び地域開発特別委員会を開催しました。

県及び町から、ハッ場関連と上信自動車道の工事の進捗状況の説明がありました。

県事業の説明では、大柏木川原湯トンネルはコンクリートや舗装工事が8月末に完成し、大柏木側の電気室の建築工事が引き続き行われており、今年の12月末完成予定との報告がありました。

町から県への受託事業として、国道145号廃道の利活用として、ダム下の転回広場の整備を行っているが、令和3年1月末完成予定との報告がありました。

ダム関連では、7月7日よりダム天端が一般開放され、8月末までに7万人が見学したそうです。今現在はダム右岸からの天端見学の連絡通路は工事中であり、行けませんが、9月末完成との報告がありました。

町からは、溪谷内の大型バス及び身障者用駐車場整備や溪谷内の張り出し歩道の撤去工事の説明があり、令和2年度末完成予定ということです。

また、道の駅あがつま峡の利用状況について説明があり、4月から8月の集計では、昨年同期比で新型コロナウイルスの影響で、天狗の湯では約2万人減で、直売所てんぐでは4万8,000人の減となりました。

吾妻峡のレールバイクアガッタン状況については、道陸神トンネルの補修工事では安全対策として432メートルのうち、300メートルの区間にエキスパンドメタルを設置した工事が行われ、完成は今月末だそうです。

また、溪谷コースの樽沢トンネルまでの1.6キロが7月18日にプレオープンし、9月6日

までの土日祝日に営業して、約700名の利用者がありました。9月12日には、小渕優子議員や山本県知事、萩原県会議長等の出席によるグランドオープンのセレモニーがありました。今後は秋の紅葉シーズンに向け、吾妻峡の美しさが堪能できることと思います。グランドオープン後は、月曜、金曜、土曜、日曜、祝日の営業となるそうです。

次に、上信自動車道関連の報告ですが、6月7日に金井インターから箱島インター間、7キロが開通しました。東バイパスでは、8月末現在で144件の用地買収の契約が済んだとのこと。その他の区間も今のところ順調に推移していると思われます。

以上で、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会の報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 次に、議会広報特別委員会。

○議会広報特別委員長（樹下啓示君） 議長、ありません。

○議長（須崎幸一君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（須崎幸一君） 日程第29、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

（午後 零時11分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第30、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（須崎幸一君） 最初に、12番、根津光儀議員。

12番、根津議員。

（12番 根津光儀君 登壇）

○12番（根津光儀君） 議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従って、中澤町長に質問いたします。

環境という言葉は様々な場所で様々な意味合いで使われております。ここでは、東吾妻町の自然環境が暮らしや産業の発展にどのように関わるのか、町長が取ってきた政策と今後について伺います。

質問は大きく分けて4つでしたが、質問2、吾妻環境施設組合に関する事項については、質問者側において取り下げることにいたしました。したがって、質問事項は3つです。

まず、第1に、平成23年3月11日の福島第一原発事故に起因する諸問題について伺います。

その1として、町内の放射線量について現状をどう捉えていますか。

その2、農業、林業等において受けた被害と現状についてどう捉えていますか。

その3、自然環境が受けた被害と現状についてどう捉えていますか。

その4、教育施設での除染廃棄物が仮保管となっており、処分を国に求めていくべきと考えますが、いかがですか。

第2として、景観条例等制定に向けた動きについてお伺いします。

その1として、条例案にいう自然環境の保全とは何ですか。

その2として、現時点での条例制定の必然性についてお答えください。

第3の質問として、環境政策の在り方について伺います。

町長が考える美しい景観とは何ですか。遠目に緑が多ければ、それでよいのでしょうか。産業や人々の営みは、自然を壊し、景観を損ねるものとお考えでしょうか。

総面積2万5,365ヘクタールの我が町の76%が、面積にして1万9,355ヘクタールほどが山林、原野です。山裾に暮らす私たちにとって、山林を手入れし、田畑を守ることは極めて多くの労苦の中にあります。森林組合に委託して一律管理ができるほど現実には甘くありません。非効率で危険な作業があることを理解し、取り組んでいかなければならないと考えています。

以下、自席にて続けさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め、1点目の、町内の放射線量について現状をどう捉えていますか、の回答をいたします。

事故後、町内各地で放射線量測定を行い、その測定値に基づき除染地を決定し、除染作業に取り組んでまいりました。作業としては、汚染された落ち葉や表土を袋詰めし、埋設保管するものでございます。町内には除染保管している箇所が42地点あり、その全ての箇所において、年1回空間放射線量を測定しております。このほか、週1回、役場玄関前での計測のほか、年4回、大字ごとに東支所や親水公園などの公有地を中心に1地点を選定し、町内33地点で空間線量を測定しております。それぞれの計測値は、国の示す基準値を大きく下回っており、基準値から判断するならば、現時点での安全性は確保されていると考えることができます。

2点目、農林業等で受けた被害でございますが、一時的に基準値を超える放射線物質が検出され、農畜産物等の出荷制限措置が取られました。

出荷制限措置による東京電力からの賠償額でございますが、平成25年11月までに町として取り扱った額として、農産物501万1,000円、畜産物154万6,000円、林産物115万1,000円、合計として770万8,000円となっております。また、JAあがつまが取り扱った額として、農畜産物、林産物の合計として4億7,484万1,000円、総合計として4億8,254万9,000円となっております。

出荷制限につきましては平成25年6月に解除されており、現在では県において農林水産物の放射性物質検査を行い、安全性の確認をしておりますので、現状では問題はないものと考えております。しかしながら、原木栽培の干しいたけにつきましては、平成23年度の検査で、当町を含む8市町村で暫定規制値を超過したことが確認され、出荷自粛要請をされております。

3点目の自然環境が受けた被害と現状についてですが、自然環境につきましては被害はないと捉えております。現在でも、先ほどお答えいたしましたとおり、定期的な放射線量測定を続けておりますので、異常値覚知時には対応できるものと考えております。

4点目の教育施設での除染廃棄物等が仮保管となっており、処分を国に求めていくべきと考えますが、についてでございますが、お答えをいたします。

除染土壌の処分につきましては、環境省で土壌汚染に関する検討チームによる検討が継続してなされております。除染土壌等の最終処分につきましては、教育施設や住宅地等との区別はしておりませんので、環境省での方針に従うことでよろしいのではないかと思います。毎年1回、年度当初には、環境省から担当者が来庁の上、最終的な処分方法を含めた進捗状況等、検討内容の報告を受け、意見交換を行っておりますが、具体的な指示につきましては出されておられません。処分方法等の指示が出た時点で即応できるよう、当初予算での措置を行い、対処してまいります。

2項目目の景観条例等制定に向けた動きについてでございますが、今年3月にまとめた条例の草案につきましては、町内で行おうとする開発行為の適切な施行を確保して、美しい東吾妻町の景観や町民の暮らしに著しい影響を及ぼさないよう、無秩序な利用を防止することが、自然環境の保全につながると考えております。

また、条例制定の必要性でございますが、第2次総合計画の策定時に実施いたしました町民アンケート調査の意向では、本町の住みやすい点といたしまして、「自然環境がよい」また、「自然災害の心配が少ない」といった項目が特に高い傾向にありました。そのようなご意見を踏まえまして、第2次総合計画重点施策の一つに、豊かな自然を守る景観条例等の制定を目標に掲げたところでございます。

また、近年特に増えております太陽光発電設備の設置につきましては、生活や景観に対する影響を危惧する声が多く寄せられております。一方で、自然と調和した暮らしができる町として、低炭素循環型社会の構築は総合計画の基本目標でもございますので、太陽光発電設備を含む新エネルギーの導入促進を一律で規制するものではございません。しかしながら、

無秩序な乱立による景観や環境への悪影響は避けるべきであり、一定の監視、抑止の体制が必要であると考えております。現在、町では東吾妻町土地開発事業等指導要綱に従って、一定規模の開発行為について事前協議を求め、事業着手前に町に届出をし、必要な指導を行っております。

本条例の草案は、事業者の責務や利害関係者に対する対応などを明確にするとともに、防災対策、または利水や排水に支障を来さないよう、適切な措置を講ずることを規定する内容でございます。

3項目めの環境政策の在り方についてでございますが、当町には町全域に広がる山林や吾妻川などの自然景観のほか、史跡や名勝、水田や住宅地、商業施設、工場など、人々の生活に基づいた歴史的、文化的な景観が様々ございます。これら全てが融合して、町全体の美しい景観を形成していると考えております。また、そこで暮らす人々の営みや産業は、その地域の景観をともに形成しているものと思います。産業や人々の営みが一概に自然を壊し、景観を損ねているという認識はございません。時代が移り変わる中で、これまでの先人たちの営みによって形成をされました、この東吾妻町の美しい自然を壊すことのないよう、引き継いでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ありますか。

12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 丁寧なお答えありがとうございます。

今回のこの質問、町長のお考えを伺っていく中で、特に数値がどうのというような細かいことを言うつもりではございません。しかしながら、全体的なお話の中でちょっと聞いていただきたいことがございます。

実は、町で所有しているサーベイメーターをお借りいたしまして、9月初旬に測定をしてまいりました。ちなみに、古谷地区に現在あるモニタリングポストの数値は0.042でした、その日。非常にもう下がっていて、恐らく役場の庭で計測している数値より低いかもしれないです。国の基準というのは年間に1ミリシーベルト、1時間あたりに0.23マイクロシーベルトを被爆しないということを基準として設けているわけですが、そういうことで、古谷地区においては随分下がっているなというふうに感じております。

しかしながら、私の所有地の中の屋敷周辺の数か所を測ってみますと、一番高いところで0.150マイクロシーベルトで、数か所測りまして平均的なものが0.094マイクロシーベルト

でございました。私の所有地の中に除染物質の埋設地がございますが、ここを測りまして0.066マイクロシーベルトでございました。

汚染物質が40数か所、当町で埋設されているわけです。除染して埋設をされていると思うんですが、これらについて国がきちんとした責任で片づけてくれないということになりますと、これは不動産の価値としての傷をつけられているという状態だと私は思うんですけれども、町長はその辺のことは、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、環境省の指示待ちというところでございますけれども、これにつきましては、根津議員のおっしゃるとおり、国の責任において処理を行っていただくということがよいものだろうというふうに思っております。

放射線量というものは、非常に突き詰めれば怖いものでございますので、この点について国にしっかりと要望していくことが必要かと思えます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ぜひ国、環境省のほうへ、こういったものについてきちんと適切に処分して、取り去ってほしいというふうに考えます。特に農地等でありますと、埋設地には作物を作付することもできませんし、非常に使い勝手が悪くなっている。

その2として、林業関係ということでちょっとお伺いしたいんですけれども、農業、林業の中で、私はキノコの栽培者です。現在、国の全額負担の事業として、特用林産施設体制整備事業というのがございまして、この事業で安全なシイタケ栽培用の原木を農家に供給するという事業がございまして、これが今年度で終了になってしまうということで、当然これに代わるものを新たに国はつくっていくとは思いますが、そうしないと農家がみんな潰れてしまいますからね。

しかしながら、この全農家に対して、震災発生以前に購入していた原木の価格でちゃんと良質なシイタケ原木が入るかどうかということについて、ぜひ町長もその政治力の中で、国に対して、県に対して、物を申して行ってほしいと思いますので、よろしくお願いします。その辺はいかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） シイタケ原木に関する特用林産物生産活力アップ事業の見直しが検討されているということでございます。私の友人にも原木シイタケを作っておって、大変いいものができて、特に料亭等の高級なところへ出していた人が大変な被害を受けて、その後、

原木を水で洗ったりして、放射線が少なくなるような努力をしたんだけど、結局は放射線量の少ない地域から原木を取り寄せて現在作っているというふうなことで、その損害というものはかなり大きなものがあるというふうに思っております。

ですから、この生産力活力アップ事業というものを見直しをされていると。これが廃止されるということは絶対に避けなければならないことですので、その点につきましても、県なり国なりにこの事業についての継続、あるいはさらに強力な事業というものをお願いをしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 町長が今お答えになられた中の特用林産活力アップ事業というのは、これは県の事業でございまして、私が今お願いしたのと、また別の事業でございます。両方とも今年度で終了になりそうなので、そちらも同じようにお願いするんですが、私の申しておるのは、原木を入手するに当たっての補助、これが国から100%出ている事業でございます。値上がりした分について、あるいは入手困難な部分のところについて国の補助がついているというもので、特用林産施設体制整備事業というそうですが、よろしく願いいたします。

さて、それで、当町はミョウガの特産地でもありました。平成23年、農協扱いで107トン生産されておりましたが、平成28年には41トン、令和元年、昨年です、そこには24トンというふうに激減しております。確かに農家の高齢化であるとか、それから何と言ったらいいいんですかね、価格的な面が影響して減っている分もあろうかと思えますけれども、それだけではないような気がいたします。

現在、当町のミョウガ生産者は、木の葉を入手するために高山村のゴルフ場から落ち葉を分けていただいて、安全を確認した後、これを利用しているということです。このゴルフ場が閉鎖になってしまうので、この秋あたりから手に入らなくなる可能性があるということです。生産部会のほうは、町内の山林落ち葉を計測して、安全を確認して利用していきたいということなんですけれども、これについてぜひとも、今までやっていたような、高山村のゴルフ場から頂いたような形で大量に木の葉を集めて、そして皆さんに分配できるような方法が取れるのかどうか、その辺をちょっと研究していただきたいなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ミョウガの生産で使う落ち葉でございますけれども、町有林でという

ふうなお話でございます。

町有林は現在1,000ヘクタールほどございますけれども、ただ、広葉樹林が用途としては使われるものでございます。面積がどの程度あるというのはちょっと把握しておりませんが、ただ、落ち葉利用のときに、林道が、近くまで行って、落ち葉を積み出せるのに、容易に積み出せることができるかどうかというのも一つの大きな要因でございますので、町有林の現地とを把握しながら、この落ち葉について、町有林の落ち葉を提供するというのは、これは当然できることでございますので、そういうものは考えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ぜひとも安全を確認した後、あるいは安全を確認しながら、担当課と農協、あるいは生産者の方で善後策立てていただければ、本当にありがたいと思います。

それで、もう1点、話はちょっと戻っちゃいますけれども、シイタケ原木について、これが使えないというのは、実は、基準が非常に厳しくて、私たちが野菜として食べるものは100ベクレル以下のものを食べてくださいねということになっています。

しかし、シイタケ生産者等キノコの生産者が原木栽培で使う場合は、50ベクレルという非常に厳しい基準になっています。なかなかこれで原木を利用することができないということで、町長はうちの町の自然環境が受けた被害というのはないというふうにおっしゃいましたが、これは永久に山林が使っていけないということになりますと、非常に大きな被害だと私は思います。特に木を更新することができないということで、これはもう町長は山林については専門家ですから、お分かりのことと思いますが、ぜひこういったものについても、今後とも対応していただきたいと思います。

それから、教育施設の除染物ですけれども、町のほうに私が問い合わせた担当課からお返事いただいた中では、教育施設6か所、廃校を含んでございますが、埋設地の定期的な計測はしていないというふうなお返事でした。もう廃校には子供たちいないしという部分もあろうかと思いますが、実際に子供のいる場所もあろうかと思います。こういったものも古谷地区の埋設地と同じように、定期的にその減り具合を観測していただいて、ここに埋まっているんだよということがかき消えてしまわないように管理をお願いしたいと思います。その辺いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 廃校等の施設での埋設地でございますけれども、これにつきましては、

やはり埋設してあるものをどう処分するかというものを環境省等からの指示があるわけでございますので、そのためにも、その地点をしっかりと記録をしていくということは必要でございますので、そういう点であれば、現在がどの程度の放射線量であるかというものも一つ調べることになろうかと思っております。そのようなことで、丁寧な線量把握というものが必要かと思えます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 町長、丁寧にやってくださるということですので、ぜひ今後とも監視を続けて行ってほしいと思います。

さて、景観条例についてですけれども、私、この冊子を頂いて、読ませていただいた中で、ちょっと幾つか疑問というか、持ちました。それは、環境政策そのものについてちょっと、何というんですかね、私たちは気をつけていかなければならないんじゃないかなという気がいたしました。

その1点は、この条例案ですと、自然の景観を守るために、太陽光の発電施設を邪魔者扱いにしているように感ずるんですけれども、そういった考えはございますか、町長。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 太陽光発電は自然エネルギーの促進ということで、町内でもかなり最近では設置をされている状況にございます。しかし、それを排除するような考えを持っているわけではなくて、例えば、大きなお寺さんですとか、神社ですとか、そういうふうなすぐ近辺に太陽光発電施設が設置をされるということは、非常に景観的にも問題になってくるかというふうに思っております。そういう場合のことを考えているわけございまして、我々ふだん、我が東吾妻町に暮らしていく中で、あまりにも目に余るというふうな設置の仕方はいかなものかというふうに思っております。あくまでも、東吾妻町の歴史、文化、自然というものを壊さない形で新エネルギーを導入していくということは、非常によいことだというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 自然を、景観を守るためという言葉、あるいはそういった考え方、それは確かにそうなのかもしれない。誰もこのことを言われると、逆らうことができなくなっちゃう。非常に環境保護とか景観維持、そういった言葉、あるいはそういった考え方というのは凶器にもなり得るし、まして条例としてこれを執行していくというときになりますと、その責任は大変に大きいと思いますが、町長はその辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 以前、自然保護というふうな観点から、杉ですとか、ヒノキですとか、そういった経営林の伐採をしているところに、都会から来た子供たちが、あれは悪いことをしているというふうなことを言ったと。まさに自然を壊しているというふうなことを言っているということでございまして、それは非常に教育として間違った方向ではないかというふうに思っております。

やはり残していくべき自然というものは、当然あるべきでありまして、また、自然を活用して人間が営む区域というものも当然必要でございまして、そのゾーニングといえ、簡単に言えばそういう表現があるかと思いますが、そういうものも当然必要でございまして、ある程度私たち人間が今まで暮らしてきた中で、森林を利用し、伐採し、またそれを植え付けて再生をしてきた。そういう営みというものをまた行えなくなるような状況は、非常にまずいものかと思っております。

これからも自然保護の教育、自然環境の教育というものを間違った方向でなくて、人間の営みの中で自然をどのように保護していくか、自然環境を保護していくのかということをしかりとしていかなければならないと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 今、町長は、自然環境の保護ということをお話ししている。言葉になさいましたけれども、この山裾で暮らしている私たちにとって、ある意味、自分たちの生活エリアをきちんと確保していくということは非常に大切なことなんです。私、スタートの時点で、「遠目で緑ならいいんかい」と聞いたんですけれども、遠くから見て緑でも、そこへ近づいてみると、クズのツルがはい回って、あるいはヤブガラシが巻き付いて、そういうことが多いです。これは私の所有している土地であっても、同じようにそういう目に遭っています。私たちはこういったものと闘いながら、日々の暮らしをしているわけですが、以前、自伐林業について、町長に取り入れてはどうですかというお話をしましたけれども、町長は否定的なお考えでした。私はこういった方法もありだと思います。森林組合で所有している大きな機械が入って、一律に管理できるような山林は、そうはありません。むしろ私たちがどうにかしたいのは、自分たちの生活エリアのすぐ隣り合わせた、その部分でございまして。そういったところに対して、これからどう維持していくのかということについて、ぜひお考えいただきたい。そして、そういった政策を進めていっていただきたい。私の地区ではこれから緑の県民税を利用した里山の再生、ほんのわずかですが進めていこうとし

ています。ぜひそういったことが今後推進されるように私は願っているんですけども、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 人家に近いところの山林につきまして、木材の価格が低迷して、手を入れて木材を切り出しても、あまり収入にはならないというふうな状況の中から、なかなか手を入れないということで荒れてきて、そのことで、イノシシですとか鹿ですとか、そういうものが人家の近くまで出てきてしまっているという状況にあるわけでございますので、そういうことを考えれば、やはり地域の皆様が協力しながらそういった周辺の山林に手を入れて、美しい森林、美しい山林に生まれ変わらせるということは、いいことだというふうに思っております。

これからも、森林組合につきましては、大きい機械を持って大きいところだけやっているということではありません。緑の県民税の竹林の整備とか、そういう仕事もやっておるわけでございますので、そういうものにも森林組合は手を入れてしっかりとやってまいりたいと思います。何か森林組合を答弁しているようになっているんですけども、そのようなことでございますので、よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、14番、青柳はるみ議員。

14番、青柳議員。

（14番 青柳はるみ君 登壇）

○14番（青柳はるみ君） 一般質問をさせていただきます。

3項目、公共施設白書を基に個別施設計画の公表を、感染症対応の避難所計画、こども夢基金の創設を、3点にわたって質問させていただきます。

町公共施設等管理計画が平成28年3月に出され、40年後には床面積40%を減らすとありました。合併後、旧町村時代から引き続き使われることなく、廃止もできずにいる施設があります。施設のできた経緯や歴史を考慮し、今検証する必要があると思います。

民間から借り、地代が発生している町有施設はどれだけありますか。

その中で、現在使用していないものはどれでしょう。

廃止・集合・整理する予定のものは何ですか。

民法では賃貸しの最長期間は20年とされていますが、延長されているものは何か所ありますか。長く借りているものは何年たつのですか。その値下げの交渉をした経緯はあるでしょうか。

道路敷として寄附されているもので、未登記のものはありますか。

借りたときは地権者の理解を得、必要に迫って公共物を建てたと思いますが、その後何十年も使用する中で、町はその土地を取得する努力はしたでしょうか。

町有地の土地利用の原点に戻り、借り地返還も視野に個別の計画を立て、町民の負担を軽くしてもらいたい。人口減になる中、住民サービスの質を落とさないよう、限られた財源を有効に使いたいと思います。

次に、今年の台風19号では各避難所に職員が付き、不眠の対応をしていただきました。当町は1日限りの避難が多いですが、最悪の想定で準備をしてもらいたい。

密を防ぐために車での避難も考えられますが、その際、弾性ストッキングが肺塞栓症を避けるのに有効だったと、過去の災害で実証されています。

また、赤ちゃんの液体ミルクも必要であります。運よく使われずに使用期限が近づいたら、健診で配布すれば無駄にはなりません。

段ボールベッドは静脈の流れを確保し、パーティションは密、プライバシーを守るのに有効です。保管するのに場所を取るので各自治体で少しずつ保管し、災害で必要になった自治体に貸し出すように広域で連携を取ることが大事だと思います。危機のときは新たな連帯する仕組みが必要だと思います。

群馬県SDGs「ぐんま5つのゼロ宣言」では、自然災害による死者ゼロとあります。災害そのものだけでなく、避難した後の命を守りたいものです。

次に、次世代の町、地域の発展に志を持つ人材育成や子供に関する施策に使えるこども夢基金の創設を提案します。その中には、我が町の子によいとするものをテストパターンとして試みることもできます。

町長の見解をお聞きします。

○議長（須崎幸一君） 町長、答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目めの1 点目、民間から借り、地代が発生している町有施設がございますが、町有施設というくくりの捉え方により変わりますが、約80か所を管理しております。この数は、電柱やその支線の用地など、細かいものを除いている数字となります。

2 点目の現在使用していない施設でございますが、借地を含むものは、総務課管理の旧役場庁舎及び学校教育課管理の旧原町保育所がございます。借地を含まないものは、ふれあいの家、旧岩島第二小学校旧校舎、旧坂上小学校体育館等、旧東中学校体育館、旧林業総合センター、旧上下水道課とも言います。また、小泉団地がございます。

3 点目の廃止・集合・整理する予定として、先ほどの旧役場庁舎は今年度解体し、借地は返却をする予定でございます。旧原町保育所につきましても、建物解体後は借地の返却を予定しております。旧太田幼稚園につきましても、学童保育所の移転に伴い、整理をしております。

また、使用していない普通財産について、耐震性がないものにつきましては、除却債などを利用して予算の範囲内で順番に解体をし、撤去する予定でございます。なお、旧吾妻広域消防本部を倉庫として活用することで、さくら遊園地倉庫や旧群銀倉庫、旧岩一小学校などの書類や備品を1 か所に集め、職員の作業効率を図り、古くなった倉庫などを整理してまいります。

そのほか、建設課の矢倉団地、赤祇団地、小泉団地、岩下団地につきましては、集約、建て替えに伴い返却を検討してまいります。上下水道課の鳴瀬橋水管橋も、将来、布設替えを予定しております。

4 点目でございますが、令和2 年9 月現在で20年以上借りているものは、新旧庁舎や学校・保育所用地、町営住宅、各配水池等で40か所ございます。一番古いもので58年借りております。賃貸借料につきましては、基本的には東吾妻町普通財産土地及び建物でございますが、貸付料算定基準に伴い3 年ごとに賃貸借料を算定し、地権者と協議を行いますが、借りた当時に極端に安く借りていたり、地権者から値上げ要求があったりと、地権者ごとに状況が異なっておりますので、各課にてケース・バイ・ケースで対応しております。

5 点目でございますが、道路敷として寄附をされているもので未登記のものについて、町道においては寄附採納願いが提出されたものは全て登記をされております。口頭により申出の土地については、国土調査の際に同意を得て、分筆登記をしております。そのほか、未登記の道路内民地につきましては、面積を算出し、課税を免除しております。林道におきまし

ては、当時、地権者などの要望で開設した経過があるため、未登記になっている箇所がございます。未登記箇所につきましては、登記を進めるように努力をしております。

6点目でございますが、借りている用地の取得する努力につきましては、新庁舎用地やはらまち保育所駐車場用地など、今後も長く使用する予定の施設につきましては、取得に向けて検討しております。また、既に長年の借地契約を経過し、建物等が老朽化しているものにつきましては、除却または建て替えを検討しております。これらにつきましては、借地の有無にかかわらず、現在、事業を進めております個別施設計画にて、町有施設それぞれの計画を立てるために調査を進めております。今年度中には計画を立て、来年度は公共施設等総合管理計画との整合性を図っております。

借地がある町有施設におきましては、用地の取得に努めるとともに、施設の用途変更や廃止、統廃合について検討を重ねてまいります。借地がある町有施設におきましては、用地の取得に努めるとともに、施設の用途変更や廃止、統廃合について検討を重ね、町民サービスの質を落とすことなく公共施設の再編を進めてまいります。

2項目めの感染症対応の避難所計画についてですが、今年につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を考慮した避難所の開設が求められております。その対策費用として地方創生臨時交付金を活用するため、今定例会において補正予算を計上させていただきました。

具体的な対策といたしましては、避難者の受入れの際の検温や、密を避けることやプライバシー保護などから、間仕切りを必要に応じて設置いたします。ほかには、空気清浄、換気などを行う機器を設置し、3密を回避いたします。そして、基本的な物資につきましても準備を整えてまいります。

避難先は避難所だけではなくありませんが、車への避難は危険な場合があります、注意が必要であります。有事の際には、町内各所に避難所を開設いたしますが、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。新型コロナウイルス感染症防止の観点からも、安全な親戚や知人宅に避難することもふだんから考えていただくことも必要でございます。感染症防止のためには、町民の方の自助・共助の協力も不可欠であります。マスク、体温計、赤ちゃんのミルクなど、必要なものはできるだけ自ら携行していただきますよう、呼びかけたいと思います。

物資の自治体間での連携につきましては、状況に応じて可能と思われまますので、郡内の防災担当者会議等の場で検討していければと考えております。

避難所につきましては、感染拡大が起らないよう、適切な対応を行いまして、安心・安全な避難所の運営に取り組んでいきたいと思っております。

3 項目めのこども夢基金の創設についてでございますが、議員ご承知のとおり、国では衆議院、参議院の超党派の国会議員により構成をされた子どもの未来を考える議員連盟が、子供の未来のために有意義な基金の創設を発意し、平成13年4月に子ども夢基金が創設をされております。現在、独立行政法人国立青少年教育振興機構が基金を管理し、子供を対象とする体験活動や読書活動、また、そのような子供の活動を支援する活動に対して助成を行っており、群馬県でも、本年度、NPO法人等が主催する41事業が助成対象となっております。

青柳議員から、人材育成や子供に関する施策に広く使える基金として、町独自のこども夢基金の創設をご提案いただきましたが、町では第2次総合計画を基本とし、子ども・子育て支援事業計画などの個別計画に基づき、全庁を挙げて子育て支援に取り組んでおりますので、新たにこども夢基金を創設することは考えておりません。

今後も、子育て世代の皆様を中心とした多くの皆様のご意見を伺いながら、社会状況や地域の状況を適切に判断し、子供たちの健やかな成長につながる取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ありますか。

14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 各課にわたる資料を基に答弁いただきました。ありがとうございます。

求めていた答えが頂けました。特に毎朝毎晩通る群銀元倉庫ですか、こんな立派な場所に、こんないいところに、今までの答弁であれば、まだ考えていないという答弁がありましたけれども、今日は倉庫の中を整理してということで、3か所、さくら公園のほうとか言っていたきまして、これでやっとすっきりするかなんて思いました。庁舎もでき、教育施設も整い、やっとそういうところにも目が行けるようになったのかなんて思います。

我が町にPFIの小水力電力を見学に来る方が、行政視察も多いです。そのついでに、この温泉施設をよく庁舎にできましたね、また、廃校舎、中学を2か所、よく企業に貸せましたね、住民が使えるようになりましたね。それとともに、非常にそういうどこの町も市町村も合併して体育館が余って困る、校舎が余って困る、だけれども、誰も使い手がない。そこをきちんとやっている町だということで、非常に先進地になっているのかなんて思いました。

今まで原保も用地借り上げ58万円、駐車場借り上げ99万円ということで、全部借りていて、町有地がない中、原町保育所があつて、全部で158万円ほどかかっている。また、大き

い額では町営住宅の借り上げ料が467万円からです。ここも、まず小泉住宅が壊されたり、政策的空き家になったりして、片づけられようとしています。矢倉、岩下、赤祇団地を整理するということによろしいのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど申し上げましたように、建設課関係の矢倉団地、赤祇団地、小泉団地、岩下団地につきましては、集約、建て替えに伴い返却を検討してまいります。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） この町有地を有効活用して、例えば、5部屋あれば2部屋しか入っていない赤祇団地とか、それをまとめて、借り地を返還して、町の負担を軽くしてもらいたいと思います。40年かけて総合管理計画を40%減らすということですが、スピードを上げてやっていただきたいと思います。我が町と同じ規模の町と比べると、住民1人当たり公共施設が1.5倍だということが多過ぎる。でも、面積が広い町ですから、公民館とか、そういうのは致し方ないとは思いますが、住民の負担を軽くして、その分住民サービスの質を上げてもらいたいというのが願いです。

次に、2番目の質問の液体ミルクとかはご自分で用意してくださいということでしたが、そんなに多くなく、何人か分は用意してあげたい。期限が来れば健診に来た1、2、3人にあげるとか、そんなふうに、そういう世代の子のことも考えているよという意味で、用意してあげるのがいいかと思います。

弾性ストッキングについては、よく手術の後もストッキングを履かせられると思いますが、熊本地震のときに車での避難が多くありました。我が町は車で避難するというのは、山田川のそばの人が避難したことはありますけれども、あまりそういう必要を感じなかったんですけれども、しかし、何が起きるか分からない。我が町で起きる最悪のことを考えてやらなければいけないのが、防災対策だと思います。

そのときに弾性ストッキング、熊本地震のときに、高齢者じゃなくて、30代、40代の女性が、割合と肺塞栓症になって亡くなったというんです。30代、40代の女性、女性が多かったです。なぜかという、お産の後やはり血管が傷むというんで、そして、今月の9月5日に、新潟大の医学部の榛沢先生のお話を聞く機会がありました。その先生は弾性ストッキングをすぐ熊本へ持っていったらしいんですけれども、なかなか車1台1台に配れなくて、自分でも行って配ってきたと言っていましたけれども、それほどふくらはぎを圧迫すること、血液を循環させるということが大切なんだということで、日本では女性に多い病気

になっちゃうんだということでした。

そのストッキングも、ふだん用意していればいいんですけれども、なければ、やはり災害ということで用意する必要があるんじゃないかと思ひまして、9月5日のその榛沢先生は沼田脳外の手術でも来るんだそうで、ちょうど手術が夕方から入っちゃったというので、リモートで話を聞くことができたんですけれども、非常に大切だということで、認識として、液体ミルクとか弾性ストッキングとか、効果というのがまだ町長、認識ないと思うんですけれども、そこも考慮していただいて、見直していただけますでしょうか。お返事をお願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 男性用のストッキングですとか、今まで考えられないような、なかったようなものが、非常に災害時にはよい効果を与えているというふうなことでございますので、そういった意味で、災害に関して新しい情報、データというものも分析をしながら、我が町で災害対策の備品の中にそういうものを入れておくということも、これから必要かなというふうに思っております。今後も青柳議員のそういった知識、情報等もいただきながら進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 弾性ストッキングということで、ふくらはぎを圧迫する、弾むという意味の「弾性」なんですけれども、薬局で売っているんです。それで、いろんなファッションセンター何とかとか、みんなあるんです。でも、その弾という、弾む、それがどんなストッキングがいいんだというときに、その袋に幾つと数字が書いてあるんだそうです。その数字が書いてあるストッキングであれば、ふくらはぎを圧迫していいということで、ちょっと町長、調べてみてください。男性用じゃなくて、弾性ストッキングの話です。

その中で、私たちは本当に何日も公民館に避難するとか、経験はないんですけれども、でも、分からないので、パーティションを用意していただけるということで、段ボールですから、かさばるんで大変だと思いますが、どのくらいの量か分かりますか。

○議長（須崎幸一君） 町長、時間かかりますか。休憩取りますよ、大丈夫ですか。

○町長（中澤恒喜君） 大丈夫です。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 避難所の間仕切りでございますけれども、ワンタッチパーティションファミリールームというのが100です。それから、間仕切りのプラスチックタイプというの

が10、それから、群馬県建設業協会が開発した「KAMIKABE（かみかべ）」という段ボールによるパーティションです。これが10ということで、取りあえず補正予算でこれを購入するということになりました。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） すみません、突然、数を。ありがとうございます、随分用意していただいて。

消防署と私たち、ちょっとその訓練したんですけれども、消防の人は10分で作っちゃいましたけれども、私のは30分ぐらいかかりまして、それでも本当にいいふうなものだなと思いました。

そこで、公民館とか避難所で、感染症ということで、手を洗うのを非常に何回も何回も洗うと思うんですけれども、そのときにこうやっていると、菌がついちゃうんじゃないかと、そこで我が町の学校で何か工夫されているというんで、教育長、ちょっとそのお話、お聞かせできますか。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） コロナ感染拡大ということで、東小学校さんでは水道の蛇口をレバーに切り替えたと、全てじゃなくて一つ置きぐらいで、合計30個というふうに聞いております。30個というのは、子供たちが生活している2階と1階ですか、これに計12個、それからトイレに12個、あとは6年生の教室に2個、それから家庭科室に2個、そして外回りに1個というようなことで合計30個。感染症対策ということではないんですけれども、本町の他の5校のうち4校も、やっぱりその学校に在籍している子供たちの特性に合わせて、食堂の近くの水道にはレバーとか、そういうのがついてある学校がありまして、つけていない学校は2校あったんですけれども、そのうち1校はトイレは全て自動だそうです。

ですから、そういった対策は取っておりますし、もし避難というようなことになれば、ある学校だったらちゃんと、ここの蛇口は使う、ここは使えない、こっちというようなことで、それも間隔をきちんと空けてとか、それから、動線がこうなるとかというようなことで対策してありますから、そういう面では、それなりに各学校でしっかりと対策を講じてくださっているということです。

以上ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

職員の先生たちとかがやったんでしょうか。経費かけなかったとはお聞きしたんですけれども。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 経費ということじゃなくて、学校に与えられている予算の中で工夫してくださったということのようです。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 学校現場で職員があえて経費をかけなかったということで、ほかの一般の町営施設でもできるのではないかなと思います。学校現場では、そうやってレバーとか、安全面考慮して工夫していただきまして、ありがとうございました。

最後に3番目の質問の夢基金なんですけれども、たまたま同じ名前前の、夢基金と勝手につけた名前なんですけれども、あったわけですね。そして、我が町の独自の基金ということで、教育面、人材育成の面で、その基金があれば教育の現場で試してみられるとか、取り組めるということがあると思うんです。例えば、渋川市では、夢基金ということでそんなに大きな額ではないんですが、基金にありまして、毎年、高校を卒業する子に、これから進学したり働きながら勉強したりする子に、地域のためにどんな勉強をしてくるか、それで作文を書いてもらって、自分はこういう勉強をして地域のために役立ちたい、また、必ずそこに、ふるさとへ帰ってこなくちゃいけないというものでもなく、地域のために力をつけたいという作文を書いていただいて、そして、そこから選ばれて2人か3人、1回限りの給付ですが、10万円を給付するという取組をして、その作文を書く子も、志と言いましたけれども、これからどんなことのために、何のために勉強するんだという気持ちも固まるし、それを聞く大人も、ああ、こうやって若者が勉学にいそしんでいる、夢を語っているということで、気が引き締まるという取組だそうです。そういうことのためにも使えますし、また、教育現場でのプランにも使えると思うので、基金があればいいんじゃないかなと思うんですけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 青柳議員さんのご質問と外れる可能性があったらごめんなさいということなんですけれども、町の第2次総合計画の中の総合戦略本部で、未来創生部会という部会がありまして、その中で給付型の奨学金については検討を重ねております。今後も続けていって、将来やっぱり子供たちにといいことで進めておられると思いますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 分かりました。

町長にお聞きします。

学校行事がこのコロナ禍の中で取りやめになったり、ふるさと祭なんかはもう鼓笛隊の孫、子供、近所の人も鼓笛隊の勇姿を見たいということで、一番その時間が混むわけですが、そんなようなふるさと祭なんかもやめられて、その費用というの、一般財源とか、また来年使えるようになるんでしょうけれども、その一部を子供のために使えるような、今基金というのはちょっとできないという話でしたけれども、子供のために使えるようなものをつくって、教育現場では縦横無尽に人材を育てることをしていただきたいなと思っていますが、そういう今年使われなかったものに対して、どうお考えですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） コロナ禍の中で今までとは非常に違った状況でございまして、使われなかったお金を基金にということでございますけれども、こういうものにつきましては、教育関係者と今後は協議をしながら、そういうものができるかどうかというものを検討してまいりたいと思います。

先ほども申しましたように、子ども・子育て支援事業計画でしっかりと子育て支援には取り組んでおりますので、取り立てて新たな基金ということは考えておりませんが、教育関係者と協議の上、検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

○14番（青柳はるみ君） はい。

○議長（須崎幸一君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を午後2時25分といたします。

（午後 2時12分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 2時25分）

◇ 竹 淵 博 行 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、10番、竹淵博行議員。

10番、竹淵議員。

（10番 竹淵博行君 登壇）

○10番（竹淵博行君） それでは、議長に許可をいただきましたので、通告書に基づきまして質問させていただきます。

タイトルは、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける、町内中小企業・小規模事業者等に対する補助金や補償金についてでございます。

世界中に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症、9月5日、厚生労働省発表によりますと、国内で累計感染者数7万1,513人、感染者数8,230人、死亡者数1,361人、群馬県においては累計感染者数が470人を超えることとなっております。

新型ウイルス感染症について、一般的な感染ルートは飛沫感染と接触感染があるとされております。なお、閉鎖された空間では、咳やくしゃみだけでなく、会話による飛沫でも感染を拡大するリスクがあるとされております。今や私たちは感染症と向き合い、マスクの着用や手洗い、消毒、また3密にならないような生活習慣を行わなければなりません。

さて、新型コロナウイルス感染症に伴い、町内中小企業・小規模事業者等も大きな影響を受けております。町では、事業継続支援補助金として、昨年同月に比べ3割以上の売上げが減少していて、申請をすれば20万円の補助金を交付しております。これは非常にありがたい支援、補助金でございます。

以下について、3点ほど質問させていただきます。

1つ目といたしまして、町と委託契約をされている事業者に対し補償金が支払われているが、国や県、町から支払われている事業持続化給付金、雇用調整助成金などを考慮し、労務費などの二重払いにならないよう支払われたのか、また、支払うのかというものです。

2つ目といたしまして、町と委託契約されている事業者に対しての補償金の率の根拠の正当性及び事業者間の整合性が取れているのか。

3つ目といたしまして、町と委託契約をされている事業者と、契約されていない中小企業・小規模事業者等を比べて、あまりにも不公平、不平等ではないかということで、3点ほ

ど質問させていただきます。

基本的には、関連している質問でございますので、簡潔によりしくお願いしたい。

なお、この後は議席にて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、竹淵議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、町と委託契約をされている事業者に対し補償金が支払われているが、国や県、町から支払われる事業持続化給付金、雇用調整助成金などを考慮し、労務費など、二重払いにならないよう支払われたのか、または支払うのかでございますが、本来、国や県の補助金等につきましては、交付要綱の中で、国・県補助金や使用料収入などの他の特定収入を控除する等の規定により、その目的を達成するための財源が重複しないよう定められております。

しかし、このたびの新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県・町の企業支援制度には、ただいま申し上げましたような特段の定めはございません。そのため、各事業者の判断により申請されている各種企業支援制度や、町で既にお支払いをした、あるいは今後お支払いをする補償金等により、事業者によっては実際の減収分よりも多くの支援金を受け取る事例が起り得ることも事実でございますが、町からの補償金と他の企業支援策とは別の政策として対応しております。

2点目の、町と委託契約されている事業者に対しての補償金の率の正当性及び事業者間の整合性が取れているかでございますが、それぞれの事業者に対する補償につきましては、各事業者への委託内容や、県や近隣市町村における同種の事業に対する補償対応等を総合的に勘案する中で決定をいたしております。

3点目の、町と委託契約をされている事業者と契約されていない中小企業・小規模事業者等を比べ、あまりにも不公平、不平等ではないかでございますが、町は各事業の委託者、あるいは発注者として、受託業者が本来見込んでいた受託業務の逸失利益の一部を補償しているものでございますので、ご質問のような不公平、不平等に当たるものではありません。

現在、町では新型コロナウイルス感染症への対応として、補償金ばかりでなく、多くの経済支援策、生活支援策に取り組んでいる最中でございますので、その評価につきましては、今後、精査・検討してまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

ご答弁をいただき、分かったような、分からないような気がしております。

いろいろな支援策、補助金や支援金等々が、国または県も、例えば事業継続支援金については7月で終了している。しかも、それについては業者も絞られているというような内容でございました。

基本的に少し整理して考えますと、補助金だとか支援金、例えば、うちの町でも20万円の支援補助金が出ているわけでありますけれども、基本的には一定のルール、例えば、売上げが前年同月比50%以下であった、そういったことでないと申請ができないというものであって、そして、これはある条件を満たした企業については、どの事業者でも申請ができるというものでございます。そして、今回の補償金については、町内事業者全体に網がかかっているわけではなくて、あくまでも委託事業者でございます。

そういった中、補償金がいけないという話ではないんだと思うんです。しかしながら、人が羨むような、ある意味、過剰な補償金は必要ないのではないかというふうに考えますけれども、その辺は町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹渕議員の「人が羨むような、過剰な」というふうな表現をなさっているわけですが、これにつきましては、町と契約をしていらっしゃる企業とは契約書を結んでいるわけですので、その中で補償金というものを支払っているわけですので、これにつきましては決して過剰なものではございません。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 過剰なというのは、どういうふうに取りれるかというのは、これは様々だというふうに感じますけれども、あまり細かいことを言うつもりはなかったんですけれども、基本的にはもう済みました認定の一般会計、そして、補正の一般会計でも述べさせていただきましたけれども、やはり考え方そのもので、町長に対して質問をしているわけでございます。

担当課がそれなりに一生懸命事情を加味して、当然ながらそれなりの補償金の積み上げ等を考えたわけでありますけれども、これは全体的にどういうふうと思うかというのは分かりませんけれども、私が今は質問者でございますので、例えば、昨年の経常利益をやはり乗じて補償金とするなど、いいか悪いかというのは町民が判断することかもしれませんが、

やはり方向性として、少し過剰ではないかというふうに判断せざるを得ない。

また、これは町長の答弁の中で、「今後、十分に精査して」という言葉がございましたので、その辺については理解をしているわけでありますけれども、そのような中で、過剰であるかどうかは別としても、そのようなふうにならないように、ぜひお願いしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、定められた契約等にのっとり行うことでございますので、過剰となっているような事例はないと思っております。

その点は行政として今後とも十分に配慮して、気をつけていかなければならない事例だというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） すんなり終わろうと思ったんですが、契約にそのようになっていると町長おっしゃっておるんですけれども、契約にそのようなものにはなっていないんですよ。あくまでも、協議するということにしかなっていないんですよ。そうすると、うちの町とすると、条例にもないし、規約にもないし、そういったものをある意味、ちょっと言葉が見つかりませんけれども、場当たりの、ある意味補償金になっているというふうに思ってしまうわけであります。契約にきちっとそういったことは書いていないですよ。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 申し上げましたように、契約業者と協議の上、積み上げる中で算出したものでございまして、決して過剰なものであるというふうには考えておりません。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） そうすると、契約に書いてあるという表現ではなくて、契約している事業者と協議をしたというふうに捉えればよろしいんですかね。それはそういうふうにとればいいのであれば、そういうふうに取りますけれども、どちらにしても、町長がそういうふうにはっきり申しているということは、予算は通ったんだからいいんだと。その中の内容とすると、きちっと精査するという言葉があったけれども、今の答弁からすると、積み上げた内容については過剰ではないんだという表現に取れますけれども、精査はしないんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、委託契約書によります「甲乙協議の上対応する」ということにのっとり、業者との協議を行って、積み上げてきたものでございまして、当

然、過剰なものということにはなりません。こういったことは、やはり甲乙お互いに真摯な考えで協議していくという結果だというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

町長、担当課とも事業者間で協議をして積み上げてきたとおっしゃいますけれども、例えば、ACCについては担当課長から確認しておりますけれども、電話連絡や協議もしていないと、私は報告を受けているんですよ。あくまでも、まちづくりのほうで決めたことなんだと。これは補正予算なので、今後事業者と協議の上、詰めていくということを、調査の中で確認しているんですよ。どうですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今のはACCのことにに関してと。

○10番（竹渕博行君） 補償金ですから、両方そうですよ。

○町長（中澤恒喜君） 今、ACCのことを言ったわけでしょう。

○10番（竹渕博行君） だから、補償金ですから。

○町長（中澤恒喜君） そういう点が、道の駅あがつま峡にあつては、一応まちづくり推進課で検討し、積み上げてきたもので計算をしておりますけれども、今後はまた協議をするということだというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

そういうふうに担当課から確認しておりますので、その旨、町長がまたトレースをしていただいたということで、しっかりとその辺について精査していただきたい。そして、また、私もそうですけれども、町民の方々が、また個人事業主を含む中小企業、事業主の方々が不公平だと思わないような方向で、ぜひお願いしたいというふうに思います。

基本的には、私もいろんな考え方はあるんだと思います。町長も、職員、担当課が積み上げてきたものだから、当然間違いなんていうことは言わないし、私も間違いなんていうことは一言も言っていないんです。ただ、ある程度精査する必要があるんじゃないかというふうなことで、やはり質問を予算のときもそれで終えているわけですから、ぜひ町長として、前向きな判断として、何がいけない、何がいいということではなくて、やはりこういうふうに指摘しているわけですから、ぜひ精査をしていくんだと、そして、決裁していくんだというふうに答弁していただければ、ありがたいなというふうに思うんですけれども。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、答弁の中で最後の締めくくりとして、今後、精査・検討をしてまいりますという答弁をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 竹渕議員、再質問ありますか。

10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

紳士的な言葉をいただきました。ぜひそのようなことで、注視しながら行っていただきたいと思います。

また、労務費などの二重払いにならないかという質問については、ここで協議するようなものではないと思いますけれども、私はあえてここで言っておきたいのは、国は、雇用調整助成金として労務費の請求が上がってきたところについては、基本的な基準に沿ってやはり労務費、従業員の一人一人の計算をして、そして請求をしていく、それで問題がなければ、当然給付するというお金でございます。そして、例えば補償金であろうと、いろんなものがあるであろうと、例えば名称が違おうと、実質的な中身がやはりこういうもので支払われているんだということが、私は、今後、この議会を超えたところでも争点になってくる可能性はあるんだと思っています。

これはどういうことかということ、やはり同じ税金でありますし、今回、うちの補償金、特に教育委員会で行った補償金については、燃料費、そして消耗品費、そして減価償却費を除く70%を捻出している、支払っている。私は当初、除いた額が決まって、その70%を出しているんだと思ったんですけれども、70%ということは30%を減額しているわけですが、その30%の中に燃料費や消耗品費、それと減価償却費が含まれているそうです。そうすると、ほとんどがもう労務費なんです。私はそういうふうに考えています。

ですから、この議会で議論することではないかもしれませんが、今後、そういったものがやはり問題になる可能性を私は秘めていると思いますので、十分今後、こういったものについては、言葉はちょっと二重、三重になりますけれども、精査を十分にさせていただいた中で実行いただければありがたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたしますというふうに思います。

最後に一言、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回のこれにつきまして、それ以外もそうでございますけれども、や

はり積算内容というものをよく精査をして積み上げていくということは必要でございますので、今後とも、各担当課でその姿勢を持って当たっていくようにしてまいります。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

○10番（竹渕博行君） はい。

○議長（須崎幸一君） 以上で、竹渕博行議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（須崎幸一君） お諮りします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日9月16日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時48分）

令和 2 年 9 月 16 日（水曜日）

（第 4 号）

令和2年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第4号）

令和2年9月16日（水）午前10時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 英 樹 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	10 番	竹 渕 博 行 君
11 番	佐 藤 聡 一 君	12 番	根 津 光 儀 君
13 番	樹 下 啓 示 君	14 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	まちづくり 推 進 課 長	武 井 幸 二 君
保健福祉課長	加 藤 俊 夫 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上下水道課長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	一 場 正 貴 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 水 出 淳
議会事務局任 田 中 康 夫
主

議会事務局 佐 藤 功 樹
議 補 佐

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第 1、町政一般質問を行います。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（須崎幸一君） 最初に、9 番、重野能之議員。

9 番、重野議員。

（9 番 重野能之君 登壇）

○9 番（重野能之君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

今回は、質問の項目としまして、コロナ禍、またその後を見据えた町の活性化策についてということで、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの蔓延は、私たちの社会生活の在り方を大きく変えつつあります。過度な心配や不安は様々な弊害をもたらしてしまいますが、ふだんの予防、住居、働き方など、

人々の意識は今までとは違うものになると考えられます。

以上の観点から質問をさせていただきます。

1点目としまして、コロナ蔓延における町の経済対策などについて、町商工会から町当局にも要望書が出されております。その後の町としての対応はどうなっているのでしょうか。

2点目として、去る8月27日の上毛新聞の報道では、首都圏に住む非正規労働者の6割が地方移住に興味を持っていることが分かり、昨年同様の調査から10ポイント以上増加しているとのことでもあります。また、他の各世論調査においても、新型コロナ蔓延を受け、より山間地域、いわゆるふるさと回帰への流れが加速しているように思います。社会全体で、ピンチをチャンスに変える思考で、人々の幸福度を上げていく必要があると考えます。このような社会の流れについての町長のお考えをお聞かせください。

3点目としまして、報道によりますと、JR東日本は、新型コロナの感染拡大の影響を受けて在宅勤務が増えたこと、また、自宅では仕事がしにくいという人が多いことも受けて、駅構内などで利用できるシェアオフィスを、今後1年以内に現在の30か所から100か所に増やす方針であることが明らかになっております。

社会の在り方が今までと大きく変わる、変えなくてはならない状況にあります。町の最上位の総合計画、また、総合戦略などがありますが、新しい生活様式や人々の意識の変化に合わせ、過疎化に備える町の戦略にも新たな視点を付け加える必要もあるように思います。戦略の練り直しであります。

このことについての町長のお考えをお聞かせください。

以上、自席に着いて戻らせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目につきましては、東吾妻町商工会とは常に連携して商工業振興に取り組んでおります。商工会からの要望は、支援金の追加、補助制度の拡充、積極的な観光キャンペーンなどでありましたが、それらの中で、町として取り組めることを今回の補正予算に要求をして、事業実施をしてみたいと考えております。

まず初めに、小規模事業者持続化補助金交付事業がございます。コロナ禍におきまして、

事業の持続化に向け、創意工夫を凝らした地道な販路開拓や、新しい生活様式に対応する事業展開や、感染対策への設備投資を行った、また、行う事業者に対し、事業費の一部を一事業者につき50万円を上限として補助を行うものでございます。

続きまして、宿泊事業者支援金支給事業がございまして、宿泊施設等における新型コロナウイルス対応ガイドラインに沿った感染症拡大予防対策を講じる町内宿泊業者に対し、宿泊定員に3万円を乗じた額、上限を200万円として一業者一回給付を行うものでございます。

また、新聞広告や広告小冊子掲載、ウェブサイトの作成などを行って、当町のお店、観光業が活性化される宣伝を積極的に進めてまいります。町の事業継続支援金20万円は、たくさんのご利用をいただいております。現在まで申請書提出数につきまして、219件を数えております。新型コロナウイルス感染症により商工業者の多くが、事業継続に、生活に苦慮をされていることと存じますが、東吾妻町商工会との連携を強化し、商工振興に努めてまいります。

2点目、3点目につきましては、併せてお答えをいたします。

今年は新型コロナウイルス感染症が世界中で広がり、国内でも感染拡大が進行している中、国による緊急事態宣言の発令や学校の休業要請、飲食店の営業自粛要請など、様々な感染防止対策が講じられております。

このような状況の中、議員ご指摘のとおり、テレワークやリモート会議など、急速な働き方改革が進んでおります。また、都会から地方への移住を希望する若者が増えているという報道も多くございます。新しい生活様式に対応するための様々なニーズが高まっている状況でございます。これまで、地方から首都圏への人口流出に歯止めがかけられない状況でございましたが、今回、地方にとりましては、議員が言われるように、まさにチャンスであると捉えております。その一方で、現在、国内また県内でも、日々多くの感染者が確認されております。移住希望者の多くが首都圏を占めておりますので、慎重かつ適切な対応も併せて求められていると認識をしております。

首都圏に居住される方で、テレワークを伴う移住先を希望する候補地は、関東北部や甲信地方などが挙げられておりますが、いかに本町を選択してもらうかが鍵となります。そのためには、第2期総合戦略の基本目標にございます「東吾妻を知ってもらう」が重要な役割を担っておりますので、今後も引き続き、それぞれの戦略を展開してまいります。

また、新しい生活様式や人々の意識の変化に対応した計画変更につきましては、議員の皆様をはじめひがしあがつま創生会議による事業評価、また、パブリックコメントの実施など、

必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問はございますか。

9 番、重野議員。

○9 番（重野能之君） ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

一般質問のテーマを事務局に上げまして、そして通告を作成している中で、実はテレワークなど、こういった新たな働き方をつくり上げて、新たな町のそれらを活性化につなげてはと言うことで、実は皆さんご存じのように、渡議員が非常に的を射たポイントをつかんだ質問を既に6月議会でされております。今さら、自分も質問をつくり上げていく中で、もう生意気なことを言うようなことではもうなく、既に渡議員がされておりました。

それについて、やはり今回も補正の中を見ても、町のほうが既にもう反応していただいて、1つ2つそういった事業が実現をされているようなふうに取り組みました。やはりいい提案をして、そしてそれを受け止めて、政策化施策化スピーディにしていく、こういうことというのはすごく大切なことで、一議員として仲間の議員として、本当に正直嬉しい気持ちでいっぱいであります。

昨日、テレビをたまたま見ておりましたら、「ガイアの夜明け」という番組だったと思うんですが、コロナを受けて、昔「田舎に泊まろう」というテレビがあったんですが、「新しき田舎に泊まろう！」というタイトルで、昨日放送されておりました。何か言葉一つで、田舎に泊まろうというところに「新しき田舎に泊まろう」と、この新しきという言葉の一つ付け加えるだけで非常にイメージが沸いたり、人の興味をそそる。田舎なんだけれども、ちょっと新しい田舎、そしてそこに、その言葉に都会の人たちが目を向けて関心を向けてくれる、そういうようなことを、昨日たまたまテレビで目にしました。

コロナ関連、国・県の支援を受け、また、町独自のいろいろな施策を今実施をしていただいております。また、新しいテレワークをはじめとして働き方を創出して、町の活性化と、こういったことも考えていただいております。

今後やはり大切になるのは、今さら自分が言うまでもなく、そこら辺のアピールであったり、町長の生の言葉を、町民の人たち、また、県内、県外の人たちにいかにして届けていくか、顔の見える形でいかに今まで以上に届けていただくか、こういうことだと思います。財政も厳しい中です。しかしそれは、以前も申し上げましたが、今生まれたわけではなくて、まさに今の執行部というのは非常に厳しいところに立たされている、そういうふうに思いま

す。かといって、財調を見てもそうだし、実績をしっかりつくり上げていただいている。やっても批判され、やらなくても批判され、厳しい立場だということは重々自分も承知しているんですが、改めて町長に、また副町長にリーダーシップを執っていただいて、このコロナ禍の中にある、その新たな町づくり、こういったものを、言葉でうまく表現できないんですが、考えていただいて、さらにアピールをして発信をしていただきたいと思います。改めて町長のお考え、また、心意気というものを聞かせていただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、コロナ禍によりまして、我が国、また世界も停滞の状況にあるというふうに捉えております。この停滞をいかに脱して、我が東吾妻町をPRして、そして若い方に、この町に移り住んでいただけるというふうな取組を、また今後一層強めていかなければならないというふうに考えております。

重野議員がおっしゃりますように、ピンチをチャンスに変えるということが非常に大事かと思っております。東吾妻町をちょっと新しい田舎として生まれ変わらせて、そして多くの若者に来ていただけるよう、今後もしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野議員。

○9番（重野能之君） ありがとうございます。

今の地方政治においても国政においても、やはりこれは自分の個人的な考えですが、あまり物を壊したり、岸田さんの言葉ではありませんが、分断から協調へと、まさにあまり急激な変化、変革、こういったものはあまり、もしかしたらなじまないんじゃないのかな、やはりより安定して、確実に政策を施策を実行していただける、そういった政治というものが求められているのではないかと思います。

いろいろ地方の政治においても、なるべく任期は短いほうがいいとか、そういった考え方もありますが、自分としてはやはり、あまり短い政治、その執行体制というのはどうかというふうに考えております。より安定して、そして長期にわたって責任を持って政治を、行政をつかさどっていただくと、こういうことによって、一つの大事なものが、大きなものが生まれてくるのではないのかなというふうに感じております。

改めて町長には、この総合計画もあるんですが、また、今の時代に合った新たなスローガンを掲げて、より安定した今の地方、そして国全体にとっても求められている安定した政治というものを、町政というものを改めて築いていただく、そういった強い思いを改めて持つ

ていただいて町民の負託に答えていただきたいと、改めて思います。コロナ禍、様々な難しい場面、状況もあると思うんですが、着実な行政運営というものを、改めて一町民としても心からお願いをしたいと思います。

質問にはならないんですが、町長、もし何かありましたらひとつお考えをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 重野議員に励ましのお言葉をいただいたような気がいたします。

コロナ禍の中で、皆各自治体、模索をしている状況でございますけれども、東吾妻町もこの中から新たな光を得て、そして新たな町づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

確実な実行こそ、この東吾妻町のより発展につながるというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

○9番（重野能之君） はい。

○議長（須崎幸一君） 以上で、重野能之議員の質問を終わります。

◇ 高 橋 徳 樹 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、6番、高橋徳樹議員。

6番、高橋議員。

（6番 高橋徳樹君 登壇）

○6番（高橋徳樹君） それでは、議長の許可をいただきましたので、質問通告に基づきまして、2つの項目を質問させていただきます。

まず、第1、第2期まち・ひと・しごとの総合戦略についてでございます。

6月から第2期の地方創生総合戦略が開始されました。総合戦略とは、ひと・しごとの好循環を確立し、それを支える町に活力を生み出すための、2020年から2024年までの5か年の基本政策であり、第2期ではこれまでの4つの基本目標に加えて、新たに横断的な目標として、多様な人材の活躍を推進する、新しい時代の流れを力にすると2点が加味されました。

これを踏まえて、以下、お伺いいたします。

第1期地方創生総合戦略では、多くの施策についておおむね順調に推移しているとの外部評価であると理解しておりますが、空き家の対策、新産業や雇用の創出、公共交通の充実、買物弱者対策等の遅れなど、課題もまだ見られます。今後、これらの課題についてはどう取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

2番目に、第2期地方創生総合戦略では、これまで以上に、自主性や、また、長期的な視点が求められております。今後、第1期戦略での課題やパブリックコメントを踏まえ、本町らしさを生かし、継続していく重点項目は何でしょうか。お伺いします。

3番目でございます。

東京圏一極集中の是正が進んでいない中で、地方への新しい流れをつくるために、関係人口の創出・拡大が提言されております。今後、関係人口を増やすため、本町に適した具体的な方策は何か検討しておりますか。関係人口の増加という視点で、ふるさと住民票制度のような本町のファンを囲い込むような導入を検討されてみてはいかがでしょうか。また、吾妻郡内他自治体との連携も模索される考えはあるか伺います。

4番目でございます。

令和の新しい時代の流れを力にするとの項目で、国から示されたSDGsを原動力とした持続的な町づくりの視点を施策に取り入れていく考えはありますか。もしあれば具体的な内容を教えていただければありがたいです。

2番目でございます。

歴史、文化的な資産を活用した町づくりをとということで、昨秋、岩櫃城跡地が国指定史跡として決定されるという、本町にとりまして大変喜ばしいことがありました。先人の方が守ってこられた暮らしに根差した貴重な様々な歴史的な建造物、自然景観、祭りや行事など維持、保持していくことは、少子高齢化などもあり大変なことでしょうが、住民の方の連帯感を醸成するとともに、将来の町活性化を図るためにも次世代に継承していくことが極めて重要と考えております。

この点から、以下をお伺いいたします。

文化財保護法に定められた様々な文化財がありますが、本町での指定文化財は何件か。また、保全、維持状況はいかがでしょうか。今後の修繕費用等、予算等は確保されておりますか。

2番目です。今後、町の財産である歴史、文化的資産の活用を図るためには、住民の方の

協力が不可欠と考えられます。その意味で、町内の文化活動に携わっている民間団体を活用されてはいかがでしょうか。また、岩櫃城跡地国指定を契機に、さらに埋もれた文化財の掘り起こしや、住民の方へのさらに理解と関心を深めてもらうような施策を検討しておられるか、お伺いいたします。

3 番目、小・中学生が町の歴史文化を学び伝統行事に触れ、町をつくり上げてきた先人を学ぶことは、郷土理解や郷土愛につながるものと思われまふ。学校教育ではどのように取り入れているのかお伺いします。

以上でございます。あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の第 2 期総合計画についてでございますが、第 1 期で策定いたしました町版の総合戦略を踏襲し、人口などの将来推計や、アンケート調査で得られた住民ニーズや意見、また、ひがしあがつま創生会議からの意見などを基に、国の第 2 期総合戦略の新しい視点も取り入れて策定をいたしました。

1 点目の第 1 期総合戦略の各事業の進捗状況につきましては、おおむね順調に推移しておりますが、ご指摘のとおり、空き家対策や新産業の創出、雇用の拡大などの分野は課題も多く、第 2 期総合戦略でも引き続き取り組む予定でございます。また、新しい要素といたしましては、誰もが暮らしやすい町づくりを目指し、公共交通ネットワークの再構築に併せ、買物支援など生活の利便性が高い環境づくりを進めてまいります。

2 点目の重点項目でございますが、第 2 期総合戦略は、町の人口ビジョンに基づきまして、本町が目指す町の姿を実現するための目標年次でございます。2040 年までの長い取組の中の導入期に当たる後半の 5 年間が、計画期間でございます。ご指摘のように、地域の自主性を生かし、長期的視点でバランスよく事業を推進していくことが重要であると考えております。

3 点目の関係人口の創出・拡大についてでございますが、こちらも国の第 2 期総合戦略で新たに加わった内容でございます。町の第 2 期総合戦略では、基本項目「東吾妻を知ってもらう」の中で取組を掲げております。

地域資源を活用し本町ならではの魅力を発信することで、本町を知り、訪れる方々との出

会いを大切にする、そしてこのような取組を継続的に進めることで、お互いを支え合う関係性を築くことが、本当の関係人口の創出・拡大につながるものと考えております。

4点目のSDGsの視点でございますが、第2期総合戦略で、各施策をSDGsと関連付けて推進をしております。SDGsは、町づくりの様々な面と密接に関係しております。持続可能な地域づくりを進めることは、行政を進めていく上で最も重要な責務と考えております。

2項目め、歴史・文化的資産を活用した町づくりを、の1点目、本町での指定文化財は何件か、また、保全、維持状況などについてのご質問でございますが、町の指定文化財としては、まず、国指定文化財が3件、県指定文化財が7件、町指定文化財が53件ございます。これらの保存、維持につきましては、地元区に草刈りなどの委託を行っているものや、文化財パトロールによって月1回状況を確認している文化財もございます。その中で、文化財に異常が確認されれば、その都度、状況を確認しつつ講じる手段を検討しております。修繕費用につきましては、町におきましては、指定文化財保存事業補助金があるほか、国庫補助金や県費補助金などの制度を利用する中で財源を確保し、事業実施できるよう検討をしております。

2点目の文化財の保存、活用には、地域住民の方の協力、理解が不可欠ではないかのご質問でございますが、現在の文化財保護事業における視点としては、官民一体となった事業推進が求められているところがございます。特に、令和2年3月に策定された群馬県文化財保存活用大綱の中に、地域住民と連携した文化財の保存、活用が基本方針の一つに掲げられております。今後におきましては、文化財に関わる保存団体、民間団体、町民の皆様と協力して事業を進めていくことは、一つの要の働きをすると考えられておりますので、より広く、様々な人物、団体との協力体制がつくれるよう検討を進めてまいります。

また、指定・未指定に限らず、地域の文化財を総体的に把握する必要性と、それを生かし、地域全体で文化財を保存していくことが、先ほど触れました群馬県文化財保存活用大綱にも記載されております。その方針にのっとり、今後は、東吾妻町に現存している文化財、特に未指定の文化財を幅広く把握し、活用できるような施策も検討してまいります。

3点目でございますが、議員のご質問にありましたとおり、子供たちが町の歴史や文化、先人を学び、伝統行事に触れることは、郷土理解や郷土愛の醸成につながるものと考えております。新しい幼稚園教育要領や、小・中学校学習指導要領では、教育内容の主な改善事項として、外国語教育の充実などに並んで、伝統や文化に関する教育の充実や体験活動の充実

が掲げられており、本町のこども園や小・中学校においても、主体的、対話的で深い学びの視点に立った教育活動の中で、町の歴史や文化などについて学習しております。

具体的な事例を幾つか申し上げますと、小学校3年生の社会化副読本「わたしたちの東吾妻町」では、表紙をめくりますと、ハート形土偶の写真が掲載されていて、古くからこの地域で人々が生活してきたことを子供たちが学習し、小学校4年生の社会化副読本「わたしたちの群馬県」では、郷土の文化・伝統と先人たちの学習内容として、文化財や年中行事、民俗行事、先人として、岡上甚右衛門や山口六平などについて学習をいたします。

また、地域の皆様や保護者の皆様のご協力をいただきながら、ホタル学習会や麻挽き体験などの体験学習や、祇園祭、鳥追い祭などの民俗行事への参加など、貴重な体験の機会も与えていただいております。子供たちに生きる力を身につけさせ、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むためにも、学校と地域がより一層連携・協働関係を築けるよう、教育行政に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

総合戦略につきましては、かなり文章も、読めば読むほど国の戦略も非常に難しいところもあったりして、なかなか町民の方にずっと落ちてくるような感じではないのかもしれませんが。

やはり、どういうふうに具体的な取組をしているかということが一番の大事であります。やっぱり第1次総合戦略の中では、人口ビジョンの中から始まったと思うんですけれども、その2040年に向けて人口の構成については、当初示したニーズといいますか、それと変わらないということよろしいでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 人口につきましては、当初の計画どおりの2040年までの計画策定をいたしました。それに沿って行っていきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） 先ほどの2次に向けて具体的に総合戦略にどう通していくことかということこれはこれから一番の最重要課題というふうに思いますが、重点項目についてはちょっと私自身は、雇用といいますか、新しい産業を興して雇用をつくって、雇用がまた所得を生んで、定住者を増やしていくような大きな流れの中で、この平成31年度の事業検証の

評価報告書を見ますと、やや雇用対策といえますか、その新しい産業という面での対策といえますか、施策はなかなか進んでいないような、この評価についても示されていますけれども、高校生等、企業説明等とそれらの事業も非常に大切なことではありますけれども、また新たな産業をつくるために、どのようなことが大事だというふうにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 新たな産業を興していくというご質問だと思いますけれども、これにつきましては、東吾妻町の特性を生かした中で、現在の農業、それからその他の商工業等が形成をされているところでございまして、そのような中のコロナ禍を過ぎて、そして新しい時代が来るわけでございます。それに向けた産業づくりというものもこれから検討していくことが必要かと思えます。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

このような新しい雇用を増やすための一つの今回の多分国が提案して、県とかこれから地方自治体が第2次総合戦略に基づいて、具体的な事業を落としていくと思うんですけれども、私は今回は2つほどここに質問通告に書きましたけれども、多分関係人口の創出・拡大ということが、一つの目玉だと思います。

関係人口の創出が目玉というのは、何か分かったような分からないような、なかなか難しい面がございしますが、やはりその新しい人が移住、あるいは企業とか就業タイプの形で、いろんな関わり方の人を増やしていこうということだというふうに思うんです。そのために、これまでも東京都心からいろいろ来た若者等々、それらの方についてのUターンですか、その方の補助とかそれらの事業をやられたときに、当町でもやられているというふうに思いますけれども、その辺の状況はどんな状況でしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のおっしゃるのは、学校卒業後、東京、首都圏で就職をして、そういうものを経て東吾妻町に戻ってきた青年ということを行っているわけでしょうか。そういう方々には、町として、若者の定住策というものを積極的に進めておるところでございまして、町の中で職を得て、そして定住をし、結婚をして子供をつくりということに支援をしているところでございまして、特に40歳未満の皆様には、住宅を建てる場合には最大150万円の補助金が出る事業も創設をいたしました。こういうものを大いに利用していただいて、そしてこの東吾妻町に若者が根づいていただく、そういうものをつくり出して、これからも

いきたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） あと、その関係人口という視点で今回ちょっと質問事項に入れさせていただきました、ふるさと住民票制度というものがございます。これについてはちょっと解答等はなかったと思うんですけども、今、関係人口の交流事業の全国のモデル地方自治体の中で、幾つか、ふるさと住民票という制度を取り入れて、非常に活性化しているような事例がございます。ふるさと住民票制度というのは、やはりふるさとの出身者の方ですとか、あるいはその関係者ですとか、そういった方に、事例を見ますと、まずふるさとの住民票といますか、カードをまず示して、関心がある方についてはカードを渡して住民票ということで、後ほどファンになっていただくと、その方にどんなことをやっているかという、広報紙の発送ですとか、あるいはいろいろな様々なサービスについて、住民と同じような金額でできるとか、あるいはパブリックコメント等に参加する、あるいは町の交流会というんですか、町長と副町長の食事会というのですか、そんなことをやっている自治体もございます。

私はここに住民票のことを言ったのは、あるいは、まず実際に実施してみると。観光大使も4人おります。さらにはふるさと納税やってくれた方もおります。さらにそういった知ってもらおうという、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、そういう具体的な事業として一つの模索として、そんなにお金もかからないですし、非常に試みとしては取り組みやすい事業ではないかなというふうに私は思っておりますので、ぜひうまく検討していただければと思いますけれども、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町外からこの町に訪れる人のために、ふるさと住民票というものをご紹介をいただきました。

今までも、町外の方で、首都圏等にお住まいの方で、東吾妻町の広報に興味を持っていただきたいというふうなことがございましたら、送付をしているところでございまして、さらに東吾妻町の興味をさらに大きくしていただくということに努めております。

議員おっしゃるふるさと住民票というものでございますけれども、これにつきましては、例えば首都圏に住んでいる方が、第2のふるさと、第3のふるさととして東吾妻町に気軽に来ていただいて、そして遊んでいただく、生活をしていただく、一時的にでもそういったことをしていただくための住民カードの発行ということでございまして、このカードをお持ちになると、町内の飲食店での、例えば10%を割引するとかというふうなそういう特典をつけ

ながら、東吾妻町により来ていただくということを狙っているのかというふうに思っております。これにつきましては、特に東吾妻町は東京都の杉並区との交流も行っておりますので、そういった一つの大きな今まで縁の深い地域もございます。そういう杉並区等との皆さんとの関係をさらに深めていくにも、この住民票というものも有効かと思っておりますので、今後、この活用に向けて十分に検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

あと、具体的に進めていただければと思います。

恐らく、知ってもらうために、こういった一つの取っかかりだと思うんですけども、やはり、先ほど町長がおっしゃったように、いろんな意味でインセンティブがなかなかないと、やはり興味を示してくれないところもありますので、その辺観光大使の方ですとか、あるいは岩櫃城の関係でいろんな方が来ていらっしゃると思いますし、あるいは今は大学生等々、あるいはまたこっちに来て協力隊の応援の方ですか、それらの方のこういったことでもインセンティブをつければ、ふるさとの住民票制度について、また、興味を持ってもらうかとかということも、いろいろ情報収集も含めて、前向きに進めていただければなというふうに思います。

それから、今、関係人口の創出・拡大という中で、コロナ禍ではありますけれども、非常に大きな風が吹いているというふうに思います。といいますのは、いろんな議員の方もおっしゃっていますように、いろんな都市から地方に、企業も個人もそういったような大きな流れが来ているように思います。そこを生かすためには、やはり早く制度の整備を進めるとともに、東吾妻町のことをPR強化をしていただければというふうに思います。

そこで、SDGsの絡みでお伺いしますが、ここでのいろんな基本計画に関連しながら進めていくということでしょうけれども、特に優先的にこのSDGsのこの17の目標、169のターゲットに非常に国連で定めた大きな目標ではあって、地方自治体ということではなかなかすぐに結びつくようなことではないのかもしれませんが、その関連で、その中でこの5年間については優先課題とかについては、どのような事業を考えていらっしゃるのかお伺いします。一人も取り残さないという精神の中で、どういう事業を進めていかれるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） SDG s の件でございますけれども、第2期総合戦略、このSDG s を強く関連づけて推進をしていくということにしております。特にこのSDG s、幅広い項目がございますけれども、特に東吾妻町として取り組みやすいもの、非常に重要なもの、そういうものをまず積極的に取り入れて、それに向かって推進をしていくことが必要かなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） それから、SDG s と並んで、今度は国が大きな提案ということで、Society5.0というような項目も今取り上げて、いろいろ今回の総合戦略に提案していますが、町長その辺のSociety5.0何かについてはどのような考えをお持ちか、お伺いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 常に新しい課題といいますか、そういうものが出てくるわけでございますので、そういうものを常に取り入れながら、総合戦略にも取り入れながら、この東吾妻町として積極的にそれに応えることができるように行動を検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） 多分、私もSociety5.0とかいろいろ読むと、なかなか非常に難しくて分からないところもありますけれども、非常に今現代社会、今は情報社会、さらにAIとかと結びつけた新たな技術をつくるということで、非常に可能性があるということで、特にこれを見ますと、遠隔医療ですとか、あるいは特にこの地域に関連してくるのは、これからすぐにその波が来るとは分かりませんが、特に農業分野ですか、スマート農業といいますか、様々な既にそういった動きを無人でハウスを管理するとか、あるいはもう少子高齢化でなかなか働く人が少ない中で、そういったことをあるいはドローンを活用したりとか、ちょっと文章で読んでいるだけでなかなかあれですけども、早晩、この流れも、この総合戦略に予算を含めて考えていく、さらに農業の産業の活性化という意味であるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひまた今後そういった機能も含めていただければと思います。

それから、関係人口の連携ということで、ちょっと今回の質問をしましたけれども、やはり、ほかの自治体等の連携等は、町長どのように考えていますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 他の自治体との交流というもの、そういうものは、今まで杉並区を中

心とした自治体のグループを主に行ってきたところでございます。北は北海道から、特に、それほど南はいかないんですね。伊豆、静岡県ぐらいなんですけれども、災害なり、様々な分野につきまして、集まって検討をしながら、各自治体の将来にとってよかれというふうなことで協議をしているところでございます。

今後こういったものを大事にして、そして自治体の連携、協力というものを進めていくことが、この町の発展にも大きな材料になるかというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

特に関係人口につきまして、やはり今度ふるさと納税の場合はやや言われていますが、地方自治体との競争のお金の奪い合いみたいなところも、若干なきにしもあらずですけれども、その関係人口の創出の面では、かなりやはりいろんな近隣の市町村とのどういうふうに生かしているかというの、やはり一つの町だけではなくて、そういったアイデアみたいなのも含めて、今後そういった取組も行っていただくのがいいのかなというふうに、私自身は考えているところでございます。

それから、文化財の保護につきましては、様々な活動をされて、私もちょっと勉強不足であれですけれども、町の指定がこんなにあるとは、すみません、知りませんでした。これも多くの方に、様々な都市計画のそのいろんなプランの中に、この文化財の保護地等も町ではつくられているというふうに思いますけれども、やはり地域、集落の方との連携も含めて力を入れていくということでしたので、そういった形で、今後も保存と活用をお願いしたいというふうに思いますが、これまでもいろんな文化財の現在の指定されているものもでございます。そういったことの保存も大事ですけれども、さらに、埋もれたといいますか、新たな隠れた資産があるということを踏まえて、そんなような調査も今後していく方向といいますか、方針はございませんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、東吾妻町には大変に素晴らしい文化財があるわけでございます。

令和元年10月に、岩櫃城跡が国指定史跡になったというふうな非常にうれしい指定もありました。こういったもの以外に、あまり今まで知られていなかった文化財というものもあるのではないかとございまして。

確かにそうだと思っております。こういうものは、各地域の皆様の、お年寄り等のお話を伺う中で、発掘されてくるものもございますので、そういう意味で、地域の皆様のご協力もいただきながら、東吾妻町の古き時代から続いている文化財というものも今後は発掘をしながら、そして世に出して、このまた東吾妻町の新たな魅力にしていくことも必要かなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

文化財の掘り起こしは非常にやはり時間がかかり、大変だと思います。ただ私、ちょっと個人的にいろいろ石坂荘作顕彰会に絡んでですけども、例えば様々な資料を今後さらに調べたいというふうには思っているんですけども、いろいろ、あるうちのほうに行くと、改築してちょっとこういうのがあったのだけでも、なくなっちゃったとか、非常にあんまり時間が、非常に古い文化財に限らず、資料、文書等も含めてどんどんと滅失といいますか、散失していくということもありますので、時間の関係もありますので、非常に文化財の掘り起こし、さらにいろんな意味での幅広い地元の宝みたいなものも、さらにそういった探していくような調査等々も大事かなというふうに思っております。

そこで一つ、私今、30年前ぐらいのフィルム、紙に焼いていない写真をちょっとスキャナーに落としていろいろやってみましたけれども、そこでふと気づいたことがございまして、今もうスマートフォンが出ている時代なので、ちょっと変わってきたように思いますが、写真の楽しみ方というのは友達に聞きますと、写真の楽しみ方は3つあると。1つは撮ったときの楽しみだと、2つ目は、今あまり焼かないですけども、焼いてできたときの状況、どうだったかなと、3つ目の楽しみ方は、10年、20年後にどうだったかなというようにいろんな写真、紙焼きの紙写真の大切さみたいなものがあって、非常にその三、四十年前の写真を私見たときに、非常に何と言うんですかね、思い出というか、自分の中ですごく非常に強い思いがあったのですね。

それに関連してなんですけれども、東吾妻町も恐らく貴重な過去に、100年前、200年前か分かりませんが、古い写真等々もあるかもしれません。そこら辺の、やはり一つの文化財という引き継いでいくということで、そういった写真展というんですか、古い写真をお持ちの方については、そういったことも呼びかけていただくような、そういったソフトパワーみたいなところでの文化財の発信というか、非常にお金のかからない取組ですので、そういったことも、今この館内でも写真展やっていますけれども、違った切り口で写真展をや

って、この一番上の3階かな、屋上かな、そこら辺のところでやっていただくなり、こういったこともしていただければなというふうに思っています。

それから、最後に、小学校、中学校の取組を様々なされていて、今後ともお願いしたいなと思います。

ちょっと岩島のことになっちゃって申し訳ないんですけども、いろいろ総合学習等、今後文化財の調査員の方にも非常に特殊な技術といいますか、刀を研いだりとかしていて、非常にそういった様々な技術を持った方、あるいはまた唐堀の遊樂座の人形等々、岩島に限らず5地区、いろいろなそういった催物があると思いますので、技術がですね、あるいは人ですか、そういったものを今度小学校とか中学校でも、そういった方の出前講座みたいな、そういったこともぜひ今後していただければありがたいなというふうに思います。

ちょっとすみません、時間がないんですけども、その辺ちょっと教育長、いかがお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） ありがとうございます。

唐堀のその遊樂座でしたっけ、それにつきましては、今後管内の小・中学校等にも案内をしていきたいというふうに考えておりますし、公演とか何かというのは、今のコロナ禍の状況ではなかなか難しい状況ですので、そういうことは、一段落した後、学校の教育課程の中にそういうものが組み入れられていけるかどうか、校長先生方に検討していただければというふうに考えております。

実際、麻挽きの体験とかというようなものは、総合学習の中で、その岩島小学校で教育課程に組み込んでおりますし、ほかの学校でも、例えば田植の体験とかいうのも70時間ぐらい組んでいる学校もありますから、田植一つの体験でありましても、私たちの先人が築いてきた一つの文化としてのものですので、そういったことも含めまして、遊樂座のことも今後検討していけたらというふうに考えております。

よろしくをお願いします。

○議長（須崎幸一君） 以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

ここで休憩を取ります。

再開を11時10分といたします。

（午前10時58分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◇ 井 上 英 樹 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、3 番、井上英樹議員。

3 番、井上議員。

（3 番 井上英樹君 登壇）

○3 番（井上英樹君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の要旨であります。今回の質問テーマは 1 点、町営施設におけるコロナ禍及びコロナ収束後の利活用についてであります。

新型コロナウイルスにより、今年度は民間企業も、また町営施設も運営が非常に困難な状況にあります。今この時期にこそ、コロナ収束後の観光客誘致の戦略や町営施設の収益アップの各種方策など、今年度中に具体的に取りまとめ展開すべきと考えます。また、コロナ禍にあっても感染症対策を講じつつ町営施設の有効活用を図り、町の財産を広く認識してもらい、それを還元し、町民の誇りとなるような施策を実施すべきと考えます。

以上の観点から、以下の項目についてお伺いします。

1、町営キャンプ場、町内に 2 か所あります、についてであります。

温川キャンプ場、あづま森林公園キャンプ場とも赤字運営が続き、その改善については、当町の監査委員からも指摘がありました。施設の老朽化、管理人材の高齢化、また、経営改善に向けてどのように取り組む予定がありますでしょうか。次年度に向け、できる限り具体的な方策を求めます。

2、コンベンションホールの利活用について、提案であります。

現在、ホールに設置されているピアノは大変貴重な財産であります。保管庫で大切に管理されていて、これは大変よいことですが、楽器は定期的にしっかりと鳴らし、その上でメンテナンスをしなければ、その価値を失ってしまいます。コロナ禍でホール利用が減る

中、この機会に感染症対策を講じつつ、町内外の愛好家に安価で開放する機会をつくり、ピアノのコンディションの向上並びにそのファンを増やすような企画を実施してはいかがでしょうか。

これまでに、富岡市、また太田市などで既にこのような取組が実施され、愛好家から好評を得ております。

3、東吾妻町映（ば）えるスポット設置について、提案であります。

まず、その1として、吾妻峡レールバイクアガッタンのPR戦略について。

目新しいものは、来場者がSNSや動画配信などで積極的に情報発信をしてくださいます。トロッコのハンドルに撮影用のスマホスタンド、携帯スタンドなどを取り付け、来場者の情報発信を促すような取組を提案しますが、いかがでしょうか。

また、沿線上にWi-Fiを整備し、ライブ配信など切れ間なく情報発信できる環境整備をしてはいかがでしょうか。

その2、町内の美しい風景が撮影できる箇所へ、撮影用のスマホ及び携帯スタンドや、簡易的な「映えるスポット」の紹介看板を設置し、当町の美しい風景を観光客にPRしてもらうなどの取組を実施してはいかがでしょうか。例といたしまして、今年の春、岩井親水公園では、桜の時期に撮影用のスタンドを設置しておりました。これは大変利用者の方が列をなして好評であったことをご報告いたします。

その4、道の駅あがつま峡についてであります。

これは、町の直営ではありませんが、コロナ収束後の町における重要観光施設として併せて質問させていただきます。

①来場者数は公表され、かなりの実績があると思います。しかしながら、来場者数に対する収益率、また、客単価などは報告されているでしょうか。また、これまでの経営実績を町はどのように分析、評価されているでしょうか。

②来場者、専従スタッフ、そして周辺住民への直接的な聴き取り調査、または評価調査などは実施されているでしょうか。

③今後、収益増加を見込むには施設の拡充なども視野に入ると思われますが、町はどのように考えておられるでしょうか。諸問題を踏まえ、今後どのように対応する予定でしょうか。

以上であります。引き続き、自席にて質問させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目めでございますが、議員ご指摘のとおり、町営キャンプ場2施設とも利用料金収入を運営経費が大きく上回る状況にあり、監査委員からの指摘も受けてございます。施設の管理をお願いしております地域の方々の高齢化や人員不足、施設の老朽化もあります。次年度へ向けて具体的な改善策は、との質問でございますが、地域の皆様に管理、ご利用をいただき、町外からもお客様をお招きする地域振興や関係人口の創出も期待できる施設であります。しかし、経営を無視してよいということではございません。今後も多くの方の意見を聞きまして、改善策の検討を行ってまいります。

2 項目めのコンベンションホールの利活用についてですが、コロナ禍の中で、コンベンションホールの利用については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて、県の警戒レベルによる対策に沿って利用をしております。

対策につきましては、3密を避ける、マスク着用、体調管理として検温をして、利用者名簿を作成する等の対応がございます。利用する方にも、このような対策を理解した上でのご利用をお願いをしております。状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症に対しての不安が強く、利用も少ない状況ではございますが、町の新型コロナウイルス感染防止への対策をご理解いただき、安心して文化的活動が行える環境づくりを考えております。

町の所有のピアノの利用についてでございますが、音楽発表会、コンサートなど、ホール利用に当たって、備品としての貸出しに限られていました。議員のご指摘のように、利用をしないと楽器の管理上も適切ではないということでもありますので、積極的な活用を検討してまいりたいと考えております。個人的な利用となると思いますので、利用者には管理するものとしてどのような利用が適当なのか、検討してまいりたいと思います。

3 項目め、1 点目の吾妻峡レールバイクアガッタンのPR戦略についての提案でございますが、トロッコのハンドルに撮影用のスタンドをつける案、導入してまいりたいと思います。沿線のWi-Fi環境でございますが、あがつまふれあい公園に環境は整っております。アガッタンご利用者は、乗車中に撮影した動画等、ふれあい公園のフリーWi-FiからSNSに投稿いただくことで、道の駅あがつま峡の利用も推進されればと願っております。

2 点目の映えるスポット看板及び自撮り用スタンド設置の提案でございますが、マイロックスタウンとして選定した岩々や、観光協会理事の方からは、銘木を宣伝したらといった意見も頂戴しております。用地の借り上げなどの課題がございますが、導入してまいりたいと考

えております。

4 項目めの道の駅あがつま峡の経営状況につきましては、今定例会、議員全員協議会に月次別収支状況として、資料をお配りいたしました。お客様の数は年々増加しており、指定管理者の努力が見られるものと思います。

なお、指定管理者は地産地消のお食事処や、地元農産物を扱う直売所、町民の健康増進のため、ウォーキングコースなど、多目的広場の管理や天狗の湯運営なども行っております。来場者やスタッフへの聴き取り調査等は行っておりません。

収益、集客増加を見込むための改善策としては、行楽シーズンに不足する駐車場問題が挙げられます。しかし、農地を整備する事業が取り組まれたり、国指定名勝に近接していることなどから、造成には課題がございます。指定管理者とは連携を密にして、地元の皆様の協力もいただきながら、多くの皆様にお越しいただける施設にしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

3 番、井上議員。

○3 番（井上英樹君） 町長、誠に丁寧なご答弁ありがとうございます。

まず、追加質問で、キャンプ場についてでありますけれども、意見を取り入れて改善できる所を改善していくというふうなお答えだったかと思います。

まず、私のほうで気づいた点としまして、あづま森林公園、そして温川、どちらのキャンプ場も案内看板が欠如してしまっていて、これが、非常に場所が分かりにくいことが挙げられます。なので、キャンプ場の1キロ、2キロ手前あたりに案内看板、そして入り口にはもっと分かりやすい明確な看板をつけていただくのがよろしいかと思います。

また、温川キャンプ場については、トイレも数的に少ないですし、あと、シャワーもあります。利用者のことを考えますと、これらの整備が簡易的なもので結構だと思うんです。そんなに大金をかける必要はないと思います。アウトドアですので、アウトドアで皆さんが納得していただけるような、そういった整備が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 井上議員から、キャンプ場への案内看板が少ないということでございます。入口付近にも大きな分かりやすい看板がないということでございます。こういうものは今後周辺の状況等、設置できる場所ございましたら、設置をしてみたいと思います。

また、温川キャンプ場のトイレ等でございますけれども、少ないということでございます。トイレとシャワー施設が合体したような、そういった施設も考えられますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） 今現在、管理をされている皆様については、高齢化という問題があります。私も何年か前からそういった方々からお話をお聞きしているんですけども、今年1人減った、また、来年は誰が来られなくなるとか、そういった話が出てきております。なので、この人材確保というのが、恐らく今後継続する上では喫緊の課題かと思えます。

そこで、また提案なんではあります、このアウトドア事業に関心のある若者を、これは例でありますけれども、地域おこし協力隊員として募って、その人材にこういったアウトドア施設の管理運営及び様々なプランを考えていただくということも一案かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 管理につきましては、地域の皆様をお願いをさせていただいて管理をさせていただいております。昨年は非常に長年にわたって管理をいただいた方が亡くなったりしまして、非常に残念なことでございました。そういったことで、高齢化というものは否めないわけでございます。

議員のご提案の、アウトドアに興味のある若者を、地域おこし協力隊の若者を入れたらどうかというふうなことでございますけれども、これも1つ検討する材料かなというふうに思っております。全国には、そういうものに興味があつて秀でた若者もいるかと思しますので、今後、協議、検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） 先ほどいろんな方のご意見をいただいて、今後の検討をしていくというふうなお話だったんですが、例えばですけれども、地域活性化活動をしている団体、町内に幾つかあるかと思えます。そのような団体、もしくは町民の方からこの各施設の活用、アイデアをプロポーザル方式で募って、それに対して行政側として、これはいいなというアイデアがありましたら、思い切って町の方でそれに対して補助を出して、町内のアイデアを具現化していくという取組、そして町内でそのような活性化の機運を図ってはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域の活性化団体の皆さんからアイデアを募るということも、非常にいい方法かと思いますので、今後、実施をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） この件については、実施に向けて検討していただくということで、ぜひとも町内で全体的な機運を盛り上げていただきたいと思います。

それから、次に、吾妻峡レールバイクアガッタンについて質問させていただきます。

質問タイトルではPR戦略についてということになっているんですけども、タイミングよく先日試乗会がありまして、そちらのほうに参加をさせていただきました。週末の中、担当職員の皆さんには大変ご苦労さまでありました。

私自身、あまり公表はしておりませんが、音楽のプロの活動を始める前、実はテーマパークの企画会社の技術顧問をやっておりました。そのような関係から、今回試乗をさせていただいたときに気づいた点、これをお伝えしておきたいと思いますので、ぜひ、もしできたらメモしていただくなりしていただければと思います。

まず、第1点、受付及び乗車口におけるトイレがちょっと不足しているかなというふうに思いました。それから、運行中の、ずっとすごく景色がいい中を走っていくんですけども、部分的に民家の裏側ですとか、あるいは墓地などもありました。こういったものはやはり観光客にすると、できれば見たくはないものでありますので、こういったものを、うまく自然の風景を壊さないような形で、少し目隠し的な壁なりを設置したほうがよいのではないのかというふうに思いました。

1点、町長にお聞きしたいことがあります。

町長も先日、山本知事と一緒に試乗をされましたね。町長はアガッタンに乗って、お尻は痛くなりませんでしたか。お聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） レールバイクにつきまして、まず、受付や乗車駅周辺にトイレが不足しているのではないかと、受付のところに、うちで言えば玄関でございます。玄関を上がるとトイレが設置をされておるところでございます。現在はそれを利用いただいております。そういう点から見ると、乗車駅周辺のそばということが、私としては不足しているかなということも考えられますので、今後は検討してまいりたいと思います。また、民家の裏側とか墓地が見えるというふうなことでございます。こういうものも、あま

り経費をかけずに目隠しができればよいと思いますので、検討してまいります。

12日に山本知事、小渕優子代議士、また萩原、県の議会議長さんと、あとは長野原の町長さんもいらっしゃいました。来ていただきまして乗車をいたしました。非常に山本知事、小渕優子さん等が非常に面白いというふうなことを言っておりました。お尻の件でございますけれども、その12日はそれほど距離的に長くないので、痛くはなかったですね。ただ、以前田園コースなりを乗車したときは、やはり、やっぱりサドルがちょっと小さく硬いというあれがありますので、あのときはカバーがついていなかったかなというふうに思いますので、カバーをつければ、ある程度緩和されるのかなというふうに思います。そのお尻の痛さも今後は、協議、検討の材料だというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） 試乗会ではなかったけれども、以前、少し長いところではお尻が痛くなったという、町長ご自身がそれを経験されていますので、ぜひとも利用者のお客様にはそういうことがないように対応をしていただきたいと思います。

それでは、さらに引き続きアガッタンのことなんですけれども、その安全対策上、実は気づいた点が幾つかありましたので、これまたご報告を申し上げ、検討をいただきたいと思います。

まず、途中の一旦停止する場所というのがあります。一旦停止する場所については、一応標識は出ているんですけれども、観光客は周りの景色を見ながら、あるいは同乗者と会話をしながら、あの真っすぐ行った線路のところでは、前方は実は不注意になりがちな場所があります。なので、そこを踏まえて、昼間でもあそこの止まれの一時停止のところは、ちょっとフラッシュライトとかで警告を出すような、そういったものが必要ではないかなというふうに思います。

それから、復路についてなんですけれども、若干下りになっている場所があります。そこはペダルをこがなくても割とスピードがのってくるんですね。あそこはちょっと危険かなというふうに感じました。衝突の可能性が皆無とは言えないというふうに感じました。そこで、その対策として2点、まず、車両の前後に緩衝バンパーの取り付け、これは今後検討していただいて、また、様々なご意見も伺いながら、安全策をとということで検討いただきたい。また、スピードが出る場所については、高速道路にあるような車間距離確認看板というのがあります。高速道路にありますよね。ああいった形で、車間距離を確認するような注意を促すようなものの設置が必要ではないかというふうに思いました。

それから、もう一点でありますけれども、ちょうど階段を上った乗車口になります。乗車口のところにちょっと屋根がかけてありましたね。そこを通過して乗車するようになっていきますけれども、その屋根がかかっているところのちょうど足元に、レールがそのままあります。あのレールは使用するために撤去もしくはあそこをコンクリートで埋めることができないという説明を受けました。あそこはお子さんとか女性の方は、足がはまってしまう可能性、もしくはけがをする危険性がありますので、あそこは埋めることはできないということなので、簡易的に木片等で、あそこに落ち込まないような対策が必要かと思いましたが、ぜひ考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） レールバイクアガッタンにつきまして、体験乗車をしていただいて、細かいご指摘もいただきました。ありがとうございます。

一旦停止につきましては、スーパーカブといったバイクが先導していきます。その先導の車が一応一時停止等の行為をいたしますので、それを後ろから見ていただいて、停止をしていただくということになっておるところでございます。これにつきましても、看板も必要とあれば、つけることが必要かなというふうに思います。

また、下り坂のスピードの件もありましたけれども、これも先導のバイク隊がこの点につきましても、注意を払いながら先導しているということでございますが、これにつきましても、下り坂のカーブの看板、こういうものも設置することが必要かなというふうに思いますので、これについては十分に検討してまいりたいと思います。フラッシュライトというのが一旦停止のところにお話が出ましたけれども、これにつきましても、どの程度の値段で、どのような構造で設置できるものかというものも十分に調査の上、検討してまいりたいと思います。

また、車両のバンパーというものもございました。これも安全対策として今後必要なものになるかなというふうには思っております。これも、今後、営業を行う中で、必要性が出てくれば、設置に向けて検討してまいりたいと思います。

あと、乗車口の屋根の下のレールでしたっけ、くぼみがあるわけですから、そこに足が入ってしまうのではないかとということでございますので、これも、簡易的に何かその取り外しができて簡単にできるものがあれば、そういうものも考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） ご検討いただけるということで、ぜひともお客様第一、安全第一ということで取り組んでいただきたいというふうに思います。

近年はSNS、インターネットの時代であります。ここで非常に重要なのが、オープン当初にどれだけ好評を得るかということなんですね。ここで評価が低いと、今後の営業に随分と影響が出てきます。ですから、オープン当初で埋められる問題は全て埋め尽くすという、そのようなスタンスでぜひとも頑張っていただきたいと思うわけでございます。

それから、アガッタンの方後の可能性について気付いた点がありますので、それもお伝えしたいと思います。

今現状では、雨天時には利用ができない、もしくは、お客様が濡れてしまうというような形になるかと思います。雨天時でも使えるように屋根を設置する構造をちょっと検討してはいかがかと、例えばですけれども、鉄のフレームでアクリルの板で屋根を造りますと、万一の木の枝、もしくは落石等の落下物があつた場合も、緩衝材として有効であります。これぜひご検討をいただきたい。

それから、先日試乗させていただいて感じたことなんですけれども、これ、アイデア次第で夜間営業が面白いんじゃないかと思ったんです。というのが、沿線に美しい風景のところには少しライトアップをしてあげる、そして沿線上にはイルミネーション、トンネルの中にもイルミネーション等が考えられます。そして、一番奥の終着点まで行くとダム本体があるわけですね。ダム本体までずっと行ったときに、夜間、ダムの本体にプロジェクションマッピングで映像がどんと出ていたりすると、これは恐らく関東一円からお客様が来られるんじゃないかと思います。夜間運営の可能性をちょっと見いだしたので、この辺も、今後検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） アガッタン利用の安全性のために、これは全線に屋根をつけるということですか。

○3番（井上英樹君） 車両にです。

○町長（中澤恒喜君） 車両にですか。車両上に屋根をつけるということですか。

景観を楽しむに障害にならないような屋根ということになるかと思いますが、その点につきましても、今後の検討材料だということに考えております。あとは夜間利用につきましては、今おっしゃったように、道陸神トンネル、来年になりますと通れますので、トンネルを抜けるとダムの直下だったということで、現在でもダムに対する照明というものは行う

ことになっておりますので、そういう意味でも、トンネルを抜けたらダムがぱっと光線が当たってきれいに見えたというふうなことは楽しめるわけでございまして、プロジェクションマッピングも非常にいい案だというふうに思います。

今後、このアガッタンを大いに利用をしていただくために、今ご提案をいただいたようなことも、今後の運行の中で考えていかなければならないというふうに思っております。非常に分析、提案もいただきました。ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） 先ほど、ダム本体にプロジェクションマッピングをという話をさせていただきまして、これ、予算的には結構かかりますので、この辺を県と連携できないかなというふうに考えるわけです。実は今、県のマスコットキャラクターのぐんまちゃんが新曲を募集しております。これが2月にお披露目になるということで、そうすれば、来年、県内全域で様々なPR活動が行われると思うんですが、それと水仙ちゃんをコラボして、そしてそういうプロジェクションマッピングの映像ソフトを作ってダムにぱんと投影するというような企画を、ぜひ町から県に上げていただいて検討していただければというふうに思うわけです。ぜひとも県、もしくはまた隣の長野原町と様々な共同プロジェクトという形で、こういった多少予算のかかるものについては考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですか、ぐんまちゃんの新曲ですか。ぜひ井上議員も作曲していただいて、太鼓の音も入ったようなものを作っていただければと思います。

これも今おっしゃったように、長野原町とはダム周遊観光ということで連携しておりますので、今後も長野原町と連携をしながら、この取組をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） 最後になりますけれども、道の駅について、また少しご提案をさせていただきたいと思います。

今、管理されている道の駅なんですけれども、とても芝生がきれいで、本当に素晴らしい風景だなというふうに感じております。それを生かす方法として、あそこにカラフルなタープテント、それから今はやりの自立式のハンモックというのがあります。そういったものをうまくレイアウトをして、そこをカップルとか親子連れの休息地としてご利用いただく。なおかつ、あそこ必ずそういうものがあれば写真を撮る、先ほどいった映えるスポットになると思うんですね。なので、そこをうまくリンクした形で取り組んでいただければというふう

に考えます。

それから、あそこ、広場の一番奥のほうになるんですけれども、ステージがございますよね。本当にすばらしいロケーションなので、あれはぜひとも生かして、様々な取組をしていただきたいと考えるわけであります。

例えばですけれども、ドッグランというのが非常にこの道の駅は個性的なすばらしいポイントだと思うんです。なので、例えば、ペット向けのイベント、ペットショーとか、あるいは各種ペットの競技会、そういったものを、これ主催している団体等ありますので、そういったところに呼びかけて、誘致を図ってはいかがでしょうかということであります。なおかつ、せっかくあるステージですから、町主催か、それか道の駅主催という形でも結構だと思いますが、野外音楽祭、また、週末にそういった楽しい音楽を流したりとかいう取組をなさってはいかがでしょうかというご提案であります、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 道の駅あがつま峡ふれあい広場、非常に芝生がきれいで、そして周りが山々で天狗山を中心として、対岸にもきれいな山があるわけございまして、非常にいい環境でございます。そういう中で、ハンモックで家族でそこを利用して長時間滞在をしていただいたり、森林浴というか、自然を満喫していただくというか、非常にいい案だというふうに思っておりますので、今後、費用等も考えながら検討する材料かなというふうに思っております。

野外ステージございまして、これにつきましては、かつて、県植樹祭をあそこでやったときには、東吾妻中学校のブラスバンドがそこで演奏していただいたということでございます。最近ではカラオケ大会を道の駅の主催でしたか、そこでやっていただいたようなこともございます。そういったことで、今後ステージ利用というものも、盛んにもっと頻繁にしていっていただく必要があるというふうに思っております。

また、ドッグランは非常に好評でございまして、今、いつ行っても愛犬家が犬を連れてきて遊ばせているわけでございますので、ペットショー、ペットの競技会のようなものもいい案だというふうに思っておりますので、今後ACC等とも協議の上、実施できるものは実施してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 以上で、井上英樹議員の質問を終わります。

ここで休憩を取ります。

再開を午後1時といたします。

(午前11時49分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 里 見 武 男 君

○議長（須崎幸一君） 休憩前に続き、一般質問を行います。

7番、里見武男議員。

(7番 里見武男君 登壇)

○7番（里見武男君） それでは、須崎議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の項目として、新型コロナウイルス感染症についての検証と今後について、また、いわびつ体験農園の現状と今後の取組についてお聞きいたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症についてですが、群馬県でも終息が見えず、9月15日17時現在で、567名の方の感染が確認され、入院の方82名、退院された方445名、19名の方がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、町内の病院でも、町外に居住する事務員の感染が確認され、幸いにも濃厚接触者は陰性でありました。都市部からだんだんに見えない敵が町内に忍び寄るような気がして心配であります。万一新型コロナウイルスに感染した人が、ソーシャルメディア等により誹謗中傷されたり、先日の常任委員会で町長がお話された、感染で地域社会にいつらくなり他の町村に引っ越しをしたなどとのことがあれば、これは人権問題であり、あってはならないと思います。行政としてどのように町民に周知していくか、伺います。

次に、台風シーズンを迎え、今年の台風19号の際、当町でも大きな被害となりました。そして、123名の方が各避難所に避難いたしました。最近では地球環境が変わり、さらに大きな台風等が予想される中、災害避難の際、避難所での新型コロナウイルス感染症防止対策につ

いて、備えは万全か、お聞きいたします。

次に、国の特別定額給付金は4月28日時点で、住民基本台帳に記録されている人となっているが、当町では、出産や育児等の支援や手当が充実しているとは思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、不安を抱きながら妊娠期を過ごされ、お子さんが生まれた世帯に対して新生児特別給付金を設けている自治体が、近隣や全国でも広がっていますが、当町でも検討できないか、伺います。

次に、いわびつ体験農園について質問いたします。

いわびつ体験農園は、国庫補助事業を用いて平成12年度より利用を開始し、休憩所やあずまや、水洗トイレ、また、水道、電牧線等、観光農園として整備され、平成30年からは指定管理業者である株式会社フォレストで運営されていますが、町報等の利用者募集でもあまり効果がなく、町や指定管理者それぞれ大変苦勞されております。47区画中で、町民、町外でどれだけの利用者がいるか伺います。今の観光農園の状態は、利用されていない場所は草地になっていますが、利用希望者をいつでも現地に案内できるような畑地にすることは可能か伺います。

次に、指定管理者の指定期間が来年3月31日で終了しますが、更新等どのようなになるかお聞きいたします。

以上6点について質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。あとは自席にて質問させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、里見議員のご質問にお答えをいたします。

1点目ですが、原町赤十字病院の新型コロナウイルス感染症陽性者事務職員1名発生につきましては、濃厚接触者をはじめとして、関係者全ての陰性が確認できたため、9月3日から通常どおりの診療を再開しております。

新型コロナウイルス感染症患者の人権問題につきましては、町のホームページ、群馬県の関連ページのリンクを掲載しており、相談窓口も分かるようになっております。町の広報10月号でも周知をしていく予定でございます。

全国的にインターネット、SNS上において、誹謗中傷や不当な差別的扱いをされる事例が報道され、問題となっております。個人を特定し、誹謗中傷や差別的な言動をされますと、

感染された方からの情報提供がなくなるおそれがあり、感染経路を調べられず、感染拡大につながるおそれがあります。そして、何よりも、感染者は感染症の被害者ということを忘れず、その人への人権の配慮を欠いてはなりません。現在、最前線で新型コロナウイルス感染症の治療等に当たっている医療関係者や、そのご家族がいらっしゃいます。また、今後、町民や近隣町村で感染者が発生した際においても、まず、正確な情報提供をし、保健センターの相談窓口での精神的ケア等を行いながら、対応に努めたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、ご理解、ご協力を心からお願いいたします。

現在、町民の感染者や濃厚接触者はおりませんが、予防は一人一人の感染症対策が一番重要でございます。今後も感染症対策会議を行いながら、感染予防の啓発や正確な情報提供に努め、この困難な状況乗り越えていきたいと考えております。

2点目のコロナ禍での避難所の備えについてですが、新型コロナウイルス感染症の現在の状況を踏まえると、避難者の密度を下げ、人との十分なスペースを確保するなど、避難所における感染症対策を徹底する必要があるがございます。災害避難の際、避難所で町民の方に検温やマスク着用等のご協力をお願いする部分もありますが、町の備蓄品も活用し、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえつつ、必要な対策に取り組んでまいります。

3点目の新生児特別給付金の検討でございますが、現在町民生活や地域経済を下支えするための各種給付や、補助措置などの支援策を講じているところであり、ご質問の新生児に特化した給付金の創設は、実施しない方向で考えております。

4点目のいわびつ体験農園の現状でございますが、ご案内のとおり、平成30年7月より株式会社フォレストが指定管理者として管理運営をしております。利用状況でございますが、令和元年度5区画5人となっており、全て町内の方が利用されております。管理状況でございますが、昨年度は議員、また監査委員からご指摘があり、担当課が指定管理者と協議を行いながら改善に努めてきたところでございます。

本年3月末に、指定管理者より、基本協定16条第2項の規定により施設の維持管理に関する業務を外部に委託したいとの届けがあり、現在は承認をいたしております。障害者施設あにまーとが圃場管理に関する業務を行っております。

5点目の利用希望者が畑地として利用できるかとのことでございますが、先ほどの障害者施設あにまーとが除草等の管理を行い、利用可能な状態となっております。また、管理作業を行うことにより、障害者の方の就労意欲につながるなどの農福連携が取り組まれてきております。

6点目の今後でございますが、指定期間が令和3年3月31日をもって1期目が満了となることから、現在、東吾妻町指定管理者選定委員会において、2期目の選定についてご議論をいただいております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 先日、コロナ禍の避難所の設営や運営方法等、感染症に対応した研修会があったと思いますが、当町からも役場職員が参加したことと思います。先日、コロナ対策による備品等述べられましたが、全避難所に備蓄できるということよろしいでしょうか。

例えば、この間の研修会、段ボールベッドの作り方とか、囲い等あったと思うんですが、それらが今避難所の中に備蓄してあるのかどうか、その辺の確認と全避難所にその備蓄品が備えてあるか、その辺をお聞きします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の補正でお願いをいたしました間仕切り等の購入がございます。

この個数によりますと、全避難所というにはちょっと数的には少ないかというふうに思いますので、今後、この点については数を増やしていくということが必要かと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 例えば避難所でマスクとか手洗いというのはすぐ使えますが、昨日、教育長が小学校での手洗いですか、バルブ式からワンタッチレバー式へ換えると、こういったものはマスクや消毒液と違って、なかなかすぐにはできないと思うんですが、時間をかけてでもいいですから、ワンタッチレバーというのは便利だと思いますので、その辺検討はできるでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 学校施設等が避難所になっている場合には、レバー式等に学校で変換をするということになります。残りの公民館等の水道施設につきまして、今後はそのような形で、だんだんとレバー式にしていくことができるかと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 分かりました。

それと、先ほど質問しました新生児特別給付金ですが、この近辺ですと長野原町がやるということで、そのほかにも吉岡町、昭和村、桐生市、伊勢崎市等の自治体でも来年の令和2

年度末ということで、4月1日ですかね、そこまでに生まれた新生児の給付をするということなんですが、先ほど申し上げましたが、結構町も福祉も充実しているとは思いますが、新生児、生まれる数も、よその自治体と比べればそんなに本当に多くないです。少ない人数なものですから、ぜひ検討していただきたいと思いますが、もう一度町長の考えをお聞きいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 以前からの子育て支援、それから今回の感染症対策の事業等でも、新生児に対します補助支援事業というものはかなり行っておりますので、特段、今回新たに給付金の創設というものはよいだろうというふうな考えでいるわけでございます。今後のこの感染症の拡大がさらに進む、あるいは周辺の状態等も勘案して、検討をする必要がございましたら、そのような形で検討を進めていくこともしたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 分かりました。

いわびつ体験農園のことなんですが、これから利用者を増やすためにも、環境の整備として、入り口に区画された看板があるんですが、それがぼろぼろの案内看板で、更新もしなくてはいけないんじゃないかと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういった看板も一つのイメージでありまして、そのような看板の農地を使えないというふうな感覚も出てくるのかと思いますので、そういったものも今後は整備する方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 吾妻の福祉を推進する会に観光農園の一部を業務委託したということですが、委託内容については、今現在は委託しているんでしょうか。それともまだ来年の3月31日まではフォレストが指定管理者としてやっていると思いますが、もう委託したのか、それとも来年の3月31日以降に吾妻の福祉を推進する会に委託するのか、その辺をお聞きします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、あくまでも指定管理者のフォレストが、あにまーとに依頼をして行っているというところでございますので、今後、フォレストが指定管理、さらに2期目を続けるということになっても、あにまーとが、フォレストさんの

要請に応じて除草等の管理を行っていくということでございます。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） いわびつ体験農園で、私も去年からいろいろ農林課へ行って、いろいろ草が伸び放題でどうすんだということで何度も足を運んだんですが、今年行って、7月の時点では少し伸びていたんですが、8月の下旬頃行ったら、草は刈ってありました。しかしながら、冬の間は草等も枯れていますけれども、春先から草の伸びが非常に早くて、一月もたつと手がつけられないような状態になります。そんなことで、利用者のいない畑、要するに、誰も借手がいない畑が主にすごいんですが、畑の除草剤とかトラクターの運転経験者による畑の耕うんですか、そういったものを指定管理者と協議してすることも必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 耕作区画以外のところの除草ということだと思いますけれども、そういう面につきましても、あにま一となり、また、近く集落の皆様をお願いをするとか、そういう方法も考えられますので、極力雑草がはびこるような状態というものはないようにしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 指定管理者のフォレストから、令和元年度の事業報告というのをいただいておりますが、指定管理料34万6,000円で繰越金が6万8,003円という報告なんですが、この6万8,003円は繰越しとしてどこに入るのか、その辺ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（須崎幸一君） 暫時休憩とします。

（午後 1時23分）

○議長（須崎幸一君） 再開します。

（午後 1時24分）

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 単年度で考えると、余剰金が出ておるということでありますけれども、来年もう一年ございますので、そういうものは来年度に使用できるものでございますので、また来年度過ぎた時点で、その点はチェックしていきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 実は昨年度の繰越しが3万4,769円あります。この繰越金は今年の令和元年度事業報告の中に入っているのかどうか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 1年ごとに精算をしているわけではございませんので、3年間の考えでいきますので、まだもう一年度ありますので、その中でどうなるかということで。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 観光農園ですが、都会のほうでは抽せんとかということで大人気なんです、このやっぱり田舎ですと、なかなか利用者が集まらないということで、47区画中5件ということで、それもコニファーに関係ある方ではなく、町内だけということで、非常にちょっと残念だなと思っております。そんなことで、コニファーのほうも、私ホームページちょっと見たんですが、コニファーのホームページではなかなか見つけられないんですね。また、杉並区のホームページでも、この観光体験農園、なかなか見てない。ただ、インターネットでは、いわびつ体験農園を検索できます。そんなことで、ぜひともコニファーいわびつや、杉並区のホームページでも、この体験農園が検索できるように声をかけていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、議員のおっしゃるとおり、これにつきましては、コニファーあるいは交流の杉並区でも大いにPRをしていただいて、そしてこの農園を使っていただくようにしてもらいたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 分かりました。

やっぱり私自身、結構平沢のほう上っていくんですが、行くたびに見ると、草が生えて、このまわくわを持つといっても根っこだらけであれなんで、今度吾妻の福祉を推進する会ですか、そこをお願いするということなんで、ぜひとも町もいろいろ協力し合って、なるべく草が出ないような対策を取って、利用者が見に行きたいよと言ったときには、看板がきれい

になって畑も黒々としているような状況になればいいなといつも思っているんですが、今後とも指定管理者と協力していきながら、いい農園にしていってもらいたいと思いますが、町長、最後に一言お願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 里見議員には、いわびつ体験農園、頻繁に現状を見ていただいて、ありがとうございます。

ご指摘のようなことでございますので、今後は農園としていつも作物がいっぱい作られているような状況が非常に理想でございますので、それに近づけるよう努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

○7番（里見武男君） ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 以上で、里見武男議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長(須崎幸一君) 閉会の前に、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 令和2年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会されました今期定例会におきましては、人事案件2件、報告関係2件、決算関係8件、条例関係9件、予算関係5件、その他2件を提案させていただき、全て原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

今回の審議結果や一般質問などで、多岐にわたるご意見や具申もございましたが、これらの状況を真摯に受け止め、今後、町政を執行する中で生かしていきたいと存じます。

また、議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と、町政に対する熱意に対しまして、感謝を申し上げる次第でございます。

コロナウイルス感染症につきましては、郡内における感染者の発生があり、当町においても予断を許さない状況が続いております。引き続きコロナウイルス感染症対策をしっかりと継続していきたいと思っております。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会に際し、ご挨拶を申し上げます。

令和２年第３回定例会は、９月４日から本日まで13日間にわたり開催され、人事案件２件、報告２件、選挙１件、令和元年度決算認定８件、条例関係９件、補正予算５件、その他２件の執行部提案に加え、委員会提出議案２件等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には７人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また、諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心より御礼を申し上げます。

会議の中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思えます。事務執行に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待をしております。

さて、これから迎える秋は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、郡民スポーツ大会などのスポーツ行事や秋祭りなども中止、あるいは規模縮小とするところも多いようでございます。今後につきましても、感染防止のため、新しい生活様式を踏まえた行動が求められると思いますので、健康には十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上をもって、令和２年第３回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後 １時３９分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署 名 議 員 高 橋 徳 樹

署 名 議 員 里 見 武 男

署 名 議 員 小 林 光 一